

令和4年度
(2022年度)

高崎市包括外部監査報告書

高崎市包括外部監査人

公認会計士 針谷 光秋

目 次

第1章 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 特定の事件（テーマ）の選定理由	1
4 外部監査の方法	1
5 外部監査の対象期間	2
6 外部監査の実施期間	2
7 包括外部監査人及び補助者について	2
8 利害関係	2
9 その他	2
第2章 高崎市における学校教育に関する組織	3
1 高崎市の学校教育に関する組織	3
第3章 財政の状況	9
1 高崎市教育費の推移	9
2 教育費目的別支出の推移について	9
3 教育費の財源別内訳の推移について	10
4 高崎市の学校教育支出の規模について	11
5 小学校費	12
6 中学校費	13
第4章 学校の概要	14
1 高崎市の学校について	14
2 高崎市の児童生徒数の状況	16
3 高崎市の教員数及び学級の状況	17
4 学校の状況	18
(1) 小学校の規模について	18
(2) 小学校の児童数の推移について	21
(3) 小学校教員及び職員の状況	23
(4) 中学校の規模について	25
(5) 中学校の生徒数の推移について	26
(6) 中学校の教員及び職員の状況	27
(7) 児童生徒の学力について	28
(8) いじめ、不登校について	28
第5章 教育施策の概要	29
1 高崎市教育大綱について	29

2	点検・評価報告書	33
3	学校教育における ICT の取り組み	63
	(1) 高崎先端 ICT 教育協議会	64
	(2) 高崎市 GIGA スクール研究会	65
	(3) 教員の研修について	66
	(4) 校務支援システムについて	68
	(5) タブレットの利用制限について	69
4	英語教育について	70
	(1) 高崎市英語教育抜本改善検討会議について	70
	(2) 教育課程特例校について	70
	(3) ALT について	70
5	新型コロナウイルス感染症禍における対応	70
	(1) 予算の対応	70
	(2) 臨時休校等	71
	(3) 休校時の学習フォロー	72
	(4) 衛生面の対応	73
	(5) 給食の対応	74
	(6) 運動会、修学旅行の対応	74
6	いじめ対策について	75
	(1) いじめの問題に対する法令、指針等	75
	(2) 高崎市におけるいじめ防止に向けた取組	77
	(3) 認知したいじめに対する対応について	81
7	学校再編について	83
第6章	教員の労働状況と働き方改革について	85
1	教育職員の労働環境を巡る全国的な状況	85
	(1) 日本の教育職員の長時間労働の実態	85
	(2) 教育職員の時間外労働に関する法令等	87
	(3) 教育職員の働き方改革推進のための取組み状況	89
2	高崎市における教育職員の労働環境を巡る状況	91
	(1) 教育職員の勤務条件について	91
	(2) 教育職員の勤務時間の上限に関する指針等	92
	(3) 高崎市における教育職員の超過労働時間の現状	96
	(4) 高崎市における教育職員の長時間勤務を改善するための取組について	97
	(5) 有給休暇について	101
第7章	学校アンケートについて	102
1	アンケート質問項目について	102

2	回答件数について	102
(1)	小学校（課題）	103
(2)	小学校（改善要望）	103
(3)	中学校（課題）	103
(4)	中学校（改善要望）	103
3	回答について	104
(1)	小学校（課題）	104
(2)	小学校（改善要望）	107
(3)	中学校（課題）	110
(4)	中学校（改善要望）	113
第8章	個別事業について	116
1	監査対象事業の選定について	116
2	個別の事業について	118
No 1	一般経費（奨学資金貸付金・奨学基金積立金）	120
No 2	学校教育指導事業	127
No 3	英語教育指導事業	131
No 4	やるベンチャーウィーク推進事業	134
No 5	学力アップ推進事業	136
No 6	教育調査研究・研修事業	140
No 7	教育相談事業	143
No 8	適応指導教室事業	145
No 9	小学校教育振興事業（準要保護児童就学援助費）	147
No 10	小学校教育振興事業（特別支援教育就学奨励費）	151
No 11	中学校管理経費（需用費）	153
No 12	中学校管理経費（消防設備保守点検委託料）	156
No 13	中学校管理経費（スクールバス運行管理委託料）	158
No 14	中学校管理経費（タブレット保守委託料）	160
No 15	中学校管理経費（仮設校舎借上料）	162
No 16	中学校教育振興事業（教材用備品購入費）	164
No 17	中学校教育振興事業（教師用指導書等購入費）	165
No 18	中学校教育振興事業（楽器購入費）	167
No 19	中学校教育振興事業（準要保護生徒就学援助費）	169
No 20	高等学校管理経費（負担金補助及び交付金）	172
No 21	幼稚園教育振興事業（子育てのための施設等利用給付）	174
No 22	幼稚園教育振興事業（幼稚園型一時預かり事業費補助金）	175
No 23	幼稚園教育振興事業（気になる子対策補助金）	177

No 2 4	給食事業.....	179
No 2 5	林間学校管理経費.....	191
No 2 6	大学運営経費（運営費交付金）.....	196
第 9 章	指摘及び意見.....	198

凡例

- 1 金額は、単位の記載がない場合は円単位とした。
- 2 千円単位で表示したものは、単位未満を四捨五入した。
- 3 文中及び各表中で用いる比率（％）は、表示未満の位を四捨五入した。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0.0」 当該数値はあるが表示単位未満のもの
 - 「－」 当該数値または該当するものがないもの
 - 「△」 負数を示し増減を示すときは減を表すもの

略称の表記

- 1 ALT 外国語指導助手
- 2 JET-ALT 地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下に実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業（JET：The Japan Exchange and Teaching Programme）」により配置されている外国語指導助手

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

学校教育に関する事務の執行について

3 特定の事件（テーマ）の選定理由

学校教育を取り巻く環境は、少子化の加速や地域社会の変化に大きな影響を受けている。いじめや不登校、子どもの貧困など児童の課題だけでなく、教職員の長時間労働の常態化、近年の新型コロナウイルス感染症の対応として学校教育のICT等学校側の抱える課題も多様化、高度化している。

このような状況下において高崎市は「生涯学び続け、心豊かにたくましく生きぬく子ども」の育成を目指し、「学力アップ大作戦」や「中学生休日学習相談ステーション」の展開による児童生徒が負担なく気軽に学ぶことができる環境づくりや、英語指導助手の充実、中学校2年生を対象とした英語4技能テストの実施など英語力向上に向けた取り組みを推進している。

また、令和3年度からは、GIGAスクール構想を推進し、タブレット端末を活用した学習環境の充実を図っている。

令和3年度における学校教育に関する事業費の予算は65億円と一般会計予算1,649億円に占める割合は4%と高い。児童生徒の教育環境・支援については将来の高崎市の担い手の育成のために非常に重要な活動であることから、これらの事業に限られた市の予算、人員の中で効果的、かつ効率的に機能することが重要である。

以上のようなことから、高崎市における学校教育に関する事業に係る事務執行が適切に行われているかを監査することは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ① 事務の執行は法令や条例等に準拠して適正に行われているか。
- ② 事務の執行が効率的かつ効果的に行われているか。
- ③ 契約に係る事務及び物品等の管理が適切に行われているか。
- ④ 事務を執行する部局の組織体制や人員配置が適切であるか。
- ⑤ 事務の執行にあたって庁内で十分な連携が行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 学校教育に関する事業に係る事務の執行に関連する根拠法令等を確認し、事務処理に関連する資料の閲覧及び関係部署からの聴取により、事務手続が適切に行われているかを確認。
- ② 学校教育に関する事業に関連する契約事務が適切に行われているかを確認。
- ③ その他必要と認められる手続を行う。

5 外部監査の対象期間

令和3年度とする。ただし必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

7 包括外部監査人及び補助者について

職務	氏名	資格
包括外部監査人	針谷 光秋	公認会計士
補助者	村越 芳美	弁護士
	高瀬 徹	税理士
	小野関 龍洋	公認会計士
	新井 勇樹	公認会計士
	木倉 也寸人	公認会計士

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 その他

この報告書は、地方自治法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」を「指摘」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

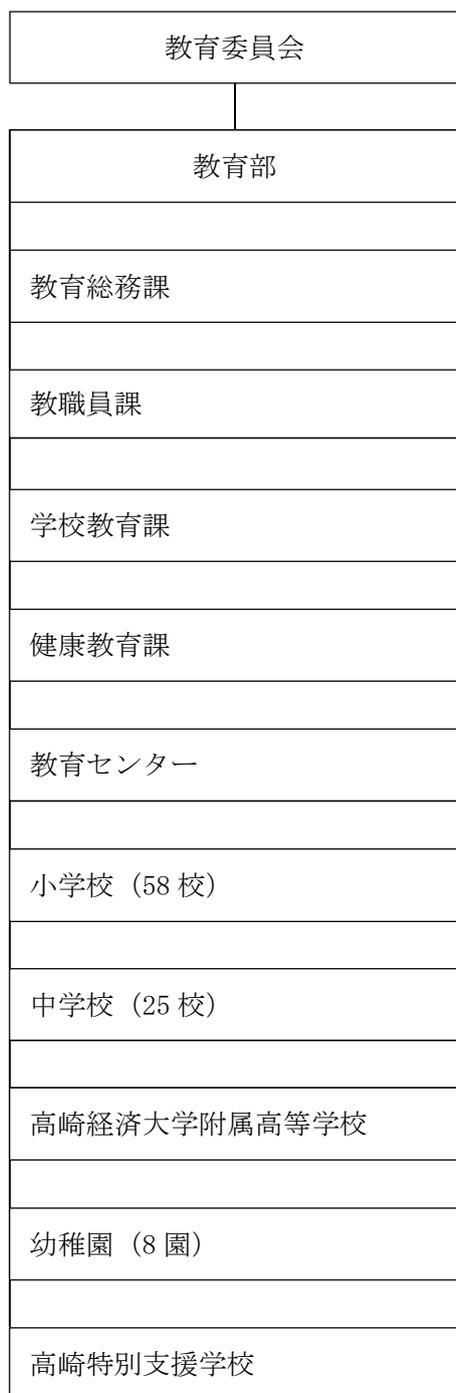
なお、報告書中の各項目についての計数は、端数処理の関係で数値が一致しない場合がある。

第2章 高崎市における学校教育に関する組織

1 高崎市の学校教育に関する組織

(1) 教育委員会

令和3年度の教育委員会の組織図より学校教育に関連する部署を抜粋したものである。



(資料：「教育要覧」)

(2) 分掌事務について

① 教育総務課

課・担当名	人数	分掌事務
教育総務課	課長 1名 課長補佐 3名 係長 1名	
総務担当	5名	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書に関する事項 ・教育委員会会議に関する事項 ・事務局全般に関する事務の企画及び各課の連絡調整に関する事項 ・人事、服務、給与及び福利厚生に関する事項
経理担当	4名	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会予算及び決算の総括に関する事項 ・学校及び幼稚園予算の編成、令達及び執行に関する事項 ・GIGA スクール構想の推進に関する事項
施設担当	6名	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の整備及び維持管理に関する事項 ・教育財産の総括管理等に関する事項

② 教職員課

課・担当名	人数	分掌事務
教職員課	課長 1名 課長補佐 3名	
学事担当	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童及び生徒等の就学及び転退学に関する事項 ・ 奨学金に関する事項 ・ 就学援助に関する事項 ・ 特別支援教育に関する事項 ・ 体験入学、外国籍児童生徒の転入学に関する事項
幼稚園担当	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法に基づく認定に関する事項 ・ 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費に関する事項 ・ 地域子ども・子育て支援事業に関する事項（一時預かり等） ・ 市立幼稚園の保育料等に関する事項 ・ 私立幼稚園の振興に関する事項（運営費補助等）
教職員担当	4名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の人事及び評価に関する事項 ・ 教職員の服務等及び交通事故・学校事故等に関する事項 ・ 児童、生徒数調査と教職員定数に関する事項 ・ 月例児童生徒数等報告に関する事項 ・ 非常勤講師の併任発令・月例実績報告に関する事項 ・ 表彰及び叙勲関係に関する事項 ・ 教職員の公務災害・病休・産育休・休暇等に関する事項

③ 学校教育課

課・担当名	人数	分掌事務
学校教育課	課長 1名 課長補佐 2名	
指導担当	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教委、市庁内各課及び学校等の連絡調整に関する事項 ・ 学校訪問指導、研修に関する事項 ・ 学力向上推進事業及び研究指定校等に関する事項 ・ 学力アップ推進事業に関する事項 ・ 特別支援教育及び教育支援全般に関する事項 ・ 校外学習及び体験活動に関する事項 ・ 教科書給与・副読本等作成に関する事項 ・ ALT 関係及び国際理解教育に関する事項 ・ 学校支援員、介助手、スクールバス介助手、ゆうあい助手、図書館指導員、言語指導者の任用、配置に関する事項 ・ 生徒指導に関する事項 ・ 情報教育及び情報管理に関する事項 ・ 音楽教育及び音楽活動に関する事項 ・ キャリア教育・進路指導に関する事項 ・ 高等学校教育推進事業に関する事項 ・ 幼稚園・幼児教育に関する事項 ・ 学校評価に関する事項 ・ 各種申請・届に関する承認許可に関する事項 ・ 特別支援教育及び教育支援全般に関する事項 ・ スクールソーシャルワークに関する事項

④ 健康教育課

課・担当名	人数	分掌事務
健康教育課	課長 1名 課長補佐 5名 係長 1名 所長 4名	
学校保健担当	4名	・学校保健に関する事項
学校体育担当	2名	・学校体育に関する事項
和田橋 交通公園	2名	・施設の維持管理に関する事項 ・交通公園運営事業に関する事項
学校給食担当	5名	・学校給食室の維持管理に関する事項 ・給食費に関する事項 ・学校給食管理運営に関する事項 ・学校給食栄養管理及び衛生管理に関する事項
学校給食費 収納担当	2名	・学校給食費の収納対策に関する事項
箕郷学校給食 センター	1名	・給食調理に関する事項 ・施設の維持管理に関する事項
群馬学校給食 センター	23名	
吉井学校給食 センター	19名	
榛名林間学校 榛名湖荘	6名	・施設の維持管理に関する事項 ・林間学校受け入れ業務に関する事項

⑤ 教育センター

課・担当名	人数	分掌事務
教育センター	所長 1名 次長 1名	
	18名	<ul style="list-style-type: none"> ・経年研修、職能研修、専門研修に関する事項 ・研究員に関する事項 ・人材育成に関する事項 ・教育支援センターの管理運営、指導に関する事項 ・教育相談業務の実施、連絡、調整に関する事項 ・学力調査等に関する事項 ・道徳教育、道徳支援事業に関する事項 ・情報教育に関する研修及び管理職事務に関する事項 ・情報管理に関する事項 ・予算編成・執行及び庶務会計に関する事項 ・ICT支援に関する事項 ・研究員に関する事項 ・経年研修、職能研修に関する事項 ・不登校対策に関する事項 ・教育相談業務の実施、連絡、調整に関する事項
教育支援センター	19名	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センターの指導に関する事項

第3章 財政の状況

1 高崎市教育費の推移

平成23年度から令和3年度までの一般会計決算における教育費と歳出合計の推移は次表のとおりである。

平成23年度と比較すると、教育費は支出額、割合ともに減少傾向にある。

(単位：千円)

年度	教育費 ①	歳出合計 ②	教育費割合 (①/②)
令和3年度	13,827,237	176,838,917	7.8%
令和2年度	14,358,497	201,846,531	7.1%
令和元年度	14,767,956	164,211,551	9.0%
平成30年度	14,524,339	161,807,106	9.0%
平成29年度	15,234,276	159,303,638	9.6%
平成28年度	15,594,617	161,816,809	9.6%
平成27年度	16,276,764	157,515,753	10.3%
平成26年度	16,693,467	156,968,586	10.6%
平成25年度	16,019,299	152,425,203	10.5%
平成24年度	15,829,028	148,332,475	10.7%
平成23年度	17,890,294	151,456,714	11.8%

(資料：「高崎市歳入歳出決算書及び附属書類」)

2 教育費目的別支出の推移について

平成23年度から令和3年度までの5年ごとの目的別歳出の推移は次表のとおりである。

小学校費は平成23年度4億2,002万円、平成28年度3億1,893万円の学校建設費が発生しており、中学校費は平成23年度9,570万円、平成28年度1億1,380万円の学校建設費が発生しているため、当該学校建設費を除くと増加傾向となっている。

幼稚園費の平成28年度から令和3年度にかけての増加の主な要因は平成27年4月に子ども子育て支援新制度の給付費が発生していることによる増加である。

特別支援学校費が平成28年度から令和3年度にかけて減少している主な要因は職員が嘱託へと切り替わったことによる職員人件費の減少である。

保健体育費は平成28年度までは10款(教育費)8項(保健体育費)3目(体育費)の一部と4目(体育施設費)で支出していた事業費が、令和3年度からは2款(総務費)2項(文化スポーツ振興費)4目(スポーツ振興費)及び5目(スポーツ施設費)へと所管が変更されたことによる減少である。

大学費は大学施設整備事業として用地買収費2億4,254万円が発生したことにより平成23年度が多額となっているものである。

(単位：円)

項目	区分	平成 23 年度	平成 28 年度	令和 3 年度
教育総務費	金額	1,624,894,513	1,651,939,510	1,760,942,420
	一般会計比率	1.07%	1.02%	1.00%
小学校費	金額	2,472,185,030	1,897,411,787	2,080,951,876
	一般会計比率	1.63%	1.17%	1.18%
中学校費	金額	2,091,731,551	2,195,843,468	1,339,413,304
	一般会計比率	1.38%	1.36%	0.76%
高等学校費	金額	616,963,291	596,664,909	605,901,272
	一般会計比率	0.41%	0.37%	0.34%
幼稚園費	金額	802,383,932	817,092,409	1,012,402,250
	一般会計比率	0.53%	0.50%	0.57%
特別支援学校費	金額	74,042,851	82,733,853	47,337,256
	一般会計比率	0.05%	0.05%	0.03%
保健体育費	金額	5,503,705,937	5,171,121,430	3,798,556,568
	一般会計比率	3.63%	3.20%	2.15%
大学費	金額	642,086,295	356,295,900	420,076,744
	一般会計比率	0.42%	0.22%	0.24%

(資料：「高崎市歳入歳出決算書及び附属書類」)

3 教育費の財源別内訳の推移について

教育費の財源別の推移は次表のとおりである。地方債から一般財源へとシフトしている。

(単位：千円)

年度	一般財源		国(県)支出金		地方債		その他	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
令和 3 年度	10,894,184	76%	721,716	5%	321,300	2%	2,337,555	16%
平成 28 年度	11,939,812	75%	595,068	4%	761,100	5%	2,697,497	17%
平成 23 年度	13,079,550	70%	526,943	3%	2,376,600	13%	2,575,963	14%

(資料：「教育要覧」)

4 高崎市の学校教育支出の規模について

群馬県内 12 市の令和 2 年度普通会計決算における教育費の歳出額を比率の高い順に並べると次表のとおりである。

高崎市は県内の市の中では歳出合計における教育費の割合が低い水準であることが分かる。また、群馬県の 12 市の平均値は全国市区町村平均値と近い水準にある。政令指定都市は全国市区町村平均よりも高い水準にあり、特別区平均も全国市区町村平均を上回るが中核市平均は下回っており、高崎市の水準は中核市の平均に近いものである。

(単位：千円)

市	教育費 ①	歳出合計 ②	教育費割合 (①/②)	
みどり市	4,600,289	27,091,323	16.98%	
桐生市	9,876,832	60,610,977	16.30%	
沼田市	4,203,866	28,613,972	14.69%	
太田市	15,560,532	108,274,265	14.37%	
富岡市	3,823,243	29,089,629	13.14%	
渋川市	5,140,705	43,950,726	11.70%	
藤岡市	3,788,253	33,460,016	11.32%	
館林市	3,799,969	37,504,755	10.13%	
高崎市	19,187,860	201,841,232	9.51%	
伊勢崎市	9,270,428	98,537,538	9.41%	
安中市	2,777,456	29,883,213	9.29%	
前橋市	15,413,358	187,813,666	8.21%	
合計	97,442,791	886,671,312	10.99%	
種別	全国市区町村※	8,104,276,746	75,023,517,357	10.80%
	政令指定都市	2,521,412,838	17,874,384,552	14.11%
	特別区	570,113,363	4,991,422,707	11.42%
	中核市	1,072,447,149	11,644,557,233	9.21%

(資料：総務省「市町村別決算状況調」)

※全国市区町村は都市別合計と町村別合計を単純合計により算出

5 小学校費

令和2年度の群馬県内12市の普通会計における小学校費を令和2年度の公立小学校の児童数で案分した1人当たり小学校費を比較すると次表のとおりである。高崎市は児童1人当たり小学校費が県内において低い水準にあることが分かる。また、全国市町村平均は高崎市の210.70%と高水準にある。

(単位：千円、人)

市		小学校費 ①	児童数 ②	1人当たり小学校費 (①/②)
太田市		3,871,415	12,301	315
渋川市		994,245	3,295	302
藤岡市		878,310	3,010	292
桐生市		1,208,749	4,376	276
前橋市		3,778,068	15,818	239
みどり市		563,836	2,567	220
安中市		533,270	2,437	219
館林市		788,070	3,674	214
富岡市		470,816	2,283	206
高崎市		3,592,081	19,179	187
伊勢崎市		1,783,444	11,287	158
沼田市		278,025	2,038	136
合計		18,740,329	82,265	228
種類別	全国市区町村	2,404,556,814	6,107,702	394

(資料：総務省「市町村別決算状況調」、e-Stat「学校基本調査」)

6 中学校費

令和2年度の群馬県内12市の普通会計における中学校費を令和2年度の公立中学校生徒数で案分した1人当たり中学校費を比較すると次表のとおりである。高崎市は生徒1人当たり中学校費が県内において低い水準にあることが分かる。また、全国市町村平均は高崎市に比して305.80%と高い水準にあることが分かる。

(単位：千円、人)

市	中学校費 ①	生徒数 ②	1人当たり中学校費 (①/②)	
前橋市	3,000,144	8,003	375	
桐生市	846,710	2,338	362	
富岡市	391,791	1,199	327	
安中市	403,667	1,257	321	
藤岡市	536,739	1,683	319	
みどり市	391,971	1,411	278	
館林市	507,290	1,919	264	
伊勢崎市	1,378,285	5,665	243	
太田市	1,182,482	6,318	187	
渋川市	322,644	1,746	185	
高崎市	1,340,494	9,731	138	
沼田市	138,907	1,223	114	
合計	10,441,124	42,493	246	
種類別	全国市区町村	1,247,273,039	2,957,185	422

(資料：総務省「市町村別決算状況調」、e-Stat「学校基本調査」)

第4章 学校の概要

1 高崎市の学校について

高崎市が設置する公立学校は以下の小学校 58 校、中学校 25 校、高等学校 1 校、幼稚園 8 園、特別支援学校 1 校となっている。

(1) 小学校

番号	学校名	番号	学校名	番号	学校名
1	中央小学校	21	岩鼻小学校	41	金古南小学校
2	北小学校	22	京ヶ島小学校	42	桜山小学校
3	南小学校	23	滝川小学校	43	新町第一小学校
4	東小学校	24	東部小学校	44	新町第二小学校
5	西小学校	25	中居小学校	45	下室田小学校
6	塚沢小学校	26	北部小学校	46	中室田小学校
7	片岡小学校	27	西部小学校	47	上室田小学校
8	寺尾小学校	28	乗附小学校	48	里見小学校
9	佐野小学校	29	浜尻小学校	49	久留馬小学校
10	六郷小学校	30	矢中小学校	50	下里見小学校
11	城南小学校	31	城山小学校	51	宮沢小学校
12	城東小学校	32	鼻高小学校	52	吉井小学校
13	新高尾小学校	33	倉淵小学校	53	吉井西小学校
14	中川小学校	34	箕輪小学校	54	多胡小学校
15	八幡小学校	35	車郷小学校	55	入野小学校
16	豊岡小学校	36	箕郷東小学校	56	馬庭小学校
17	長野小学校	37	金古小学校	57	南陽台小学校
18	大類小学校	38	国府小学校	58	岩平小学校
19	南八幡小学校	39	堤ヶ岡小学校		
20	倉賀野小学校	40	上郊小学校		

(2) 中学校

番号	学校名	番号	学校名	番号	学校名
1	第一中学校	10	佐野中学校	19	群馬中央中学校
2	高松中学校	11	南八幡中学校	20	群馬南中学校
3	並榎中学校	12	倉賀野中学校	21	新町中学校
4	豊岡中学校	13	高南中学校	22	榛名中学校
5	中尾中学校	14	寺尾中学校	23	吉井中央中学校
6	長野郷中学校	15	八幡中学校	24	吉井西中学校
7	大類中学校	16	矢中中学校	25	入野中学校
8	塚沢中学校	17	倉淵中学校		
9	片岡中学校	18	箕郷中学校		

(3) 高等学校

番号	学校名
1	高崎経済大学附属高等学校

(4) 幼稚園

番号	幼稚園名	番号	幼稚園名	番号	幼稚園名
1	高崎幼稚園	4	塚沢幼稚園	7	吉井西幼稚園
2	南八幡幼稚園	5	くらぶちこども園	8	かぶら幼稚園
3	倉賀野幼稚園	6	吉井幼稚園		

(5) 特別支援学校

番号	学校名
1	高崎特別支援学校

2 高崎市の児童生徒数の状況

高崎市の児童生徒数の推移は次表のとおりである。小学校、中学校、幼稚園ともに減少傾向にあり、特別支援学校は増加傾向にある。下表の全国の公立学校児童生徒数の推移と同様の傾向がみられる。

(1) 高崎市

(単位：人)

区分	平成 23 年度 ①	平成 28 年度	令和 3 年度 ②	増減率 (②/①)
小学校	21,100	20,445	18,783	89%
中学校	10,368	10,095	9,764	94%
高等学校	837	840	841	100%
幼稚園	691	569	359	52%
特別支援学校	73	80	111	152%

(資料：「学校要覧」)

(2) 全国 (公立)

(単位：人)

区分	平成 23 年度 ①	平成 28 年度	令和 3 年度 ②	増減率 (②/①)
小学校	6,887,292	6,483,515	6,223,395	90%
中学校	3,573,821	3,406,029	3,229,697	90%
高等学校 (全日制)	133,402	127,881	117,326	88%
幼稚園	286,323	223,066	128,534	45%
特別支援学校	126,123	139,821	146,285	116%

(資料：e-Stat「学校基本統計」)

3 高崎市の教員数及び学級の状況

高崎市の教員数は学級数の少人数化による増加に比例して増加している。

区分		平成 23 年度 ①	平成 28 年度	令和 3 年度 ②	増減率 (②/①)
小学校	教員数	1,268	1,290	1,281	101%
	学級数	859	854	871	101%
中学校	教員数	693	710	705	102%
	学級数	334	346	368	110%
高等学校	教員数	53	53	54	102%
	学級数	22	24	24	109%
幼稚園	教員数	52	50	51	98%
	学級数	34	31	28	82%
特別支援学校	教員数	46	52	50	109%
	学級数	21	21	28	133%

(資料：「学校要覧」)

4 学校の状況

(1) 小学校の規模について

令和3年度の小学校の児童数、教員数、学級数は次表のとおりである。

1学級当たり児童数の平均値22人に対して30人近い大規模な学級となる学校が3校、5名前後の小規模な学級となる学校が5校存在している。

また、教員1人当たり児童数についても、1学級当たり児童数に比例し平均値の14人に対して20人近い学校が3校存在し、5人未満の学校も4校存在していることから、格差が見られる。

番号	学校名	児童数 ①	教員数 ②	学級数 ③	教員1人 当たり 児童数 (①/②)	1学級 当たり 児童数 (①/③)
1	中央小学校	267	31	13	9	21
2	北小学校	246	19	13	13	19
3	南小学校	241	18	12	13	20
4	東小学校	317	20	14	16	23
5	西小学校	377	23	16	16	24
6	塚沢小学校	521	30	21	17	25
7	片岡小学校	373	23	16	16	23
8	寺尾小学校	309	22	15	14	21
9	佐野小学校	863	44	31	20	28
10	六郷小学校	465	28	20	17	23
11	城南小学校	116	12	7	10	17
12	城東小学校	706	34	25	21	28
13	新高尾小学校	412	25	18	16	23
14	中川小学校	431	25	18	17	24
15	八幡小学校	495	30	22	17	23
16	豊岡小学校	478	28	20	17	24
17	長野小学校	437	27	19	16	23
18	大類小学校	265	20	14	13	19
19	南八幡小学校	371	21	15	18	25
20	倉賀野小学校	567	32	24	18	24

番号	学校名	児童数 ①	教員数 ②	学級数 ③	教員1人 当たり 児童数 (①/②)	1学級 当たり 児童数 (①/③)
21	岩鼻小学校	378	24	18	16	21
22	京ヶ島小学校	440	26	19	17	23
23	滝川小学校	245	17	12	14	20
24	東部小学校	753	40	30	19	25
25	中居小学校	557	37	23	15	24
26	北部小学校	269	20	14	13	19
27	西部小学校	273	19	13	14	21
28	乗附小学校	268	19	13	14	21
29	浜尻小学校	418	25	18	17	23
30	矢中小学校	392	25	18	16	22
31	城山小学校	39	15	6	3	7
32	鼻高小学校	66	12	7	6	9
33	倉渕小学校	105	12	7	9	15
34	箕輪小学校	526	29	22	18	24
35	車郷小学校	104	13	8	8	13
36	箕郷東小学校	460	28	20	16	23
37	金古小学校	366	26	16	14	23
38	国府小学校	437	25	18	17	24
39	堤ヶ岡小学校	608	32	22	19	28
40	上郊小学校	285	19	13	15	22
41	金古南小学校	490	27	20	18	25
42	桜山小学校	690	40	30	17	23
43	新町第一小学校	342	20	14	17	24
44	新町第二小学校	230	19	13	12	18
45	下室田小学校	87	15	7	6	12
46	中室田小学校	38	12	7	3	5

番号	学校名	児童数 ①	教員数 ②	学級数 ③	教員1人 当たり 児童数 (①/②)	1学級 当たり 児童数 (①/③)
47	上室田小学校	30	10	6	3	5
48	里見小学校	161	14	9	12	18
49	久留馬小学校	228	21	14	11	16
50	下里見小学校	190	18	12	11	16
51	宮沢小学校	31	9	5	3	6
52	吉井小学校	360	24	16	15	23
53	吉井西小学校	217	17	12	13	18
54	多胡小学校	56	11	6	5	9
55	入野小学校	122	13	8	9	15
56	馬庭小学校	107	12	7	9	15
57	南陽台小学校	107	13	8	8	13
58	岩平小学校	51	11	7	5	7
合計		18,783	1,281	871	15	22

(2) 小学校の児童数の推移について

小学校の平成23年度から令和3年度までの5年ごとの児童数の推移を比較すると次表のとおりである。

人口が増加している地域の学校は増加しているものの、ほとんどの学校は減少傾向にある。

(単位：人)

番号	学校名	平成23年度	平成28年度	令和3年度
1	中央小学校	257	265	267
2	北小学校	291	257	246
3	南小学校	331	273	241
4	東小学校	162	272	317
5	西小学校	440	418	377
6	塚沢小学校	600	574	521
7	片岡小学校	500	426	373
8	寺尾小学校	448	382	309
9	佐野小学校	900	906	863
10	六郷小学校	660	560	465
11	城南小学校	341	205	116
12	城東小学校	751	716	706
13	新高尾小学校	491	457	412
14	中川小学校	473	471	431
15	八幡小学校	461	513	495
16	豊岡小学校	635	569	478
17	長野小学校	531	473	437
18	大類小学校	247	253	265
19	南八幡小学校	377	391	371
20	倉賀野小学校	586	586	567
21	岩鼻小学校	359	390	378
22	京ヶ島小学校	438	428	440
23	滝川小学校	207	214	245
24	東部小学校	843	869	753
25	中居小学校	663	622	557
26	北部小学校	303	321	269
27	西部小学校	320	263	273

番号	学校名	平成 23 年度	平成 28 年度	令和 3 年度
28	乗附小学校	361	328	268
29	浜尻小学校	488	473	418
30	矢中小学校	416	481	392
31	城山小学校	135	96	39
32	鼻高小学校	203	133	66
33	倉渕小学校	143	119	105
34	箕輪小学校	562	561	526
35	車郷小学校	150	159	104
36	箕郷東小学校	481	471	460
37	金古小学校	276	303	366
38	国府小学校	380	418	437
39	堤ヶ岡小学校	411	555	608
40	上郊小学校	266	251	285
41	金古南小学校	478	541	490
42	桜山小学校	543	624	690
43	新町第一小学校	398	391	342
44	新町第二小学校	270	298	230
45	下室田小学校	165	108	87
46	中室田小学校	86	63	38
47	上室田小学校	61	39	30
48	里見小学校	250	195	161
49	久留馬小学校	312	256	228
50	下里見小学校	279	254	190
51	宮沢小学校	65	46	31
52	吉井小学校	433	393	360
53	吉井西小学校	267	257	217
54	多胡小学校	93	90	56
55	入野小学校	179	139	122
56	馬庭小学校	112	132	107
57	南陽台小学校	144	130	107
58	岩平小学校	78	67	51
合計		21, 100	20, 445	18, 783

(3) 小学校教員及び職員の状況

① 市別小学校教員の状況（令和3年度）

高崎市の教員の男女比はおよそ1:2であり、他市と同様である。教員1人当たり児童数は比較的多い水準である。

(単位：人)

区分	計			校長		副校長	教頭		教諭		養護教諭		養護助教諭	栄養教諭		講師	教員1人あたり児童数	兼務教員数 計		
	計	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女		男	女			計	男	女
前橋市	1,040	375	665	37	9	—	30	16	308	582	—	55	1	—	2	—	15.0	87	27	60
高崎市	1,294	432	862	38	20	—	31	27	363	737	—	68	—	—	10	—	14.5	87	24	63
桐生市	327	133	194	15	2	—	10	7	108	166	—	18	—	—	1	—	12.7	44	15	29
伊勢崎市	700	256	444	18	5	—	17	6	221	403	—	28	—	—	2	—	15.9	47	13	34
太田市	696	250	446	21	3	—	14	10	212	397	—	29	1	2	6	1	16.5	81	20	61
沼田市	185	58	127	7	3	—	6	5	45	106	—	12	—	—	1	—	10.7	31	13	18
館林市	257	96	161	7	4	—	8	3	81	140	—	12	1	—	1	—	13.9	24	6	18
渋川市	252	97	155	10	4	—	10	4	77	130	—	14	—	—	3	—	12.7	26	5	21
藤岡市	211	70	141	8	3	—	8	3	54	123	—	11	—	—	1	—	13.7	41	14	27
富岡市	205	81	124	8	3	—	8	3	65	104	—	12	1	—	1	—	10.8	21	11	10
安中市	211	90	121	11	1	—	9	3	70	100	—	13	—	—	4	—	11.1	15	8	7
みどり市	176	55	121	3	4	1	4	3	48	101	—	9	—	—	3	—	14.0	31	12	19

(資料：「群馬県教育統計情報」)

② 市別小学校職員の状況（令和3年度）

高崎市は他市に比較して事務職員、学校栄養職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員・その他と全般的に多く雇用している。警備員・その他については、高崎市は全ての小学校にALT、支援員、学校図書館指導員を配置しているため多くなっている。

（単位：人）

区分	計			負担法による者 (公立のみ)				その他の者															
				事務職員		学校栄養職員		その他の 教員		事務職員		学校図書 館事務員		養護職員 (看護師等)		学校栄養 職員		学校給食 調理 従事員		用務員		警備員・ その他	
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
前橋市	195	70	125	21	28	—	4	—	—	1	7	—	—	—	—	—	1	—	1	43	3	5	81
高崎市	786	120	666	24	38	—	10	—	—	1	74	—	—	—	—	—	32	2	147	58	59	35	306
桐生市	64	18	46	7	12	—	1	—	—	6	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	12
伊勢崎市	99	17	82	10	19	—	5	—	—	1	17	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	5	41
太田市	382	51	331	7	20	—	3	—	—	1	6	—	1	—	1	—	10	2	92	25	24	16	174
沼田市	61	20	41	4	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	3	8	30
館林市	101	30	71	5	7	—	1	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	17	1	7	60
渋川市	130	35	95	6	9	—	3	—	—	4	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25	73
藤岡市	77	21	56	6	5	—	2	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	12	10	2	37
富岡市	102	21	81	2	9	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	10	3	8	68
安中市	154	33	121	6	6	—	2	—	—	4	14	—	12	—	—	—	4	—	30	10	7	13	46
みどり市	75	20	55	5	3	—	—	—	—	2	11	—	—	—	—	—	—	—	—	12	4	1	37

（資料：「群馬県教育統計情報」）

(4) 中学校の規模について

令和3年度の中学校の生徒数、教員数、学級数は以下のとおりである。

中学校の教員1人当たり生徒数の平均値14人に対し半分程度の学校が4校存在する。

1学級当たり生徒数の平均値27人に対して、倉渕中学校の14人が半分程度であるが、他の学校は平均値に近い人数である。

番号	学校名	児童数 ①	教員数 ②	学級数 ③	教員1人 当たり 生徒数 (①/②)	1学級 当たり 生徒数 (①/③)
1	第一中学校	238	27	10	9	24
2	高松中学校	493	33	18	15	27
3	並榎中学校	370	27	15	14	25
4	豊岡中学校	341	25	14	14	24
5	中尾中学校	580	40	20	15	29
6	長野郷中学校	387	27	15	14	26
7	大類中学校	471	29	16	16	29
8	塚沢中学校	686	42	22	16	31
9	片岡中学校	323	24	13	13	25
10	佐野中学校	646	43	22	15	29
11	南八幡中学校	187	16	8	12	23
12	倉賀野中学校	270	21	11	13	25
13	高南中学校	403	28	15	14	27
14	寺尾中学校	230	20	10	12	23
15	八幡中学校	384	26	14	14	27
16	矢中中学校	347	25	14	14	25
17	倉渕中学校	69	13	5	5	14
18	箕郷中学校	583	39	21	15	28
19	群馬中央中学校	665	41	22	16	30
20	群馬南中学校	715	46	24	16	30
21	新町中学校	337	25	14	13	24
22	榛名中学校	450	33	18	14	25
23	吉井中央中学校	314	23	13	14	24
24	吉井西中学校	151	18	8	8	19
25	入野中学校	124	14	6	8	21
合計		9,764	705	368	14	27

(5) 中学校の生徒数の推移について

中学校の平成23年度から令和3年度までの5年ごとの生徒数の推移を比較すると次表のとおりである。

中学校においても、人口が増加しているエリアは増加傾向がみられるものの、ほとんどの学校で減少傾向がみられる。小学校程顕著な減少傾向はみられないものの、小学校の減少率が高い校区の進学先で減少傾向がみられる。また、教員1人当たり生徒数が僅少な学校の減少率が高い傾向がみられる。

番号	学校名	平成23年度	平成28年度	令和3年度
1	第一中学校	293	274	238
2	高松中学校	549	557	493
3	並榎中学校	452	408	370
4	豊岡中学校	401	379	341
5	中尾中学校	647	615	580
6	長野郷中学校	441	433	387
7	大類中学校	562	473	471
8	塚沢中学校	679	659	686
9	片岡中学校	393	374	323
10	佐野中学校	673	686	646
11	南八幡中学校	166	186	187
12	倉賀野中学校	325	266	270
13	高南中学校	405	409	403
14	寺尾中学校	288	279	230
15	八幡中学校	380	367	384
16	矢中中学校	320	329	347
17	倉渕中学校	102	62	69
18	箕郷中学校	563	625	583
19	群馬中央中学校	558	591	665
20	群馬南中学校	574	601	715
21	新町中学校	313	333	337
22	榛名中学校	581	555	450
23	吉井中央中学校	339	327	314
24	吉井西中学校	191	172	151
25	入野中学校	173	135	124
合計		10,368	10,095	9,764

(6) 中学校の教員及び職員の状況

① 市別中学校教員の状況（令和3年度）

中学校の教員の男女比は1.26：1と男性の比率が高く、県内の学校は同様の傾向となっている。高崎市の教員1人当たり生徒数は13.7人と他市と比較して多めの水準である。

(単位:人)

区分	計			校長		副校長		教頭		教諭		養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	教員1人あたり生徒数	兼務教員数 計		
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	女	女	女		計	男	女
前橋市	593	332	261	18	2	1	—	20	1	293	235	20	—	3	13.4	35	21	14
高崎市	712	397	315	23	2	2	—	23	2	349	278	26	2	5	13.7	51	24	27
桐生市	204	111	93	10	—	1	—	9	1	91	79	11	—	2	11.7	29	13	16
伊勢崎市	396	226	170	11	—	2	—	10	1	203	156	12	—	1	14.3	28	16	12
太田市	440	251	189	13	3	1	—	14	2	223	165	16	—	3	14.0	43	20	23
沼田市	141	90	51	8	1	—	—	8	1	74	37	11	—	1	8.5	26	4	22
館林市	144	84	60	5	—	—	—	5	—	74	54	5	—	1	13.4	11	6	5
渋川市	167	94	73	8	1	—	—	8	1	78	62	9	—	—	10.5	27	13	14
藤岡市	133	81	52	5	—	—	1	5	—	71	46	5	—	—	12.2	14	11	3
富岡市	110	64	46	6	—	—	—	6	—	52	40	6	—	—	10.6	21	6	15
安中市	107	58	49	5	—	—	—	4	1	49	42	5	—	1	11.9	17	7	10
みどり市	126	66	60	5	—	—	—	4	1	57	52	6	—	1	11.2	14	6	8

(資料:「群馬県教育統計情報」)

(7) 児童生徒の学力について

① 令和3年度全国学力・学習状況調査結果の概要について

令和3年度に実施された全国学力・学習状況調査結果において、高崎市は小学校、中学校ともに国語、算数、数学全てにおいて群馬県平均及び全国平均を上回っている。対象は、小学校（第6学年）58校3,133人、中学校（第3学年）25校3,032人である。

② 中学生の英語力について

文部科学省は公立中学校3年生において、「CEFR」のA1の取得割合を50%とする目標を掲げている。「CEFR」のA1とは語学力の国際規格「CEFR」の6段階中1番下にあたる「A1」レベルをいい、英語検定3級に相当するものとされている。

文部科学省の令和3年度英語教育実施状況調査によると、中学校3年生における「CEFR」A1レベル保有者の全国平均は47.0%であり、群馬県平均は60.9%となっている。

高崎市の教育委員会へ中学校3年生における「CEFR」のA1レベル（英検3級）相当以上の英語力を持つ割合について確認を行ったところ、全国平均及び群馬県平均を大きく上回っているとの回答を得た。高崎市独自の英語教育が成果を上げているといえる。

(8) いじめ、不登校について

① 不登校の児童生徒数及びいじめ認知件数

不登校については、コロナ禍により急増している。

いじめについては、教育施策の重点項目に掲げられているため、令和2年度から減少傾向がみられる。

第5章 教育施策の概要

1 高崎市教育大綱について

教育委員会では、平成13年に21世紀の教育行政を長期的な視野で調査・研究し、生涯にわたる教育のあり方や方向性を「高崎市教育ビジョン」として策定し、さまざまな教育課題に取り組んできた。

その後、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長と教育委員会で開催する「総合教育会議」において、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として「高崎市教育大綱」を策定している。

教育委員会では、「高崎市教育大綱」に掲げる5つの施策の視点に基づく教育行政と重点施策の推進を図るため、年度ごとに「高崎市教育行政方針」を策定し、当該年度の教育施策の基本的な考え方や方策を決定するとともに、各事業の内容や目標を具体的に示している。高崎市教育大綱においては、「教育と人づくり」を基本方針の1つに掲げて平成30年度を初年度とし、令和4年度までの5年間、下記の6つの視点及び5つの重点施策により教育を進めている。

I 施策の視点

1. 生涯学び続け、心豊かにたくましく生きぬく子どもの育成

確かな学力の向上を図るため、きめ細かな指導や授業づくりを行っていきます。特に児童生徒の英語力の向上を積極的に推進するとともに、地域の協力を得て「学力アップ大作戦」や「中学生休日学習相談ステーション」を展開し、児童生徒が負担なく気軽に学ぶことができる環境づくりを積極的に推進します。

また、豊かな人間性の育成を図るため、榛名林間学校榛名湖荘での自然体験活動を始めとした価値ある体験活動を実践するとともに、家庭や地域と連携して地域に根ざした特色ある学校づくりに努め、地域とともに歩む学校づくりを推進します。

いじめ防止においては、子どもたちが安心して生活できる学校づくりのため、いじめゼロに向けて「いじめ防止プログラム」を推進し、いじめの根絶に取り組んでいきます。

2. 子どもたちの心身の健康と体力の向上

子どもたち一人ひとりが健康課題に気づき、考え、行動することができるようきめ細かな健康教育を推進します。また、子どもたちの体力の向上と丈夫な体づくりを積極的に支援していきます。さらには、地場産物を取り入れた特色ある学校給食を提供するとともに、給食を通して望ましい食習慣の形成を図っていきます。

3. 安全で多機能な教育環境づくりの推進

快適な学習環境の中で児童生徒が安全に意欲的な学校生活を送れるよう、引き続き施設整備に取り組むとともに、災害等に強い学校づくりを推進していきます。

また、環境や地域性に配慮し、弾力的な集団活動が可能となる施設づくり、地域住民の活動の場としての学校づくりに取り組んでいきます。

4. 地域力を育む社会教育の充実

市民一人ひとりの主体的な学習活動が地域づくりに活かされ、地域力を育む生涯学習社会が創造されるよう、高崎学検定の実施など学習機会や学習情報を提供し、市民ニーズに対応した様々な支援を行っていきます。また、誰もが快適な学習環境で学べるよう公民館を始めとする社会教育施設の整備に努めていきます。

また、図書館においては、利用者サービスと図書館資料の収集の充実を図り、「市民自らの学び」への支援と情報センターとしての役割を推進します。

5. 歴史や文化の薫り高い文化環境づくりの推進

遺跡や古墳を史跡公園として整備するとともに、歴史的建造物の保存管理を進め、文化財に親しむための環境づくりを推進します。民俗行事についても調査や指定を通じて、後世に伝承するための施策を行います。

また、博物館や資料館において、魅力ある展示並びに教育活動を展開することで、歴史学習や生涯学習の場を充実させます。

これらを通じて、文化財の価値や郷土の歴史の素晴らしさを総合的に伝える施策に取り組みます。

さらには、ユネスコ「世界の記憶」に登録された上野三碑などの史跡について、確実に後世に引き継ぐよう保存管理し、本市の歴史資産の価値を広く発信することに努めます。

6. 個人の意欲や能力を尊重したスポーツの推進

市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進し、様々なスポーツレクリエーションの機会を提供することで、体力の向上や健康で心豊かな暮らしの実現に寄与するとともに、競技力の向上や指導者の育成を図ります。

また、スポーツによる様々な交流や国際大会を始めとした大規模大会の誘致を通じて、子どもたちの夢を育み、内面の成長に向けて働きかけるとともに、国際感覚やフェアプレーの精神などを醸成し、豊かな人間性の育成を図ります。

II 重点施策

1. 学力向上への取組

①学力アップ大作戦

全小中学校区で、放課後と土・日曜日を活用して保護者や地域ボランティアの協力のもと、算数・数学や英語の学習会の充実に取り組みます。

②休日学習ステーション

中学生を対象に、通年で公民館を会場にして学習の場を設け、退職教員や大学生等を講師に数学や英語の学習相談に応じていきます。

③ALT を効果的に活用した英語教育の充実

全小中学校に配置された ALT を活用し、小学校入学からネイティブの英語に触れながら英語に親しませたり、授業を充実させたりすることを通じて、高い英語力をもった児童生徒の育成を目指します。

2. いじめ対策の更なる強化

①学校における「いじめ防止プログラム」の推進

市立幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校および高等学校全 93 校園において、高崎市独自のいじめ防止に特化した取組を推進します。

②「いじめ防止担当教諭」を核とした横断的・機動的な取組

高崎市独自のいじめ防止担当教諭を核とした横断的な取組により、教職員間の共通理解を深化させるとともに、機動的な対応を目指します。

③子ども主体の取組の推進・支援

「いじめ防止こども会議」や「中学生リーダー研修会」等を通じ、児童生徒がいじめ防止に主体的に取り組む気運を醸成するとともに、いじめ防止に取り組む児童生徒のネットワークづくりを支援します。

④全市を挙げての取組

市長をトップに、市議会議長、警察署長、医師、弁護士、健全育成団体、保護者等を構成員とした「高崎市いじめ防止推進協議会」の機能を活かし、いじめのないまちづくりを進めます。

3. 多様な教育環境の充実

①「気になる子」対策

幼稚園において特別な支援を必要とする「気になる子」の教育環境の充実を図るため、補助教諭の配置など、きめ細やかな教育に対応するための各園の取組を支援していきます。

②読書活動の推進

司書教諭、学校図書館指導員を核とし、中央図書館との連携のなか、子どもたちの読書活動を推進します。

③児童の自然体験活動

榛名林間学校榛名湖荘において、市内の全小学5年生を対象として自然体験活動を実施します。

④部活動の充実

部活動の教育的重要性に鑑み、一層の充実を図ります。なお、種目等によっては外部指導者を配置する等、適切な配慮を行います。

⑤学校保健活動の推進

医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携のもと、学校保健活動を推進します。

⑥魅力ある学校給食

自校給食の特性を活かして、地産多消で魅力ある学校給食の提供を推進していきます。

⑦学校施設の整備

既存施設の維持補修を重点的に進めていきます。

4. 文化財の保存整備

①国指定史跡の保存整備等

国指定史跡の保存整備とその活用を推進します。箕輪城の城門復元や曲輪の整備、史跡日高遺跡の環濠集落の整備などを進めるとともに、弥生水田での稲作体験などの活用事業に取り組みます。

②「世界の記憶上野三碑」関連事業

ユネスコ「世界の記憶」に登録された特別史跡上野三碑の保存活用を進めるため、三碑一帯の整備、多胡碑記念館の機能強化、ボランティアとの連携、動画配信などのホームページを活用した情報発信、民間団体との協力による地域振興、児童・生徒への教育などに取り組みます。

③重要遺跡の調査研究・保存

多胡碑と密接に関係する多胡郡衙の確認調査、国分尼寺の範囲確認調査など、市内重要遺跡の調査研究やその保存に取り組みます。

5. スポーツの振興

①高崎の資源を生かしたスポーツイベントの開催

榛名湖など、本市の資源を生かした参加型スポーツイベントを開催します。

②大型スポーツイベントの開催誘致

高崎アリーナや既存施設を活用し、国内外を問わずスポーツイベントを積極的に誘致します。

2 点検・評価報告書

教育委員会は令和3年度教育行政方針に掲げた施策・事業等の実施状況を評価検証し、点検・評価報告書として公表している。

評価結果の概要は、以下のとおりであるが、特に義務教育までの教育に関する取組については大半が目標を達成しており、また多くの事業が前年度実績を上回っている。

- ・【1 生涯学び続け、心豊かにたくましく生きぬく子どもの育成《義務教育までの教育に関する取組》】の14事業のうち、数値目標が設定されている事業が8事業であるが、目標を達成しているものが5事業であった。また、目標未達または目標設定のない9事業のうち前年度の実績を上回った事業は6事業となっている。
- ・【1 生涯学び続け、心豊かにたくましく生きぬく子どもの育成《高崎経済大学附属高等学校に関する取組》】の3事業のうち、数値目標が設定されている2事業については1事業が目標達成となっている。
- ・【2 子どもたちの心身の健康と体力の向上】の9事業のうち、数値目標が設定されている7事業のうち3事業が目標達成となっており、目標未達または目標設定のない6事業のうち前年実績を上回った事業は4事業となっている。
- ・【3 安全で多機能な教育環境づくりの推進】の3事業のうち、数値目標が設定されている1事業は目標が未達であったが、前年度実績を上回っていた。

以降は点検・評価報告書のうち学校教育に関連する部分を抜粋したものである。

点検・評価シート

施策の視点	1 生涯学び続け、心豊かにたくましく生きぬく子どもの育成 《義務教育までの教育に関する取組》	担当課
		教職員課 学校教育課 教育センター
取組	1-1-1 教育機関の連携強化 1-1-2 学力向上への取組 1-1-3 いじめ対策の更なる強化 1-1-4 ゆとりある創造的な教育 1-1-5 家庭地域との連携強化 1-1-6 子どもを伸ばす教師力の向上 1-1-7 特別支援教育の充実 1-1-8 教育に関する研究調査及び研修、相談活動の充実 1-1-9 学校の活性化と一人ひとりの子どもを生かす教育の推進	

事業名	幼・保・小連携推進事業（取組 1-1-1）							
事業の目的	公私立の別なく、幼稚園、保育所（園）、認定こども園の連携を深めて幼児教育の充実を図るとともに、幼稚園、保育所（園）、認定こども園と小学校の連携を深め、子どもたちが幼稚園や保育所（園）、認定こども園から小学校への円滑な移行ができるようにする。							
実施状況	全公立・私立幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校で組織する幼保小連絡協議会では、市内を13ブロックに分け、公開保育・授業や保育・授業研究会、実技研修会、教育講演会等を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から活動を見合わせたが、3年度は、教育講演会をオンデマンドにより実施した。 ◆「研修会等の内容に満足した」と答えた割合							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>90%</td> <td>97.7%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和3年度	90%	97.7%	
年度	目標	実績						
令和3年度	90%	97.7%						
評価検証	令和3年度は新しい形式の研修会を検討し、2年度に実施できなかった教育講演会をオンデマンドにより実施した。「幼保小の連続性の考え方について」をテーマに、都丸千寿子氏による講演をオンデマンド配信することによって、各校園の研修に活用してもらうことができた。研修内容を共有することによって、幼保小が互いの取組やその連続性について理解を深める機会となり、講演会後のアンケートでは、「研修会等の内容に満足した」と答えた割合が97.7%となった。							

今後の方針	<p>幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校の連携は、今日的教育課題で重要性が大きい。次年度は、組織の枠を超えた連携がより一層深まることをねらいとし、職員の情報交換を実施することとした。</p> <p>幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校の職員が、互いに理解し合える機会を設けて交流を深め、新しい形式での研修を実施することができるよう、引き続き事業を推進し、幼児教育の充実に努める。</p>
-------	--

事業名	子どもの学ぶ意欲向上事業（取組 1-1-2）								
事業の目的	確かな学力の向上を図るために、単元構想に基づく個に応じたきめ細かな指導を実践し、児童生徒がわかる授業づくりを充実する。								
実施状況	<p>教師の専門性を生かした教科担任制、学習の場面や児童生徒の実態に応じた少人数指導やチームティーチングなど、指導体制の工夫を組織的にを行い、個に応じたきめ細かな指導に努めた。</p> <p>また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進するため、計画訪問や授業研究要請訪問、出前講座等を通して、単元構想及び学習過程スタンダードに基づく授業づくりを支援し、教師の授業力の向上に努めた。</p> <p>1人1台タブレット端末の活用については、令和2年度に作成・発行した「高崎 GIGA スクール構想における授業実践」を活用して、効果的な活用事例を紹介するとともに、教員に対する研修を行った。</p> <p>◆「授業がわかる」と答えた児童生徒が8割以上いる学校の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績	令和元年度	100%	令和2年度	99%	令和3年度	100%
年度	実績								
令和元年度	100%								
令和2年度	99%								
令和3年度	100%								
評価検証	<p>組織としての力を生かした取組や、単元を見通した主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善などを通して学力向上に努めた結果、「授業がわかる」と答えた児童生徒が8割以上いる学校の割合が100%となった。</p> <p>各学校では、校内研修においてタブレット端末を活用した授業改善に取り組み、研究授業や授業検討会を通して、効果的な活用に関する研修を進めることができた。</p>								
今後の方針	確かな学力の向上は本市学校教育の重点課題である。今後も、単元構想及び学習過程スタンダードを生かした主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進し、児童生徒が主体的に学び、一人ひとりがわかる授業づくりを充実させていく。								

	また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、「タブレット端末を活用した授業実践例（仮）」の作成・発行等を行い、タブレット端末の有効活用を市全体に推進していく。
--	--

事業名	児童生徒の学力補充事業（取組 1-1-2）						
事業の目的	児童生徒の学力を確かなものにするため、授業時間以外にもさまざまな機会をとらえて学力補充に取り組む。						
実施状況	<p>例年、夏季休業を利用して、英語に慣れ親しませるとともに、英語力の向上を目的に、小学生を対象とした「イングリッシュフェスタ」と中学生を対象とした「イングリッシュサマースクール」を実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p> <p>2学期中の日曜日を利用して、数学への興味・関心を高めることを目的に、中学生を対象とした「チャレンジ・ザ・日本ジュニア数学オリンピック」講座を6回開催した。</p> <p>◆「満足した」と答えた児童生徒の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>90%</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和3年度	90%	95%
年度	目標	実績					
令和3年度	90%	95%					
評価検証	「チャレンジ・ザ・日本ジュニア数学オリンピック」講座では、数学専門教師を活用することで、事業内容の充実を図ることができた。事業に参加した生徒からは、数学の学習に対する高い意欲が窺えた。						
今後の方針	<p>教科の学習に興味・関心を持たせ、学力を更に伸ばしていくことは、確かな学力の向上を目指す本市の重点課題である。各事業の内容の充実を図るとともに、事業を更に周知することや魅力ある講師をそろえることで、より多くの児童生徒が目的をもって事業に参加し、児童生徒の学力向上につながるよう努めたい。</p> <p>今後は、「イングリッシュフェスタ」及び「イングリッシュサマースクール」について、タブレット端末を活用したオンラインによる実施を進めていく。</p>						

事業名	英語教育指導事業（取組 1-1-2）																								
事業の目的	英語に興味や関心をもち、英語学習に意欲的に取り組む児童生徒を育成するため、英語指導助手（ALT）を市内全小中学校・市立高等学校に配置し、実践的なコミュニケーション能力の育成を図る。																								
実施状況	<p>年度当初は 27 名の JET プログラムによる ALT が来日できなかったため、小学校 58 校、中学校 25 校、高等学校 1 校へ複数校掛け持ちする臨時的配置を行った。ALT 招致の再開と臨時 ALT の任用により、常に全校で ALT による授業実施ができる体制を整え、英語を通じたコミュニケーション能力の育成に努めた。</p> <p>◆ALT の配置数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>84 人</td> <td>84 人</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>84 人</td> <td>71 人</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>84 人</td> <td>84 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ALT による延べ授業時間数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>50,192 時間</td> <td>50,285 時間</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>50,062 時間</td> <td>43,817 時間</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>50,285 時間</td> <td>44,963 時間</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和元年度	84 人	84 人	令和 2 年度	84 人	71 人	令和 3 年度	84 人	84 人	年度	目標	実績	令和元年度	50,192 時間	50,285 時間	令和 2 年度	50,062 時間	43,817 時間	令和 3 年度	50,285 時間	44,963 時間
年度	目標	実績																							
令和元年度	84 人	84 人																							
令和 2 年度	84 人	71 人																							
令和 3 年度	84 人	84 人																							
年度	目標	実績																							
令和元年度	50,192 時間	50,285 時間																							
令和 2 年度	50,062 時間	43,817 時間																							
令和 3 年度	50,285 時間	44,963 時間																							
評価検証	<p>小学校では、担任等と ALT とのチームティーチングを通して、英語や外国の文化・習慣に慣れ親しみ、コミュニケーションへの興味・関心の高揚を図った。また、全小学校が教育課程特例校となり、中学校とのつながりを踏まえた指導計画に基づき、9年間を見通した英語教育を進めることができた。</p> <p>中学校では、英語担当教諭と ALT とのチームティーチングを通して、生徒の実践的コミュニケーション能力や積極的にコミュニケーションをしようとする態度の育成とともに、4技能をバランスよく育成するための授業改善を進め、英語担当教員の指導力の向上を図った。</p> <p>これらの取組により、4技能型外部試験（GTEC）では、昨年度を上回る好成績となっている。</p> <p>また、コロナ禍においても ALT の研修をオンラインで実施する等の工夫を行うことによって、ALT の指導力を向上させ、英語教育の充実を図ることができた。</p>																								
今後の方針	<p>英語に興味・関心をもち、英語の活動や学習に意欲的に取り組み、英語を用いたコミュニケーション能力の基礎を身に付けた児童生徒を育成するために、ALT の研修を重ね、質の向上に努めるとともに、小中高等学校における英語教育の充実を図っていく。また、小学校においては、教育課程特例校として「高崎市小学校外国語活動・外国語指導計画」に基づき英語教育を推進していく。</p>																								

事業名	学力アップ推進事業（取組 1-1-2・1-1-5）																					
事業の目的	各学校区において、地域運営委員会による学習会や9地区での中学生休日学習相談ステーションを開催し、保護者や地域、学生など地域の教育力を活用して、放課後や休日を利用した児童生徒の学力向上に向けた取組を推進する。																					
実施状況	<p>市内全ての小中学校区において、地域運営委員会を開催した。地域の教育力を活用し、児童生徒に対して、放課後や土曜日等に学習の時間と場所を提供し、各学校区で、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、学力向上対策の学習会（学力アップ大作戦）を実施した。例年、4月と2月に、地域運営委員会の代表を集め、取組状況について情報交換したり、それぞれの地域運営委員会で抱える課題について話し合ったりする全体会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止にした。また、コロナ禍での進捗状況を定期的に調査し、各地域運営委員会の状況を把握し、次年度の市全体での計画を立てた。</p> <p>中学生休日学習相談ステーションについては、毎週日曜日の午後1時30分～4時30分の間、市内9つの公民館等を利用し、5月から2月末まで市内中学在校生なら誰でも参加できる学習の場を提供している。講師は大学生等のボランティアが務め、数学・英語の教科について学習の相談を行っている。</p> <p>◆学力アップ大作戦参加児童生徒数及び延べ開催回数</p> <table border="1" data-bbox="424 1211 1023 1346"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th colspan="2">実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>33,874人</td> <td>1,356回</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>36,255人</td> <td>1,500回</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆学力アップ大作戦への地域ボランティアの参加者数</p> <table border="1" data-bbox="424 1429 823 1576"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>8,477人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>11,533人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆中学生休日学習相談ステーション参加生徒数</p> <table border="1" data-bbox="424 1659 823 1794"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>443人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>460人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績		令和2年度	33,874人	1,356回	令和3年度	36,255人	1,500回	年度	実績	令和2年度	8,477人	令和3年度	11,533人	年度	実績	令和2年度	443人	令和3年度	460人
年度	実績																					
令和2年度	33,874人	1,356回																				
令和3年度	36,255人	1,500回																				
年度	実績																					
令和2年度	8,477人																					
令和3年度	11,533人																					
年度	実績																					
令和2年度	443人																					
令和3年度	460人																					
評価検証	コロナ禍により、実施回数を減らしたり、参加人数を制限したりしながらも、すべての学校区で実施することができ、参加児童生徒数や開催回数等も増加した。また、全ての学校区の地域運営委員会の代表が参加する全																					

	<p>体会は実施できなかつたが、各学校の進捗状況を定期的に調査することで、各地域運営委員会への支援を行うことができた。</p> <p>中学生休日学習相談ステーションは、9か所の会場を全て固定した平成30年度より1回あたりの参加人数は毎年増加しており、令和3年度についても、コロナ禍で実施回数を減らしたにもかかわらず、利用生徒が増加した。検温や座席間を空ける等の感染症対策を徹底し、安心して参加できる環境を提供したことが要因かと思われる。</p>
今後の方針	<p>学力アップ大作戦は、より地域の实情に応じて事業を実施できるよう、地域運営委員会に委託している。今後も、児童生徒の確かな学力の向上に向けて、地域や家庭との連携を更に進め、地域の教育力を生かして取組内容の充実を図っていく。</p> <p>中学生休日学習相談ステーションは、ボランティア講師の確保が急務であり、大学生を中心に呼びかけを行っていく。また、より多くの生徒が参加できるよう、タブレット端末を活用した周知等、各中学校からの工夫した呼びかけを行っていく。</p>

事業名	いじめ防止対策事業（取組1-1-3）
事業の目的	児童生徒が安心して生活できる学校づくりを目指して、いじめ防止に焦点を当てた教育活動を推進する。
実施状況	<p>平成24年度から「いじめ防止プログラム」による取組を小中高一斉に行っており、教育委員会では、以下の取組等を推進してきた。</p> <p>○いじめ防止担当教諭研修会の実施 研修会では、学校生活における「いじめの芽」を早期に発見する視点や感性を磨く研修を例年2回実施しているが、令和3年度はオンラインで実施した。</p> <p>○子どもを対象とした「いじめ防止子ども会議」「中学生リーダー研修会」 「いじめ防止子ども会議」では、例年各小中学校の代表者による話し合いを通して新たな提言をつくっており、令和3年度はタブレット端末を学習で有効に使うためのルールを策定した。「中学生リーダー研修会」では、各中学校でタブレット端末を使用したいじめを防止するための方策について情報交換を行った。いずれも、オンラインで実施した。</p> <p>○いじめ防止ファイルの作成・配布 これらの取組を継続的に実施しながら、子どもたちがいじめの持つ問題性に気付き、いじめをなくすには自分たちはどうしたらよいかを考え、子ども一人ひとりの規範意識の醸成を図ることを通して、いじめの未然防止に結び付けている。</p>

評価検証	<p>いじめ防止対策推進法に基づく対応が適切に行われなかったことで事態が悪化した事例が県外で複数発生していることを受けて、「いじめ防止担当教諭研修」では、法に基づくいじめの認知と対応について判例等を基にして研修を行った。教職員の意識を高めることができ、児童生徒や保護者が安心して通える学校づくりにつながった。</p> <p>また、「中学生リーダー研修会」で策定した「高崎ルールタブレットバージョン」は1人1台タブレット端末が学習のためのものであることを再確認し、タブレットいじめの防止や情報モラル、健康面に配慮した情報機器の利用等に関する意識を高めることができた。</p>
今後の方針	<p>いじめ防止の取組を形骸化しないためには「継続」が必要である。令和3年度までの取組で、多くの成果物ができているが、それらが学校生活で継続的に利活用できるように、再評価し、掘り下げていく必要がある。</p> <p>また、保護者や地域への発信により、学校、家庭、地域が連携・協働したいじめ防止活動を推進していくことも求められる。</p> <p>さらに、インターネット上の表面化しにくい事象や、発達に障害を抱えた子どもが関わる事象、海外から帰国した子どもや外国人の子どもが関わる事象、性同一性障害や性的指向・性自認に関わる事象、災害により被災した子ども又は避難している子どもに対する事象、新型コロナウイルス感染症に関わる事象等のいじめの未然防止及び早期発見・早期解決のために、これらの内容に関する教職員研修をより充実させていきたい。</p>

事業名	やるベンチャーウィーク推進事業（取組1-1-4）								
事業の目的	<p>生きる力、豊かな心を育成するため、中学2年生を対象に地域や自然の中での職場体験や福祉ボランティア体験など、生徒の関心に応じた体験活動を実施する。</p>								
実施状況	<p>例年、市内全ての中学2年生を対象とし、自己の生き方を探求する場として、原則として月曜日から金曜日までの連続した5日間、事業所での体験活動を行っている。令和3年度もキャリア教育の考え方を取り入れながら、職場体験や福祉・ボランティア体験、地域の文化体験などの活動を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、総合的な学習の時間を中心に各学校にて代替活動を行った。</p> <p>◆参加生徒数</p> <table border="1" data-bbox="424 1675 849 1859"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,109人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績	令和元年度	3,109人	令和2年度	—	令和3年度	—
年度	実績								
令和元年度	3,109人								
令和2年度	—								
令和3年度	—								

	<p>◆「役に立った」と答えた生徒の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績	令和元年度	99%	令和2年度	—	令和3年度	—
年度	実績								
令和元年度	99%								
令和2年度	—								
令和3年度	—								
評価検証	<p>コロナ禍により、各事業所での生徒の受入ができないこと、生徒や事業所、事業所に関わる人々の安全確保の観点から、事業所での活動に代えて外部講師による職業講話や、フードドライブの実施やエコ石鹸の制作等、地域のSDGsについての取組を学ぶなど、各中学校で工夫した代替活動を行うことができた。</p>								
今後の方針	<p>コロナ禍により、今後も事業所での受入ができないことが考えられるため、実施期間等の弾力的な対応を行っていく。また、子ども一人ひとりの社会への接続や「働くこと」の現実や必要な資質・能力を子ども自身が意識できるよう事業の内容についても検討していく。</p>								

事業名	「気になる子」対策事業（取組1-1-4）																				
事業の目的	幼稚園において特別な支援を必要とする「気になる子」の教育環境の充実を図り、きめ細やかな教育に対応する各園の取組を支援する。																				
実施状況	<p>気になる子対策補助金（私立幼稚園）</p> <p>市内の私立幼稚園に対し、以下のとおり助成した。認定こども園に移行した幼稚園があるため、園数は減少している。</p> <p>◆助成した園数と金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>園数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>12園</td> <td>9,960,000円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>10園</td> <td>8,280,000円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>8園</td> <td>7,080,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>学校支援員の配置（公立幼稚園）</p> <p>幼児一人ひとりが楽しく有意義に園生活が送れるよう、支援を必要とする幼児に寄り添ったり、学級又は学年全体の中で困っている幼児の援助をしたりと各園の実態に応じ、活用されている。</p> <p>◆学校支援員配置数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>12人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	園数	金額	令和元年度	12園	9,960,000円	令和2年度	10園	8,280,000円	令和3年度	8園	7,080,000円	年度	実績	令和元年度	12人	令和2年度	13人	令和3年度	12人
年度	園数	金額																			
令和元年度	12園	9,960,000円																			
令和2年度	10園	8,280,000円																			
令和3年度	8園	7,080,000円																			
年度	実績																				
令和元年度	12人																				
令和2年度	13人																				
令和3年度	12人																				

評価検証	<p>私立幼稚園における「気になる子」への対応として、教職員の配置人数の増員や少人数クラス編成等を行い、保育環境の充実も図った。</p> <p>公立幼稚園では、学校支援員の活用により、特別な支援を必要とする幼児の園生活上の問題解決と遊びや生活指導の充実を図った。教員以外の人員配置により、園の実情に応じた必要な形で幼児への支援を行っている。</p>
今後の方針	<p>障害の有無にかかわらず、一人ひとりの幼児に応じた支援や指導の必要性及び重要性が増している。今後も引き続き、本事業を実施し、私立幼稚園における保育環境の充実を図っていく。また、公立幼稚園においては、学校支援員の計画的な活用や資質の向上を図っていく。</p>

事業名	読書活動推進事業（取組1-1-4）						
事業の目的	<p>学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能を充実させるために、全小・中・特別支援学校に学校図書館指導員を配置し、学校での読書活動を支援し、学校図書館を活用した学習活動を推進する。</p>						
実施状況	<p>平成20年告示の学習指導要領で、学校図書館への読書センター、学習・情報センターとしての機能がこれまで以上に求められたことを受け、23年度から各学校図書館の機能を更に高めるため、市の臨時職員として「学校図書館指導員」を全校に配置している。</p> <p>「学校図書館指導員」は、校長の指揮監督の下、学校図書館における図書の入入れ及び整理、児童生徒への図書の貸出し及び返却、学校図書館及び準備室の環境整備、読書活動の支援及びレファレンスなどを行っている。</p> <p>◆教員と学校図書館指導員が連携した授業を実施した学校の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>100%</td> <td>90.7%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和3年度	100%	90.7%
年度	目標	実績					
令和3年度	100%	90.7%					
評価検証	<p>各学校においては、職員や図書委員によるおすすめ本の紹介を始め、ビブリオバトル、ブックトークなど学校図書館指導員を核として多岐にわたる取組が行われている。また、共通のテーマで集めた書籍を展示することで、児童生徒が季節の移ろいを感じられるようにしたり、社会への興味関心を高めたりする工夫を行っている。</p> <p>教員と学校図書館指導員とが連携した授業については、国語科や社会科、総合的な学習の時間を中心に行われており、学校図書館を活用することにより、子どもたちの主体的な学びや効果的な学習活動につながっている。</p>						
今後の方針	<p>平成29年告示の学習指導要領では、「学習・情報センター」としての役割がより一層求められるようになっている。また、複数の教科の学習指導要領で授業における新聞の活用が謳われている。今後も環境整備と情報</p>						

	提供を進めるとともに、学校図書館指導員の研修機会を更に充実させていく。
--	-------------------------------------

事業名	学校・家庭・地域連携事業（取組 1-1-5）						
事業の目的	地域住民や保護者が有している知識・技術等を活用し、児童生徒の体験等を通じた学びを実現するとともに、開かれた学校づくりを推進していく。						
実施状況	<p>児童生徒の体験等を通じた学びを充実するとともに、開かれた学校づくりを目的として、多くの学校で、地域人材を活用した授業等を実施している。内容は、読み聞かせや、体育指導、農業体験補助、日本文化体験等、多岐にわたっている。</p> <p>また、各学校・園の研修テーマ等に沿った講師を招聘し、校・園内研修の充実を図るとともに、児童生徒への効果的な指導につなげている。内容は、各教科等の指導、プログラミング教育、人権教育等、多岐にわたっている。</p> <p>なお、全小中学校において、学校評議員制度から学校運営協議会制度への移行が令和4年度中に完了する。</p> <p>◆地域人材を活用している学校の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>80%</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和3年度	80%	57%
年度	目標	実績					
令和3年度	80%	57%					
評価検証	半数程度の学校で、感染症対策を講じながら地域人材を活用した授業等を実施している。開かれた学校づくりや地域社会との連携・協働に向けた教育活動の工夫・改善が進み、活用内容が多様化してきている。令和3年度はGIGAスクール構想に基づく1人1台タブレット端末の導入時に地域人材を活用した学校が12校あり、教員との連携により、小学校低学年児童に対する文字入力等基本操作に関する指導を行い、効果を上げた。						
今後の方針	今後も講師の方々に安心して活動していただけるよう、感染症対策を徹底した上で地域人材の活用を進めていく。地域人材を活用する際のねらいを明確にし、より効果的な活用につなげていく。						

事業名	学校教育力向上対策事業（取組 1-1-6）
事業の目的	子どもたちの生きる力を育成するため、人権教育講演会を開催し、教職員の質的向上を図る。
実施状況	令和3年8月5日、女優・司会者の高田敏江氏を講師として招き、市内教職員を対象に人権教育講演会を開催した。県の危機管理課に事前相談し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリストの項目に沿って点検を行った上で、感染症対策を徹底した上で実施した。講演の様子を録

	<p>画したDVDを貸し出すことで、校内研修等の時間に視聴できるようにした。</p> <p>◆研修参加者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,800人</td> <td>1,750人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,800人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,800人</td> <td>732人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和元年度	1,800人	1,750人	令和2年度	1,800人	—	令和3年度	1,800人	732人
年度	目標	実績											
令和元年度	1,800人	1,750人											
令和2年度	1,800人	—											
令和3年度	1,800人	732人											
評価検証	<p>新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、複数の案を作成・検討した上で、感染症の不安やリスクを極力抑えながら最大限の規模で実施することができた。参加者からは、講師の朗読劇に感激したという声が多く聞かれ、教職員の質的向上に資する研修会となった。また、当日参加できなかった教職員に対して校内研修を行った学校もあった。</p>												
今後の方針	<p>本市の未来を担う子どもたちに生きる力を育成するため、教職員研修を質的に充実させ、教職員の資質向上を図っていく。</p> <p>また、感染症の拡大状況等を鑑みて、オンラインでの開催やオンラインとのハイブリッドでの開催など、新しい生活様式に合わせた教職員研修の方法について検討していく。</p>												

事業名	通級指導教室推進事業（取組1-1-7）																								
事業の目的	<p>支援を必要とする児童生徒に、通級指導教室において、障害の軽減・改善に向けた指導を実践する。また、保護者や担任への相談活動を充実していく。</p>																								
実施状況	<p>心身に軽度の障害（言語、聴覚、情緒、LD、ADHD、自閉症スペクトラム等の発達障害）がある幼児、児童生徒に対して、障害の程度や特質等を把握し、その軽減と改善を図るための指導・援助を市内6教室（中央教室、中居教室、城山教室、金古教室、堤ヶ岡教室、下室田教室）で実施した。</p> <p>◆改善により退級した児童生徒数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>77人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>53人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>66人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆通級児童生徒数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中学生</th> <th>小学生</th> <th>幼児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>80人</td> <td>544人</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>95人</td> <td>549人</td> <td>86人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>106人</td> <td>569人</td> <td>60人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績	令和元年度	77人	令和2年度	53人	令和3年度	66人		中学生	小学生	幼児	令和元年度	80人	544人	57人	令和2年度	95人	549人	86人	令和3年度	106人	569人	60人
年度	実績																								
令和元年度	77人																								
令和2年度	53人																								
令和3年度	66人																								
	中学生	小学生	幼児																						
令和元年度	80人	544人	57人																						
令和2年度	95人	549人	86人																						
令和3年度	106人	569人	60人																						

評価検証	<p>通級による指導により、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、障害の軽減・改善のための指導が行われた。通常の学級における授業においてもこの指導の効果が期待できる。</p> <p>通級による指導を充実させるために、中央教室を中核として様々な研修等が実施された。さらに、各教室でも指導教員のスキルアップを図るための研修や在籍校との情報共有を行い、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導ができるよう努めた。令和2年度は、4月及び5月の休校や、感染症対策による発音指導等の制限のため「改善により退級した児童生徒数」が減少したが、3年度に増加したのは、指導教員が感染症対策をとりながら、工夫して指導に取り組んだ結果であると考えられる。</p> <p>また、2年度から新設された堤ヶ岡教室に中学生が通室できるようになり、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かにできるようになっている。</p>
今後の方針	<p>通常学級に在籍する心身に軽度の障害（言語・聴覚・情緒・LD・ADHD・自閉症スペクトラム等の発達障害）のある児童生徒で通級の指導を望む数は年々増加している。今後もこの事業を推進することで、特別な支援を必要とする児童生徒の障害の軽減・改善を図っていく。</p> <p>また、通級による指導の効果が通常の学級においても表れるように、通級担当者と学級担任が十分な情報交換をしながら、児童生徒への適切な指導及び必要な支援を行っていく。</p>

事業名	教育調査研究・研修事業（取組1-1-8・1-1-9）													
事業の目的	学校教育に関連するさまざまな教育課題に対する調査研究や課題解決に向けた研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。													
実施状況	<p>高崎市教育センター人材育成研修システムに基づき、教員のライフステージに応じた研修（経年研修、職能研修、専門研修等）を実施した。また、ミドルリーダー育成を目指し、長期研修や特別研修等の研究員研修も年間を通じ実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、一部従来のセンター研修（対面・集合型）が行えず、オンラインによる研修に変更せざるを得なかったが、オンライン研修であっても効果的なものになるよう内容を組み替え、受講者同士で交流ができるようなアプリケーションを使用したことで、目標を上回る参加者数となった。</p> <p>◆研修への参加者数</p> <table border="1" data-bbox="424 1767 986 1946"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7,500人</td> <td>6,878人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>7,000人</td> <td>4,263人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>7,000人</td> <td>7,320人</td> </tr> </tbody> </table>		年度	目標	実績	令和元年度	7,500人	6,878人	令和2年度	7,000人	4,263人	令和3年度	7,000人	7,320人
年度	目標	実績												
令和元年度	7,500人	6,878人												
令和2年度	7,000人	4,263人												
令和3年度	7,000人	7,320人												

	<p>◆「充実した研修内容である」と答えた受講者の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>96%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績	令和元年度	96%	令和2年度	97%	令和3年度	96%
年度	実績								
令和元年度	96%								
令和2年度	97%								
令和3年度	96%								
評価検証	<p>対面・集合型の研修が実施できない場合でも中止にせず、オンラインによる研修に変更したため、研修への参加者数に大きな減少は見られなかった。なお、オンライン研修では勤務地で研修に参加できるため、参加しやすさにもつながったと考える。受講後のアンケートでは「充実した研修内容である」と答えた受講者の割合も96%となった。</p> <p>また、2月実施の「春の教育セミナー」では、HPや各種SNSにより、教育関係者はもとより出版社や教材会社等、全国の方々へ広く参加を呼びかけた。その結果、全国の方々に高崎市教育センターの取組を知っていただくとともに、様々な立場の方々と学校教育や今日の教育課題等について意見を交わすことができた。</p>								
今後の方針	<p>研修のニーズを的確に把握し、人材育成研修システムに基づいた質の高い研修講座を実施することで、教職員の資質の向上をより図っていく。</p> <p>対面・集合型による研修とオンラインによる研修を併用し、参加者にとってより効果的な研修になるよう進めていく。</p>								

事業名	教育支援センター推進事業（取組1-1-8）
事業の目的	不登校児童生徒を対象に学習指導や体験活動、定期的な保護者への面談、在籍校との連携等を実施し、児童生徒の社会的自立を援助する。
実施状況	<p>市内8教室において、指導員19人とボランティア相談員6人で、学校、保護者と連携を図りながら、不登校児童生徒の社会的自立を目指し、学習指導や体験活動、カウンセリング等を行った。8教室合同での行事（ものづくり体験学習、社会科体験学習等）を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とし、代わりに教室ごとに行事（市内施設めぐりや、県立自然史博物館、県立歴史博物館等による出前授業）を実施した。</p> <p>また、令和3年度より児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることから、適応指導教室の名称を教育支援センターに変更した。名称の変更に伴い、小学校低学年の児童や特別な支援を必要とする児童生徒の入室依頼について、基本的に受け入れていく方針とし、多様化する不登校児童生徒の状況や要望に応じて、柔軟な支援による居場所づくりの充実を図った。</p>

	<p>◆通室日数と登校日数の合計が、通室開始当初と比べて増加している人数の割合</p> <table border="1" data-bbox="421 353 873 490"> <thead> <tr> <th data-bbox="421 353 665 398">年度</th> <th data-bbox="665 353 873 398">実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="421 398 665 443">令和 2 年度</td> <td data-bbox="665 398 873 443">54%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 443 665 490">令和 3 年度</td> <td data-bbox="665 443 873 490">63%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績	令和 2 年度	54%	令和 3 年度	63%
年度	実績						
令和 2 年度	54%						
令和 3 年度	63%						
評価検証	<p>令和3年度市内小中学校の不登校児童生徒795人のうち、133人が教育支援センターへ通室し、中学3年生の28人全員が進路を決定することができた。</p> <p>8教室合同行事の代替として行った教室別行事は大変充実した内容であり、好評であった。児童生徒の日々の活動への意欲向上につながった。</p>						
今後の方針	<p>学校や保護者、福祉機関等との連携を図り、多様化する不登校児童生徒の状況や要望に応じて、柔軟な支援による居場所づくりの充実を図る。</p> <p>子どもの支援にあたる指導員の研修の充実と、子どもと保護者の心に寄り添ったスキルの高いきめ細かい支援を行う。</p>						

点検・評価シート

施策の視点	1 生涯学び続け、心豊かにたくましく生きぬく子どもの育成 《高崎経済大学附属高等学校に関する取組》	担当課
		高崎経済大学 附属高等学校
取組	1-2-1 確かな学力の確立 1-2-2 キャリア教育の推進 1-2-3 国際理解教育の推進	

事業名	学力向上推進事業（取組 1-2-1）																		
事業の目的	<p>確かな学力の確立のために、少人数学級による授業やシラバスに沿った授業を行うとともに、発展的・対話的な深い学びを実現するための時間を確保することで、中学校における普通教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じた高度な普通教育を行う。また、教員の授業指導力向上セミナー派遣等の取組を行い、授業改善による確かな学力の向上を図る。</p>																		
実施状況	<p>全学級が35人を基本としたクラス編成を行うとともに、選択制を取り入れた教育課程を編成し、発展的・補足的な学習を行った。また、シラバスに学習の方針を明記し、校訓にも謳われている「自学自習」の学習の目安として生徒に提示した。</p> <p>芸術コースの音楽系・美術系の生徒には、教員5人のほかに19人の非常勤講師による専門教育を実施するとともに個別指導の充実を図っている。</p> <p>各教科から8名の教員が、予備校の主催する教員授業力向上セミナーに参加した。</p> <p>◆セミナー等への派遣が「役に立った」と答えた教員の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆興味・関心を引き出し、学力の向上に役立つ授業が行われていると考える生徒の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>86.7%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>87.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆主体的・協動的な学習を取り入れていると考える生徒の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>91.5%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>87.8%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績	令和2年度	100%	令和3年度	100%	年度	実績	令和2年度	86.7%	令和3年度	87.7%	年度	実績	令和2年度	91.5%	令和3年度	87.8%
年度	実績																		
令和2年度	100%																		
令和3年度	100%																		
年度	実績																		
令和2年度	86.7%																		
令和3年度	87.7%																		
年度	実績																		
令和2年度	91.5%																		
令和3年度	87.8%																		

	<p>◆発表する場面で、表現力の育成に努めていると考える生徒の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>85.9%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>83.8%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績	令和2年度	85.9%	令和3年度	83.8%
年度	実績						
令和2年度	85.9%						
令和3年度	83.8%						
評価検証	<p>シラバスに沿った授業を確実に行うことで主体的な学習態度の育成に結び付けることができた。また、感染症対策を講じながら、ペア学習等を取り入れた言語活動重視の授業や、実験・実習等を取り入れた体験活動重視の授業への改善を図り、引き続き、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と思考力・表現力の向上を図ることができた。</p> <p>芸術コースでは、個別指導の充実により、生徒一人ひとりの感性を高めることができた。また、オンラインによる教員の授業力向上セミナー参加では、教科指導力が向上し、実践的な技術を身に付けることができた。</p> <p>生徒へのアンケート結果から、今後も実験・実習等を取り入れた体験活動重視の授業への改善を図り、学習内容が自分の進路や社会生活に役立つことを認識させながら、更に生徒が主体的に学習することに充実感を持てるようにするための取組を推進する必要があると考えられる。</p>						
今後の方針	<p>思考力、判断力、表現力はもちろんのこと、学ぶ意欲や自ら学ぶ姿勢等を含めた確かな学力を育成するため、引き続き、各事業の推進を図る。</p>						

事業名	キャリア教育推進事業（取組1-2-2）																		
事業の目的	<p>地域、産業界、大学等との連携を図り、体験活動を中心とした学習を積極的に取り入れることで、社会事象に対する興味・関心を高め、知識をもとに思考・判断する力、表現する力を身に付けさせるとともに、人間関係形成能力や自己管理能力、課題解決力、キャリアプランニング力等の基礎的・汎用的能力を身に付けることができるようキャリア教育を推進する。</p>																		
実施状況	<p>オンラインによる企業訪問等を工夫し、職業人を講師とした講演会や体験活動を実施した。また、高崎経済大学との高大連携においても、対面とオンラインによるハイブリッドでの交流を促進し、大学のゼミに参加して大学生と一緒に活動する機会を設けた。</p> <p>◆キャリア教育に係る体験学習の実施回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>62回</td> <td>67回</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>54回</td> <td>53回</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>67回</td> <td>71回</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆体験学習が「役に立った」と答えた生徒の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和元年度	62回	67回	令和2年度	54回	53回	令和3年度	67回	71回	年度	実績	令和元年度	100%	令和2年度	100%
年度	目標	実績																	
令和元年度	62回	67回																	
令和2年度	54回	53回																	
令和3年度	67回	71回																	
年度	実績																		
令和元年度	100%																		
令和2年度	100%																		

	令和3年度	100%
評価検証	<p>令和2年度と同様にオンラインの特性（遠隔のヒトや企業と簡単につながる）を生かした取組を実施した。</p> <p>1年次の総合的な探究の時間において、オンライン会議システムを用いて卒業生から大学について話を聞く会を開催した。高大コラボゼミでは「大学における学び」に接することで、高等学校の先を見据えた視点を持つことができた。オンライン会議システムを用いた「企業訪問」では、コロナ禍にも関わらず、大企業の方と交流する機会を得ることができた。コロナ禍でのキャリア教育のあり方が確立され、さらに充実した取組を行うことができた。</p>	
今後の方針	今後もキャリア教育の一層の充実に努めていく。	

事業名	国際教育推進事業（取組1-2-3）																	
事業の目的	<p>学習指導要領に基づいて達成されるべき英語力の指標として実用英語能力検定（英検）を利用しながら、高校卒業時に必要なレベルの英語力が身に付くようにする。</p> <p>また、海外研修等の海外における異文化体験を積むことで、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、同時代人としてのものの考え方や生活習慣、衣食住文化、社会制度や信条等を学び、異国の文化や伝統を尊重できる感覚を育成する。</p>																	
実施状況	<p>例年どおり全校生徒が英検を受検する機会を設けた。新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた令和2年度と比較して、受検者数自体は増加したものの、複数名の生徒は出席停止などのため受検延期せざるを得ない状況となってしまった。</p> <p>◆英検準2級以上の取得者数(延べ人数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>880人</td> <td>803人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>880人</td> <td>792人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>850人</td> <td>790人</td> </tr> </tbody> </table> <p>コロナの影響により、海外派遣は実施できなかったが、7月に上海徐敏芸術創意センター、12月に台湾国立新港芸術高校とオンライン会議システムを用いた国際交流活動を行った。</p> <p>また、夏季休業中には、外国人講師と英語でSDGsやリーダーシップ等について学ぶエンパワーメントプログラムを学校で実施することができ、約30名の生徒が参加した。</p> <p>◆海外派遣事業に参加したことが「役に立った」と答えた生徒の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		年度	目標	実績	令和元年度	880人	803人	令和2年度	880人	792人	令和3年度	850人	790人	年度	実績	令和元年度	100%
年度	目標	実績																
令和元年度	880人	803人																
令和2年度	880人	792人																
令和3年度	850人	790人																
年度	実績																	
令和元年度	100%																	

	<table border="1"> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>100%</td> </tr> </table>	令和 2 年度	100%	令和 3 年度	100%
令和 2 年度	100%				
令和 3 年度	100%				
評価検証	<p>全ての生徒が英検を受検し、より上位の資格取得に取り組むことができた。</p> <p>オンライン会議システムを用いた交流会を複数回開催できたことで、限られた条件下で自らの考えを端的にまとめて会話する経験を積み、コミュニケーション技術の向上の一助となったことから、生徒にとって大きな進歩を見出すことができた。</p>				
今後の方針	<p>国際化する社会に対応できる生徒の育成を目指して、海外交流に参加しようとする生徒を増やすとともに、海外派遣で得られた成果をほかの生徒に広げようとする生徒を増やし、継続して国際教育の充実を図る。</p> <p>引き続き、大学の推薦入試等で合否判定の材料の一つとなる英検 2 級の取得を目指そうとする意欲の向上に努める。</p>				

点検・評価シート

施策の視点	2 子どもたちの心身の健康と体力の向上	担当課
		健康教育課
取組	2-1 心と体の健康づくり 2-2 体力の向上と丈夫な体づくり 2-3 自ら身を守る交通安全教育の推進と安全な通学路の確保 2-4 魅力ある学校給食づくり 2-5 自然体験活動を通じた豊かな心の育成	

事業名	児童生徒等健康管理対策事業（取組 2-1）										
事業の目的	児童生徒等の健康の保持増進を図るため、疾病・異常を早期に発見し保健教育を実施し治療を促進する。健康診断をすることにより、自己の健康課題に気づき、自ら考え、行動し、心身ともに健康で明るい生活を送れるようにする。										
実施状況	幼児、児童、生徒及び教職員の健康管理の一環として、学校医等による健康診断及び専門機関による検診（貧血検査・尿検査・心臓検診・総コレステロール検査等）を実施し、その結果を受けて保健上必要な指導助言（治療勧告）や保健指導を行った。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う定期健康診断の日程変更もあり、永久歯う歯及び歯肉炎等治療完了者率についての統計調査は実施しなかった。 ◆永久歯う歯及び歯肉炎等治療完了者率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td> <td>小学校 96.6%</td> </tr> <tr> <td>中学校 91.4%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>統計調査せず</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>統計調査せず</td> </tr> </tbody> </table>		年度	実績	令和元年度	小学校 96.6%	中学校 91.4%	令和2年度	統計調査せず	令和3年度	統計調査せず
年度	実績										
令和元年度	小学校 96.6%										
	中学校 91.4%										
令和2年度	統計調査せず										
令和3年度	統計調査せず										
評価検証	令和3年度は、定期健康診断の日程変更等あったが、11月末までに全ての健康診断が終了した。感染症対策を講じながら、学校医等の協力を得て実施することができた。小学1年生を対象とした巡回歯科指導についても、3年度は12月まで延長し、全ての学校で実施することができた。 歯科健診の日程変更により、「歯と口の健康週間行事」は縮小して開催した。「よい歯の子表彰」は中止となったが、「図画・ポスター・標語コンクール特別賞展示」は市庁舎1階ロビーで開催することができた。また、例年より時期を1か月ほど遅らせ、「高崎市歯科保健賞」も実施し、市内3校が奨励賞を受賞した。										

	学校保健統計については、健診の日程変更等により、定期健康診断（科別）受検率、体格の年次推移等は割愛となったが、9月30日までに実施された健診結果について、集計することができた。
今後の方針	学校等から働きかけをすることにより、保護者の協力を得て対象者全員の受検を実現する。また、学校医等と連携し、健康診断の結果を児童生徒等の健康管理や保健教育に活用し、児童生徒等の心身ともに健康な生活の実現を目指す。

事業名	学校保健充実事業（取組2-1）																								
事業の目的	助産師による「命の大切さ」出前授業や専門家による性教育講演会、薬物乱用防止講演会、「エイズデーin たかさき」への参加を実施し、豊かな人間性をはぐくみ、生涯を通じて健康な生活を営む児童生徒の育成を図る。																								
実施状況	<p>豊かな心と健康な体づくりの一環として、健康教育の今日的課題に対応するため、専門家の講演や体験活動により、正しい知識を身に付け、自己の日常生活に生かせるよう、学校において保健計画に位置づけられた継続的な実施を目指している。助産師会、ボランティア団体、学校医等の協力により、毎年多くの学校で実施できている。</p> <p>◆助産師による授業・性教育講演会実施校数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>50校</td> <td>53校</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>55校</td> <td>43校</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>55校</td> <td>49校</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆薬物乱用防止講演会実施校数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>65校</td> <td>55校</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>65校</td> <td>41校</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>65校</td> <td>65校</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和元年度	50校	53校	令和2年度	55校	43校	令和3年度	55校	49校	年度	目標	実績	令和元年度	65校	55校	令和2年度	65校	41校	令和3年度	65校	65校
年度	目標	実績																							
令和元年度	50校	53校																							
令和2年度	55校	43校																							
令和3年度	55校	49校																							
年度	目標	実績																							
令和元年度	65校	55校																							
令和2年度	65校	41校																							
令和3年度	65校	65校																							
評価検証	<p>実施を希望する学校が増加している講師派遣事業については、予算維持とともに、実績の拡大に努めている。</p> <p>助産師でつくる『とらうべの会』による「命の大切さ」出前授業については、毎年継続して実施希望の学校が多いため、とらうべの会の先生方と日程を調整し、毎年多くの学校で実施できている。</p> <p>令和3年度については、2年度に引き続き、一堂に会する講演会は中止にする学校も多かったが、養護教諭や学校職員による授業や、DVDを活用した授業など、各校で工夫して実施した。</p>																								
今後の方針	性教育、薬物乱用防止教育は、今日のかつ緊急的な課題であるため、受講学校数を増加できるよう多面的に働きかけていく。特に薬物乱用等																								

	<p>の低年齢化に伴い、正しい知識と適切な判断ができるよう、小学校の薬物乱用防止教室の拡充を図り、保健所やライオンズクラブ等の関係機関と連携し、学校への支援を行いたい。</p> <p>また、予算等の関係から、隔年で実施する学校も多いが、より大きな成果を得られるように継続的な実施を働きかけていく。</p>
--	--

事業名	部活動充実事業（取組2-2）																																				
事業の目的	中学校に部活動指導員や外部指導者を配置し、部活動の充実及び円滑な運営を図るとともに、部活動指導を行う教員の支援を行う。																																				
実施状況	<p>高崎市内の各中学校25校に部活動指導員を配置することや各中学校のニーズに応じた外部指導者の派遣により、部活動の質的向上や教職員の負担軽減を図るとともに、「高崎市の部活動の運営について」の徹底を図り、各中学校の実情に合わせた望ましい部活動の推進に努めた。</p> <p>◆部活動指導員配置人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>75人</td> <td>59人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>75人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>75人</td> <td>58人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆運動部への外部指導協力者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>65人</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>65人</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>52人</td> <td>43人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆教職員の負担軽減につながったと答えた学校の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>100%</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>100%</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>100%</td> <td>96%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和元年度	75人	59人	令和2年度	75人	60人	令和3年度	75人	58人	年度	目標	実績	令和元年度	65人	45人	令和2年度	65人	41人	令和3年度	52人	43人	年度	目標	実績	令和元年度	100%	88%	令和2年度	100%	96%	令和3年度	100%	96%
年度	目標	実績																																			
令和元年度	75人	59人																																			
令和2年度	75人	60人																																			
令和3年度	75人	58人																																			
年度	目標	実績																																			
令和元年度	65人	45人																																			
令和2年度	65人	41人																																			
令和3年度	52人	43人																																			
年度	目標	実績																																			
令和元年度	100%	88%																																			
令和2年度	100%	96%																																			
令和3年度	100%	96%																																			
評価検証	部活動指導員の配置や運動部活動における外部指導者派遣により、教職員の部活動に係る心理的な負担や勤務時間の軽減を図ることができた。また、各種目の専門性を生かした指導が行われたことにより、更なる技能の向上やけがの防止に努めることができた。																																				
今後の方針	部活動を取り巻く現状と改革において、教職員の働き方改革における負担軽減が着実に推進している中で、練習する場所の確保（使用料）、指導者への謝礼、保護者への経済的負担等課題はあるが、部活動に取り組む生徒が取り残されることがないように、生徒目線の取組の改革として意識していきたい。																																				

事業名	学校体育充実事業（取組 2-2）																				
事業の目的	生涯を通して運動に親しむ心を養うとともに、各種競技大会の開催や新体力テストの実施、中体連等への支援を行い、児童生徒の体力の向上に努める。																				
実施状況	<p>生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するために、各種運動の基本的な動きや技能をタブレットの使用により視覚的に捉えることで明確にし、自己の課題を見つけ、その解決に向け主体的に運動に親しむことができる授業づくりを行った。また、自らの体力に関心を持ち、進んで体力向上に取り組む児童生徒の育成に努めた。</p> <p>小学生を対象に行った体操演技講習会を通して、跳び箱、マット、鉄棒といった器械運動の楽しさや喜びを味わい、進んで運動に取り組む児童の育成に努めた。</p> <p>中体連各大会における運営への協力や、群馬県大会および関東・全国大会における選手の派遣に向けた支援に努めた。</p> <p>◆新体力テストの実施者数（小学5・6年生及び中学1～3年生）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>16,104人【実施率99%】</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>5,673人【実施率35%】</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>15,185人【実施率87%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆全国体力・運動能力、運動習慣等調査において「運動が好きである」「どちらかというと思う」と回答した児童の割合（小学5年生）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>93%</td> <td>90.9%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>93%</td> <td>全国調査中止</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>93%</td> <td>92.2%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績	令和元年度	16,104人【実施率99%】	令和2年度	5,673人【実施率35%】	令和3年度	15,185人【実施率87%】	年度	目標	実績	令和元年度	93%	90.9%	令和2年度	93%	全国調査中止	令和3年度	93%	92.2%
年度	実績																				
令和元年度	16,104人【実施率99%】																				
令和2年度	5,673人【実施率35%】																				
令和3年度	15,185人【実施率87%】																				
年度	目標	実績																			
令和元年度	93%	90.9%																			
令和2年度	93%	全国調査中止																			
令和3年度	93%	92.2%																			
評価検証	<p>体育の授業づくりでは、その種目の運動で得られる楽しさや喜びを得られるよう工夫した授業が行われている。児童生徒は、タブレットの使用により自らの動きを視覚的に捉え自己の課題を明確にすることで、課題解決に必要な基本的技能や知識を身に付け、身に付けた力をもとに自己の課題に主体的に取り組む姿が見られた。</p> <p>小学生の体操演技講習会では、体育の授業において取り組む身近な種目に絞って開催したことにより、基本的な技能のポイントを確認することができ、器械運動に親しむ児童の育成を図ることができた。</p> <p>中体連の大会運営や選手の派遣等については、各学校や中体連のニーズに対応した支援を行うことができた。</p>																				
今後の方針	全児童生徒が生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、資料提供やタブレット等、ICTを活用した授業展開を充実させることで、更なる体育の授業改善を図る。																				

	また、新体力テストによる学校課題を明確にし、全校体制による計画的・組織的な取組を推進するよう努める。
--	--

事業名	交通教室事業（取組 2-3）																																										
事業の目的	交通法規や自転車実習による交通教室を開催し、自分の命は自分で守る交通安全教育を推進する。																																										
実施状況	<p>小学3年生を対象に和田橋交通公園において「交通安全教室」を実施した。「交通事故ゼロ」を目指し、自転車の乗り方や交通ルールを中心に学習している。</p> <p>また、夏休みを利用して、自転車に乗れない小学1年生を対象に「親子自転車教室」を実施した。</p> <p>◆自転車事故発生率/交通事故総数（小学生）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>30%/45件</td> <td>41%/34件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>30%/45件</td> <td>41%/44件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>30%/45件</td> <td>30%/36件</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆交通安全教室小学3年生受講者数（参加率）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,097人</td> <td>3,078人(99.4%)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3,037人</td> <td>1,745人(57.5%)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,064人</td> <td>3,008人(98.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆交通安全教室により交通安全に対する意識が高まったと答えた学校の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>95%</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆親子自転車教室受講者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>40組</td> <td>35組</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>40組</td> <td>26組</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>40組</td> <td>53組</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和元年度	30%/45件	41%/34件	令和2年度	30%/45件	41%/44件	令和3年度	30%/45件	30%/36件	年度	目標	実績	令和元年度	3,097人	3,078人(99.4%)	令和2年度	3,037人	1,745人(57.5%)	令和3年度	3,064人	3,008人(98.2%)	年度	目標	実績	令和3年度	95%	95%	年度	目標	実績	令和元年度	40組	35組	令和2年度	40組	26組	令和3年度	40組	53組
年度	目標	実績																																									
令和元年度	30%/45件	41%/34件																																									
令和2年度	30%/45件	41%/44件																																									
令和3年度	30%/45件	30%/36件																																									
年度	目標	実績																																									
令和元年度	3,097人	3,078人(99.4%)																																									
令和2年度	3,037人	1,745人(57.5%)																																									
令和3年度	3,064人	3,008人(98.2%)																																									
年度	目標	実績																																									
令和3年度	95%	95%																																									
年度	目標	実績																																									
令和元年度	40組	35組																																									
令和2年度	40組	26組																																									
令和3年度	40組	53組																																									
評価検証	<p>小学3年生の交通安全教室では、和田橋交通公園内にて交通ルールの学習や自転車を正しく乗るための知識、技能の習得に向けた実技指導の充実に努めた。</p> <p>また、親子自転車教室では、自転車に乗れるよう指導するだけでなく、交通ルールやマナーなどの交通安全指導も行った。</p> <p>令和3年度は、交通安全教室、親子自転車教室の受講者数は増えたこと、指標の「交通安全に対する意識が高まったこと」も事故発生率、事故数が減少に繋がったと考えることができる。</p>																																										

今後の方針	<p>小学生の自転車事故の主な原因は、一時停止不履行や前方不注意である。自分の命は自分自身で守ることや各地域の実情に応じた実効性のある交通安全教育が実施できるよう、各校への情報提供や支援に努めていく。</p> <p>また、群馬県交通安全条例の改正に伴い、自転車保険の義務化やヘルメット着用の努力義務化について周知を行い、家庭と連携し推進していく。</p>
-------	---

事業名	給食充実事業（取組 2-4）																								
事業の目的	学校給食において、地場農産物の積極的な活用や郷土料理の導入、栄養教諭・栄養士による食指導を実施することにより、児童生徒の健やかな成長と望ましい食習慣を形成していく。																								
実施状況	<p>新鮮で安全な食材の提供が可能となるだけでなく、地元の農産物生産者への支援、児童生徒の本市の農産物・農業への関心を高めることにも繋がることから、学校給食に地場農産物を積極的に使用している。また、児童生徒が食の重要性を知り、食についての興味・関心が高められるよう、栄養教諭・栄養士が給食時の教室訪問、給食放送、一口メモ等を活用し、献立や食材などに関する説明や食指導を行っている。</p> <p>◆給食における地場農産物使用率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>50%</td> <td>47.4%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>50%</td> <td>38.8%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>50%</td> <td>39.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆食に関する指導により児童生徒の興味・関心が高められたと回答した栄養教諭・栄養士の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>100%</td> <td>73.3%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>100%</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>100%</td> <td>68%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和元年度	50%	47.4%	令和2年度	50%	38.8%	令和3年度	50%	39.2%	年度	目標	実績	令和元年度	100%	73.3%	令和2年度	100%	62%	令和3年度	100%	68%
年度	目標	実績																							
令和元年度	50%	47.4%																							
令和2年度	50%	38.8%																							
令和3年度	50%	39.2%																							
年度	目標	実績																							
令和元年度	100%	73.3%																							
令和2年度	100%	62%																							
令和3年度	100%	68%																							
評価検証	<p>給食における地場農産物使用率は、農産物の生育の遅れや、出荷量の減少等により低下したが、引き続き目標とする50%に到達するよう努めていきたい。</p> <p>栄養教諭・栄養士の食に関する指導は、献立を通して、伝統的な食文化や行事食、食品の産地や特徴を計画的に指導することで、児童・生徒が地元の農産物や生産者に関心を持ち、残さず食べようとする気持ちが高まった。</p>																								
今後の方針	地場農産物の使用率は、気候の影響による農作物の生育・流通状況等、外的な要因の影響を受けることもあるが、生産者や関係機関と連携を図り、生育状況、生産量等の情報収集を行い、より多くの地場農産物が使用できるよう取組を進めていく。																								

	<p>栄養教諭・栄養士の食に関する指導は、教室訪問と併せて、給食放送、一口メモ、掲示資料、給食だより等を有効活用できるよう各学校への働きかけを行う。</p>
--	--

事業名	給食運営事業（取組 2-4）															
事業の目的	安全・安心な給食を提供するため、調理器具等の更新を実施するとともに、食育の視点から給食残渣の削減に取り組む。															
実施状況	<p>調理器具等の状況を確認し、必要性の高いものから優先的に更新を行った。</p> <p>各学校園における残渣から作られた堆肥量をもとに、年間の残渣を推定して一人一日分の残渣を算出した。</p> <p>◆児童生徒一日あたりの給食残渣（令和 3 年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td>59 g</td> <td>50 g</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>38 g</td> <td>36 g</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>50 g</td> <td>46 g</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>40 g</td> <td>40 g</td> </tr> </tbody> </table>	対象	目標	実績	幼稚園	59 g	50 g	小学校	38 g	36 g	中学校	50 g	46 g	特別支援学校	40 g	40 g
対象	目標	実績														
幼稚園	59 g	50 g														
小学校	38 g	36 g														
中学校	50 g	46 g														
特別支援学校	40 g	40 g														
評価検証	幼稚園、小学校及び中学校の残渣は、昨年度に引き続き目標値より少なかった。特別支援学校では、昨年は目標値より多かったが今回は目標値を達成できた。実績については、献立の内容により残渣の量も変わってくる。															
今後の方針	安全・安心な給食を提供するために、引き続き、古い調理器具等の更新を行っていく。また、食育の面からも、給食残渣を更に削減できるよう努めていく。															

事業名	小学生自然体験活動事業（取組 2-5）
事業の目的	榛名湖畔の素晴らしい自然環境を活用し、登山や野外炊飯などの自然体験活動を実施し、小学生の生きる力、豊かな心を育成する。
実施状況	<p>榛名湖畔にある「榛名林間学校榛名湖荘」での自然体験学習を市内全小学校 58 校が実施した。コロナ禍での実施となったことから宿泊での実施を見合わせ、日帰りでの実施とした。実施にあたっては活動内容や活動場所に留意し、万全な感染症予防対策をとった。</p> <p>榛名湖畔を一周する「榛名湖ウオーク」では、季節ごとに移り変わる景色を見たり湖水に触れたりして榛名の自然を感じる活動ができた。また、所員が榛名湖畔の植物や生き物、地形、山々などの紹介をすることで子どもたちの興味関心を高めることができた。一昨年まで行っていた</p>

	<p>関東ふれあいの道を歩く「登山」も学校の実情に合わせて選べるようにしたことで、より主体的な活動を促すことができた。</p> <p>施設内では、榛名湖畔の木々を加工してオリジナルスプーンを制作し、林間学校の思い出のものとした。また感染症予防対策として消毒の徹底、活動場所の分散、制作方法の工夫など万全の体制で活動を行った。</p> <p>◆林間学校参加児童数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>校数</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>55 校</td> <td>2,988 人</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>58 校</td> <td>3,128 人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	校数	児童数	令和 2 年度	55 校	2,988 人	令和 3 年度	58 校	3,128 人
年度	校数	児童数								
令和 2 年度	55 校	2,988 人								
令和 3 年度	58 校	3,128 人								
評価検証	<p>本事業では、高崎市内の 58 小学校の 5 年生が、榛名湖畔の豊かな自然に触れたり仲間と協働したりすることで、子どもたちに生きる力と豊かな心を育むことができた。雨天時においては、榛名湖ウオークを半周にしたり木製名札制作を行ったりして悪天候でも有意義な活動ができるように計画した。感染症対策として、大規模校は二日間に分散して入校したり、複数校での入校を減らしたりした。</p>									
今後の方針	<p>榛名湖周辺の自然を生かした体験プログラムの充実を図り、子どもの実態に合わせた活動を行い、心身ともに健康でたくましい児童の育成ができる事業としていく。特にコロナ禍で日帰り実施をしてきた中で、宿泊することで得られる集団活動における自主性や協働、規律などを育む活動の意義を踏まえ、コロナ禍においての野外・宿泊体験活動を模索していく。</p>									

事業名	「健康教育」啓発事業（取組 2-1・2-2・2-3・2-4）
事業の目的	<p>「21世紀を担う元気なたかさきっ子」を育てるため、本市における健康教育（学校保健・学校体育・学校給食）の取組を紹介する健康教育フェアを開催し、学校園における実践の様子について、パネル展示等を通して広報することにより、学校・家庭・地域の連携の必要性を市民とともに考えていく。</p>
実施状況	<p>「健康教育フェア」は、健康教育に関する学校の実践や、学校給食、学校医・学校歯科医・学校薬剤師による活動のパネル展示等を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止した。</p> <p>同時に開催している「エイズデー in たかさき」については、縮小開催とした。エイズパネルの展示は、旧市内の学校は各校で展示し、支所地域は各支所での展示を行った。</p>
評価検証	<p>「健康教育フェア」と、同時開催している「エイズデー in たかさき」のエイズパネル街角美術館、街頭キャンペーンは中止となったが、エイズデーの取組は広報紙「AIDS」の作成のほか、各校でレッドリボンやエイズパネルを作成し校内での啓発活動を行うことで、縮小してではあったが工夫して実施することができた。</p>

今後の方針	健康教育は、継続的な取組が大切であることから、幼稚園から高等学校まで幅広く働きかけていく。今後も市庁舎1階ロビーなど、多くの市民が訪れやすい会場で開催し、パネル等の展示物の充実を図るとともに、多くの市民に来場してもらえるよう、広報による周知方法や催し物の開催方法を工夫していく。
-------	---

点検・評価シート

施策の視点	3 安全で多機能な教育環境づくりの推進	担当課
		教育総務課 健康教育課 高崎経済大学 附属高等学校
取組	3-1 安全・安心な学校づくり 3-2 多様で弾力的な活動を可能にする学校づくり 3-3 地域性を発揮させた学校づくり 3-4 環境にやさしい学校づくり	

事業名	学校施設改修事業（小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園） （取組 3-1・3-2・3-3・3-4）
事業の目的	各学校園における改修等の要望箇所及び施設の点検結果を踏まえ、適切な改修工事等を実施することで、安全で快適な教育環境の維持管理を図る。
実施状況	「工事要望調査」等により、施設の状況や、危険及び不具合を感じる箇所を把握した上で、各所の補修・改修工事やトイレ洋式化等の工事を実施した。トイレ洋式化工事の進捗状況は、令和3年度末時点で約80%となっている。
評価検証	施設の老朽化により各学校園からの要望も多くなってきているが、予算の範囲内で危険性及び緊急性の高いものから優先して改修を行った。また、外壁改修工事や給水管更新工事、天井改修工事等を行い、学校施設の安全性の確保に努めるとともに、トイレ洋式化等の工事により学校での生活環境向上に努めた。
今後の方針	各学校園からの要望や施設の点検結果を踏まえ、優先度の高いものから改修を行っていく。

事業名	学校施設整備事業（高等学校）（取組 3-1）
事業の目的	安全で快適な学習環境と、生徒が安心して学校教育活動に取り組める環境を創出するため、学校施設の計画的な整備や適切な維持管理に努め、高等学校教育の充実を目指す。
実施状況	施設の老朽化により補修箇所が年々増加しているため、危険な状態、又は学校運営上、重大な支障が生じる箇所から優先的に補修を行った。
評価検証	予算の範囲内で、危険度及び必要性の高いものから優先して改修した。

今後の方針	学校施設のより一層の適切な維持管理に努めるとともに、必要な修繕工事等を優先度の高いものから実施していく。
-------	--

事業名	学校体育施設開放事業（取組 3-2）												
事業の目的	生涯スポーツの普及と推進を図るため、各種団体のスポーツやレクリエーション活動に対し、小中学校施設等の体育施設の積極的な開放を行う。												
実施状況	<p>学校体育施設開放については、各学校の校庭や体育館等の体育施設を活用して実施している。令和3年度は、緊急事態宣言下では施設開放を一旦中止し、まん延防止等重点措置期間においては時間を短縮しての施設開放とした。施設開放に当たっては、利用者へ利用前の検温や共有部分の消毒などを依頼し、感染症対策の徹底に努めた。</p> <p>◆学校体育施設利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>610,000人</td> <td>640,386人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>670,000人</td> <td>456,771人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>650,000人</td> <td>473,264人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目標	実績	令和元年度	610,000人	640,386人	令和2年度	670,000人	456,771人	令和3年度	650,000人	473,264人
年度	目標	実績											
令和元年度	610,000人	640,386人											
令和2年度	670,000人	456,771人											
令和3年度	650,000人	473,264人											
評価検証	まん延防止等重点措置期間においては時間短縮ではあったが、施設を開放することができた。コロナ禍の施設開放ではあったが、感染症対策を徹底しながら、多くの市民が学校体育施設を利用して、生涯スポーツの推進を図ることができた。また、コロナ禍で多くのスポーツイベントや大会が中止となる中、身近なスポーツ活動に親しむ場として有効活用を図ることができた。健康及び体力の保持増進や地域におけるスポーツを通じた交流の場として、登録団体数は毎年増加している。												
今後の方針	学校体育施設が、地域の生涯スポーツ活動の場となるよう、更なる普及・推進に向け、引き続き制度の周知活動に力を入れていく。また、利用者が安全にスポーツに親しむことができるよう、感染症対策を行うとともに、屋外照明の修繕や使用する器具の安全管理について整備を進めていく。												

3 学校教育における ICT の取り組み

文部科学省では、学校における ICT 環境整備の脆弱性や ICT 活用について OECD 加盟国で最下位の状況を憂慮し、2019 年に GIGA スクール構想を立ち上げた。

文部科学省 HP における GIGA スクール構想のリーフレットでは以下を目的とされている。

- ・ 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する。
- ・ これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

また、文部科学省 HP の文部科学大臣からのメッセージとして、以下の記述がある。

Society5.0 時代に生きる子供たちにとって、PC 端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所で ICT の活用が日常のものとなっています。社会を生き抜く力を育み、子供たちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され、世界からも遅れたままではいられません。

1 人 1 台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」であり、特別なことではありません。これまでの我が国の 150 年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端の ICT 教育を取り入れ、これまでの実践と ICT とのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わります。この新たな教育の技術革新は、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子供たちの可能性も大きく広げるものです。

また、1 人 1 台端末の整備と併せて、統合型校務支援システムをはじめとした ICT の導入・運用を加速していくことで、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資するものであり、学校における働き方改革にもつなげていきます。

忘れてはならないことは、ICT 環境の整備は手段であり目的ではないということです。子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが必要です。その際、子供たちが ICT を適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことも重要です。

このため、文部科学省としては、1人1台端末環境の整備に加えて、来年度から始まる新学習指導要領を着実に実施していくとともに、現在行われている中央教育審議会における議論も踏まえ、教育課程や教員免許、教職員配置の一体的な制度の見直しや、研修等を通じた教員のICT活用指導力の向上、情報モラル教育をはじめとする情報教育の充実など、ハード・ソフトの両面からの教育改革に取り組みます。

(1) 高崎先端 ICT 教育協議会

高崎市は平成31年4月5日に教育委員会、群馬大学、高崎健康福祉大学、NTTドコモとともに、「高崎先端 ICT 教育協議会（以下、「協議会」という。）」を発足した。それぞれがもっている強みを生かし、教育委員会はモデル校や教員研修を、NTTドコモはタブレットやセキュリティなどのインフラを、群馬大学と高崎健康福祉大学はモデル授業の補助から教員研修を担当するなど、産学官が連携した協働的な事業を展開している。

協議会では、「高崎モデル」の構築を目指し、現場教育のIT化のサポートとともに、先端的な技術を取り入れた授業を開発したり、ラーニング・マネジメント・システム（LMS）により共有した子どもたちのデータを分析したりする取組を展開している。

金古小学校、上郊小学校、倉渕中学校の3校をモデル校とし、端末の導入方法や授業における活用方法について実践を行った。そして、大学教員の協力のもとモデル授業の構築を行い、授業公開を通して広く成果を還元している。

令和3年度における協議会の活動内容は以下のとおりである。

令和3年度産学官連携事業高崎先端 ICT 教育協議会活動内容

【主な参加者】

- 高崎健康福祉大学人間発達学部子ども教育学科
講師 村田 美和 先生
講師 大橋 博 先生
- 群馬大学医学部附属病院先端医療開発センター数理データ科学教育研究センター
講師 中村 賢治 先生
- NTTコミュニケーションズ（ドコモ） 4名
- 教育委員会学校教育課 2名

【主な活動内容】

1 月1回の定例会議の開催

2 月1回の教職員研修「ICTしゃべり場！」の開催

- | | | | |
|------|-----|-------|--------------------------------------|
| 第1回 | 10月 | 1日実施 | iPadの基本操作・活用のコツ |
| 第2回 | 10月 | 14日実施 | GoogleClassroomの初歩 |
| 第3回 | 10月 | 26日実施 | 今さら聞きにくいロイロノートの基礎！ |
| 第4回 | 11月 | 4日実施 | GoogleDriveの活用方法 |
| 第5回 | 11月 | 17日実施 | ロイロノートの実践事例を共有しよう |
| 第6回 | 12月 | 1日実施 | eライブラリの活用について |
| 第7回 | 12月 | 14日実施 | iPadの活用の幅を広げよう～学校と家庭をつなぐ
端末活用～ |
| 第8回 | 1月 | 6日実施 | 冬休みスペシャル目指せ！授業改善！！～ICTを
活用した学校改革～ |
| 第9回 | 1月 | 19日実施 | これであなたもMetaMojiマスター |
| 第10回 | 2月 | 16日実施 | 新年度に向けて何を準備したらいい？ |

3 子どもの「手書き速度」と「タイピング速度」の変化に関する調査研究

※実証校 寺尾小学校・城山小学校・寺尾中学校

(小学校1年生～中学校2年生対象)

4 その他

- ・情報活用能力育成指標の作成
- ・特別支援、不登校、いじめ対策などに向けた端末活用に関する調査等
- ・端末及びアプリケーションの効果的な活用方法等の検討
- ・大学との連携による調査・研究

(2) 高崎市 GIGA スクール研究会

これまでの産学官連携での研究成果も活用し、発達段階や各教科等に応じた活用方法を検討し、活用モデルを作成するとともに、デジタル化が進む社会に対応したこれからの高崎市を担う子どもたちの情報活用能力の育成を推進するために、令和2年度に高崎市 GIGA スクール研究会（以下、「研究会」という。）を立ち上げ、高崎市の子どもたちにとって望ましい ICT 教育の在り方について検討を行った。

さらに研究会の下に、教職員からなるワーキンググループを設置し、高崎市の ICT 教育の現状の成果と課題に関すること、1人1台タブレット端末の活用に関すること、各教科等におけるコンピュータ活用スキルや教科等の単元における活用計画の作

成に関する事、小・中学校の9年間におけるICT教育の在り方に関する事等の研究を行った。

(3) 教員の研修について

研究会は小中学校のICT教育の在り方に関する研究結果として「高崎市GIGAスクール構想における授業実践」を取りまとめ、1人1台タブレット端末の効果的な利用事例を紹介しており、教員に対する研修で広く活用されている。

高崎市GIGAスクール構想の授業実践の目次は次のとおりである。

端末の管理から情報セキュリティ、操作方法、授業での使用方法から学年別の授業の利用例、オンライン授業の留意点からFAQと具体性のある内容となっている。

目次

1 GIGAスクール構想とは

2 タブレット端末の使用上の留意点について

- (1) タブレット端末の管理について
- (2) IDやパスワードの管理について
- (3) タブレット端末の校外持ち出しについて
- (4) 使用上のルール

3 授業の展開

- (1) タブレット端末の基本的な操作について
- (2) タブレット端末を活用した授業づくりについて

タブレット端末を活用した高崎市学習過程スタンダード

- ① 学習過程ごとの活用例
- ② 活動別活用例
- ③ 学習形態別活用例

4 授業実践

やってみよう!タブレット端末を使った授業実践

- 小学校1年生(国語)
- 小学校2年生(算数、生活、音楽)
- 小学校3年生(社会、図画工作、道徳)
- 小学校4年生(学級活動)
- 小学校5年生(理科、家庭、体育)

小学校 6 年生（外国語）

中学校 1 年生（国語、音楽、技術）

中学校 2 年生（数学、理科、外国語、家庭、保健体育、道徳）

中学校 3 年生（社会、美術）

5 オンライン授業について

- （1）オンライン授業のための準備
- （2）事前に家庭に伝えておくべきこと
- （3）オンライン授業時に教員が留意すること
- （4）オンライン授業の進め方
 - ① オンライン授業の流れ〈初級編〉
 - ② YouTube 等を活用した動画視聴

6 FAQ

学校タブレット端末貸与申請書（別紙様式）

(4) 校務支援システムについて

高崎市は平成21年度に群馬県教育委員会が県域で統一的に使用することを目的に採用決定した「群馬県版校務支援システム」として EDUCOM マネージャーC4th（以下、「C4th」という。）を導入している。

以下は教育委員会へC4thの使用状況に関する質問を行った回答である。
学習系、校務系共に様々な活動に活用されている。

1 導入状況について

- ・導入開始時期…平成21年4月
- ・導入学校数…84校（管下の小学校58校、中学校25校、特別支援学校1校）

2 学習系（児童生徒教育）の各学校における活用状況について

- ・児童生徒の生活・行動の記録
- ・成績処理、通知表の作成

3 校務系の各学校における活用状況について

- ・教育委員会からの公文書等の受理、提出文書の送付
- ・教育委員会や学校間での連絡、データ送受信（メール、掲示板）
- ・指導要録、出席簿等の公簿の作成
- ・調査書の作成
- ・児童生徒の出欠や遅刻・早退の記録
- ・教育委員会や教職員研究会発行の資料の保管や閲覧（書庫）
- ・教職員のスケジュール管理

4 教育委員会事務局における活用状況について

- ・学校への公文書等の送付、提出文書の受理
- ・学校職員、事務局の各課職員への連絡、データ送受信（メール、掲示板）
- ・教育委員会や教職員研究会発行の資料の保管や閲覧（書庫）

5 使用に当たっての課題（学習系、校務系、教育委員会事務局）について

- ・管下の幼稚園・高等学校との契約がなく、幼稚園・高等学校ではC4thが使用できない。
- ・C4thには健康診断の記録や健康診断票（公簿）作成などの保健機能があるが、機能が使用できる契約となっていないため、現在は使用できない。
- ・C4thには登録された児童生徒情報を利用した保護者へのメール一斉送信機能があるが、機能が使用できる契約となっていないため、現在は使用できない。

使用に当たっての課題について、契約内容に含まれていない理由を確認したところ、予算の都合によるものとの回答であった。

意見 1 幼稚園・高等学校における校務支援システムの導入について

現在高崎市が導入している校務支援システムについては小学校、中学校及び特別支援学校のみ導入されている。

幼稚園、高等学校に導入することで効率的な校務の運営に寄与し、教員の労働時間の削減や保護者の利便性の向上が期待できるため、導入されることが望まれる。

意見 2 校務支援システムの機能の拡大について

現在高崎市が導入している校務支援システムは、健康診断の記録や健康診断票（公簿）の作成機能、保護者へのメール一斉送信機能があるが、予算の都合上使用できない状況である。

これらの機能を導入することで効率的な校務の運営に寄与し、教員の労働時間の削減や保護者の利便性の向上が期待できるため、導入されることが望まれる。

(5) タブレットの利用制限について

GIGA スクール構想により児童生徒に支給しているタブレット端末について、不適切利用を制限するために以下の対策を講じている。

① アプリのインストール制限について

アプリについては Jamf Pro の Self Service を用いてインストール管理を行っている。Self Service では教育委員会が承認したアプリのみ登録されている。

② インターネットサイトのアクセス制限について

デジタルアーツ社の i-フィルターを用いてインターネットサイトへのアクセスフィルタリングを実施している。フィルタリングをすり抜けてしまうサイトについては、ブラックリスト化し、事案ごとに対応している。YouTube 等の動画サイトについては全てアクセスできないように設定している。

③ 端末利用についてのモニタリングについて

タブレット端末の利用のモニタリングは行っていないが、確認すべき事案が発生した際にはアクセスログを解析する方針としている。

意見 3 タブレット端末の利用に関するモニタリングについて

タブレット端末は、利用制限が課されているものの、利用制限が有効に機能していることを確認するためのモニタリングは行われていない。モニタリングを行い、利用制限をすり抜けてしまった場合は管理者へ通知されるなどの仕組の導入が望まれる。

4 英語教育について

(1) 高崎市英語教育抜本改善検討会議について

高崎市はグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、平成27年6月に「高崎市英語教育抜本改善検討会議」を設置した。高崎市英語教育抜本改善検討会議は学識経験者、有識者、企業・保護者関係者、校長会代表、教育委員会事務局等により構成され小学校1年生から6年生までの英語学習プログラムである「高崎市小学校外国語活動・外国語指導計画」の作成やALTの全校配置の方針、文部科学省へ小学校全校の教育課程特例校への申請等を行い、平成28年度をもって活動を完了した。

(2) 教育課程特例校について

高崎市は、平成28年度から市内全小学校が教育課程特例校に指定され、1～4年生は35時間（1年生は34時間）の「外国語活動」、5・6年生は70時間の「英語科（外国語）」を実施している。また、平成29年度からの英語指導助手の全校配置に伴い、「外国語活動」と「英語科（外国語）」の全ての授業において担任等とALTによるティームティーチングを行っている。

このように、現行学習指導要領の実施に先立って、市全体で英語教育の早期化、教科化に対応した取組を進めてきている。

(3) ALTについて

高崎市では平成29年8月からALTの全校配置を行っている。市単独で採用したALTのほか、外国語青年招致事業のJET-ALTを採用し、配置している。

5 新型コロナウイルス感染症禍における対応

(1) 予算の対応

高崎市及び教育委員会は、感染拡大防止及び学習保障を行うために以下の予算を編成している。

令和3年度予算（補正含む）にて、編成された主なものは以下のとおりである。

（単位：千円）

款項目 (目的別)	事業費	主な事業概要
教育費 小学校費 学校管理費	13,638	【学校における感染症対策に要する経費の補正】 学校の教育活動に際して、3密を回避し、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要な保健衛生用品等の購入経費

中学校費 学校管理費	6,989	※ 国の学校保健対策特別対策事業費補助金を活用 補助額 10,867 千円（補助率 1/2）
高等学校費 学校管理費	989	
特別支援学校費 学校管理費	116	
幼稚園費 幼稚園管理費	906	【幼稚園における感染症対策に要する経費の補正】 公立幼稚園 8 園において感染症対策に必要なとなる保健衛生用品の購入経費 ※ 県の教育支援体制整備費補助金を活用 補助額 453 千円（補助率 1/2）
教育費 小学校費 学校管理費	56,910	【家庭にインターネット環境のない児童生徒用タブレット端末の借上に要する経費】 1 人 1 台端末の整備において、家庭にインターネット環境のない児童生徒用に臨時休校時でも家庭で使用できるタブレット端末（携帯電話網を使い通信する LTE 機）の借上に要する経費。
中学校費 学校管理費	23,760	
特別支援学校費 学校管理費	717	

（２）臨時休校等

令和 3 年度は、市として臨時休校園や分散登校園は行っていないが、高等学校については、2 学期の開始にあたり時差登校を実施している。

なお、感染者が出たことにより小学校 24 校、中学校 13 校、高等学校 1 校、幼稚園 2 園が学級閉鎖、小学校 1 校が休校となる期間があったが、各校園で、感染症対策を講じながら工夫して学習活動や行事等を実施している。

入学式や卒業式の実施状況は以下のとおりである。

【入学式・入園式】

○幼稚園

令和3年4月9日 保護者は幼児1名につき2名まで、来賓なし

○小学校・中学校・特別支援学校

令和3年4月7日 保護者は児童生徒1名につき2名まで、来賓なし

○高等学校

令和3年4月8日 保護者は生徒1名につき1名、来賓なし

【卒業式・卒園式】

○幼稚園

令和4年3月23日 来賓なし

○小学校・特別支援学校小学部

令和4年3月24日 保護者は児童1名につき2名まで、来賓なし

○中学校・特別支援学校中学部

令和4年3月11日 保護者は生徒1名につき2名まで、来賓なし

○高等学校

令和4年3月1日 保護者は生徒1名につき1名、来賓なし

なお、部活動については、中学校は原則通常どおり実施、高等学校は感染状況に応じて通常どおり実施したり自粛等の対応を行ったりしている。

(3) 休校時の学習フォロー

休校時の学習方法は、各学校が作成したカリキュラムに沿って課題をこなすよう指導していることに加え、次のとおり対応し家庭学習をフォローしている。

項目	内容
オンライン配信	・朝の会や授業等
タブレット端末を活用した課題等	[アプリケーションを活用した課題] ・学習支援アプリ「e-ライブラリ」 小学校5教科、中学校9教科の学習ドリルツール、単元別学習プリント、高校入試過去問題等を含む。 ・授業支援アプリ「ロイロノート」「メタモジクラスルーム」「Google クラスルーム」等

	<p>教師からの教材の配布・回収、児童生徒からの提出等、双方向のやりとりができ、学習課題のやりとりができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他学習アプリ 社会、音楽、体育、国語、算数等教科別に活用できるアプリがインストールされている。 <p>[デジタル教科書の活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省による実証事業に参加している学校において、希望する教科の学習者用デジタル教科書が配布されている。家庭学習における予習・復習をはじめ、デジタルコンテンツの閲覧・操作等、さまざまな学習に活用することができる。 <p>[オンライン動画等の活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「NHK for School」、「教科書の QR コードからリンクされた動画」、「群馬県教育委員会作成の学習動画」、「高崎市教育センターが提供するオンライン学習教材」等 (YouTube 等他の動画閲覧は、児童生徒用は利用不可、教職員用は可能)
課題のやりとり	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の配布や提出等
家庭にインターネット環境のない児童生徒用タブレット端末の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭にインターネット環境のない児童生徒には、臨時休校時でも家庭で使用できるタブレット端末（携帯電話網を使い通信する LTE 機）を貸与した。

(4) 衛生面の対応

令和3年度学校教育事業に関する財務事務の執行において、新型コロナウイルス感染症対策として取られた衛生面での対応は次のとおりである。

学校園の教育活動に際して、3密を回避し、幼児・児童生徒・教職員等の感染症対策に必要な保健衛生用品等を購入している。

件名	消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル、使い捨て手袋等
概要	学校及び幼稚園で常時必要な保健衛生用品の購入
契約方法	学校園での直接購入及び契約課を通じた購入
実績額	学 校 : 21,734,350 円 幼稚園 : 906,445 円

(5) 給食の対応

前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、教育運営を行っていたことから、特別な対応は行っていない。

(6) 運動会、修学旅行の対応

新型コロナウイルス感染症禍において感染対策を十分に行う必要がある中、各学校において感染リスクを低くする工夫を行った上で実施した。

項目	主な対策
運動会	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校・特別支援学校においては、以下の感染症対策を行った上で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・密集や身体的接触をするような種目は避け、半日開催 ・大きな声での応援はなし ・保護者の参観は各家庭2名までとし、来校前と校内に入る前の検温を依頼 ・家庭に対し、弁当等の準備をしないことを周知 ○中学校・高等学校においては、感染症対策を行いながら体育祭等を実施
修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校においては、原則県内日帰り ○中学校においては、近県1泊 ○高等学校においては、1日研修旅行に変更し実施

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症について令和2年度よりも理解が深まり、文部科学省より

『学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。』

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮

し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。』

（「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」より抜粋）

と留意事項に記載されているとおり、過度な対応は行わないよう求めていることがわかる。高崎市においては、留意事項の意図に沿った対応がとられていると評価できる。

6 いじめ対策について

(1) いじめの問題に対する法令、指針等

① いじめ防止対策推進法

いじめの問題に関する大本となる法律は、「いじめ防止対策推進法」である。

同法は、法律により「いじめ」を定義づけるとともに、国や地方公共団体、学校設置者等にいじめ防止のための対策を求めている。

なお、平成17年度までは、「いじめ」の定義は、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的にに加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とされていたが、平成18年度に、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」といった文言が削除されることとなった。同法は、これを前提として、「いじめ」を定義づけている。

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

② 高崎市におけるいじめ対策の指針

高崎市は、平成24年4月に「学校におけるいじめ防止プログラム」を設け、いじめの根絶に取り組んできた。

そして、平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、同年11月29日に「高崎市いじめ防止基本方針」を策定し（平成29年7月14日改定）、いじめ防止に向けた取り組みを行っている。

同方針では、いじめに対する基本的な認識を以下のとおり定めるとともに、①高崎市・学校・家庭・関係機関及び地域におけるいじめの防止に向けた取組、②高崎市・学校におけるいじめへの対処に関する方針、③高崎市・学校における重大事態への対処、④取組の評価・検証についてそれぞれの方針を定めている。

【いじめに対する基本的な認識】

- 1 いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で、対象になった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものとされます。けんかやふざけ合いであっても、いじめの疑いについて慎重に判断します。
- 2 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものとされます。
- 3 いじめは、人間として許されない、卑怯な行為です。
- 4 いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となります。
- 5 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠です。

なお、いじめ防止等のための方針が設けられているのは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒を対象としたものだけであり、学齢期前の子どもを対象としたいじめ防止等のための指針やガイドライン等は設けられていない。

現在、幼稚園でのいじめに関するガイドライン等はなく、また、認知件数等も把握されていない。

確かに、いじめ防止対策推進法上、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされている。そして、「児童等」とは、「学校に在籍する児童又は生徒」と定義されており、幼稚園に通う未就学児は同法の対象とされていない。（同法2条1項、同条3項）

しかしながら、学齢期前の子ども同士の間でも、「心理的又は物理的な影響を与える行為」が行われ、その行為の対象となった子どもが「心身の苦痛を感じている」状況が生ずることは起こり得ることであり、対策の必要性はある。

また、いざこざの範疇を超えるものについてはいじめと認識して対応を行うための基本方針を設けている幼稚園も全国的には存在する（「いざこざの範疇を超えるものについてはいじめと認識し…組織的に対応」（大分大学教育学部附属幼稚園いじめ防止対策基本方針）、「いざこざの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻回で執拗なものについてはいじめと認識し、重大な事案につながらないように未然防止と再発防止を強化し、保護者と協力して幼児がよりよい人間関係を築けるよう組織的に対応することとする。」（山形大学附属幼稚園いじめ防止対策基本方針））。

意見4 学齢期前の子どもを対象としたいじめ防止のための指針の策定について

高崎市におけるいじめの根絶のため、学齢期前の子どもを対象としたいじめ防止のための指針の策定を検討すべきである。

（2）高崎市におけるいじめ防止に向けた取組

① 未然の取組について

高崎市においては、いじめの防止に係る取組として、以下のような未然の取組を行っている。

いじめのない楽しい学校づくりのために ～ 今私たちにできること ～

【いじめ防止活動の流れ】

令和4年度当初

4月～12月

1月～3月

学校園

各学校いじめ防止基本方針
各学校いじめ防止プログラム
(年間指導計画)
いじめ根絶宣言(校園長)
・いじめ防止対策推進法等の共通理解、幼
児・児童生徒・保護者・地域への発信
・職員との共通理解
・いじめ防止ポスター掲示
SNS対応方針及び行動計画

「いじめのない学校づくり」に向けた学級づくり
・授業実践(道徳や体験活動、人権学習 ※「コロナいじめ防止ポスター」の活用)
・適応指導(居場所づくり、絆づくり、毎月のアンケート、教育相談、ピア・サポート)
・児童生徒によるいじめ防止の具体的な活動
(スローガン、ふわふわ言葉、いいとこみつけ、話し合い活動)
・教職員の研修(いじめ防止対策推進法の確認、判断等に基づく事例研究)
・「高崎市いじめ防止こども宣言」や「高崎ルール」～タブレットバージョン
～の活用、「学校におけるいじめ防止プログラムSNS編」の活用

振り返り(成果と次年度への課題)
・児童生徒のいじめ防止活動の取組につ
いて
・基本方針やプログラムの見直し

生徒会・児童会等

「高崎市いじめ防止こども宣言」及び
「高崎ルール」の周知と確認

いじめのない楽しい学校づくりに向け、今私
たちにできることを考える
(学級での話し合い↔学校全体)

小学校 いじめ防止活動に向けた体制づくりと活動の充実
・あいさつ運動・縦割り活動等でのリーダー育成
・「高崎市いじめ防止こども宣言」「高崎ルール」～タブレットバージョン～の活用
・ピア・サポート研修 等

中学校 生徒会を中心としたいじめ防止活動の充実
・あいさつ運動・ポスター作成・生徒集会等の活用・委員会の活用
・「高崎市いじめ防止こども宣言」「高崎ルール」～タブレットバージョン～の活用
・ピア・サポート研修 等

振り返り
・学級での取組
・児童会、生徒会の取組

市教委

「いじめ防止プロ
グラム」に基づく予定
の取組の周知
いじめ防止フ
ァイル配布
(5月)
いじめ防止担
当教諭研修会
実施(6月)

いじめ防止こども会議(8月)
「いじめのない楽しい学校づくりのために」
小中学校の児童生徒による協議

中学生リーダー研修会(11月)
「いじめのない楽しい学校づくりのために「今私たちにできること」
新生徒会役員による研修会

いじめ防止担
当教諭研修会
実施(2月)
年度末訪問
(1・2月)
成果と課題の把握

県教委

〔県〕令和4年度い
じめ防止啓発ポスタ
ー配布
〔県〕令和4年度「春のい
じめ防止強化月間」5月
※県配布の「のぼり旗」活用

〔県〕いじめ防止フォーラム(地区別)開催予定(6月～11月)
12地区で小中高代表児童生徒による協議
「表に出せない相手の気持ちを理解し、自分の行動を考えることで
お互いを大切にしよう関係をつくるために、私たちにできること」
〔県〕令和4年度「冬のい
じめ防止強化月間」12月
※県配布の「のぼり旗」活用
〔県〕いじめ防止ポスターコンクール(9月募集～表彰1月)

【いじめ防止活動の留意すべき点】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組
- いじめ防止推進委員会を中核として、全職員で組織的に対応(いじめ防止担当教諭のリーダーシップ)
- いじめ防止に係る校内研修の実施
- 児童会、生徒会、JRC等の活性化及びリーダーの養成
- 「高崎市いじめ防止こども宣言」や「高崎ルール」の周知と活用

具体的な取組の概要は、次のとおりである。

- 1 児童生徒主体の取組の重点化（4月～5月）
年度当初の校園長によるいじめ根絶宣言を、道徳や学級活動による児童生徒の活動と関連できるように「いじめ防止プログラム年間指導計画」に位置付け実施した。
- 2 いじめ防止クリアファイル配布（6月）
小・中・特別支援学校、高崎経済大学附属高等学校の全児童生徒へ配布した。
- 3 いじめ防止担当教諭研修会（6月）
いじめ防止担当教諭の役割についての講義、いじめ防止に向けた校内研修例の提案を行った。班別協議では、コロナ禍に対応したいじめ防止に向けた子ども主体の取組の工夫やいじめ対応方針の保護者への周知の方法について協議した。
- 4 高崎市いじめ防止推進協議会（第1回）の開催（7月）
市長を会長とする20名の委員により、今年度の重点的な取組について確認した後、各機関でのいじめ防止の取組について情報交換及び協議をした。
- 5 高崎市いじめ防止子ども会議（8月）
いじめを根絶し、いじめで苦しむ子どもをなくすために、各小・中学校の代表児童生徒が、いじめ防止に向けた児童生徒主体の取組について協議した。
- 6 いじめ防止ポスター展（9月）
小・中・特別支援学校、高崎経済大学附属高等学校の児童生徒が作成した「いじめ防止に係るポスター」を高崎市庁舎中2階ロビーに展示した。（各校1点）
- 7 中学生リーダー研修会（11月）
市内25中学校から2名（男女各1名）、高崎経済大学附属高等学校のリーダーを高崎市庁舎に集め、いじめ防止をテーマとした研修を行った。
- 8 いじめ防止担当教諭研修会（2月）

小・中・特別支援学校、高崎経済大学附属高等学校の各校担当教諭が、今年度の児童生徒主体のいじめ防止活動について振り返り、次年度の活動へと効果的につなげられるような支援策について協議した。

9 高崎市いじめ防止推進協議会（第2回）の開催（3月）

市長を会長とする20名の委員により、高崎市における今年度のいじめ防止についての取組について協議した。

② いじめ防止のための組織について

ア いじめ防止推進協議会

高崎市においては、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、高崎市いじめ防止推進協議会要綱に基づき、「高崎市いじめ防止推進協議会」が設置されている。

高崎市いじめ防止推進協議会は、市長、教育長のほか、警察関係者、弁護士、臨床心理士等いじめ防止に向けた取組に係る関係者・識者20人以内の委員で組織される協議会である。

年間2回程度開催し、いじめ防止に向けた高崎市の取組を報告するとともに、「いじめ防止対策推進法」「子どもの命を守る取組」「SNS いじめ」など社会の状況を反映した議題について協議を行っている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、いじめ防止推進協議会は、令和2年度は中止され、令和3年度は書面で開催されることとなった。

いじめ防止推進協議会は、関係者・識者が一堂に会する場であるが、書面での開催では委員間での率直な意見交換等ができず、充実した議論が妨げられるおそれがある。

協議会は原則として対面で実施することが望ましいと考えられるが、コロナ禍等、感染症に対する対応を行わなければならない事態が生ずる可能性を考えれば、協議会の委員が同じ場所に一堂に会さずして活発な議論ができる環境を整える必要があるものと考えられる。

意見 5 いじめ防止推進協議会の WEB を利用した会議の開催の検討について

いじめ防止推進協議会は、関係者・識者が一堂に会する場であるが、書面での開催では委員間での率直な意見交換等ができず、充実した議論が妨げられるおそれがある。

委員が同じ場所に一堂に会さずして活発な議論ができるよう、WEB を利用した協議会の開催を検討すべきである。

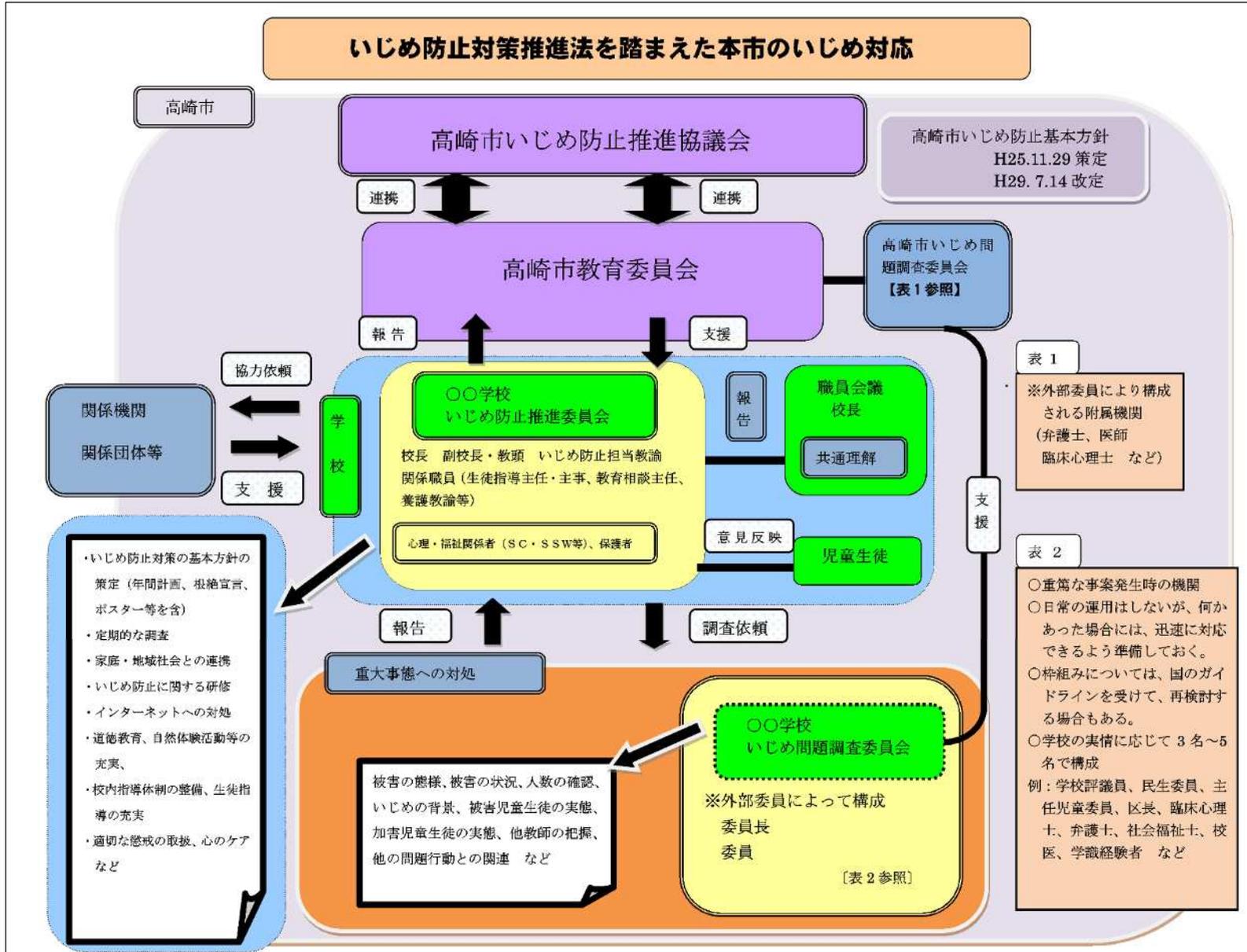
イ いじめ防止推進委員会

各学校に設置されたいじめ防止やいじめ対応を担う組織である。生徒指導や教育相談に係る事案と併せて定期的に協議している。

(3) 認知しいじめに対する対応について

いじめが認知された場合の対応の流れは、次表のとおりである。

いじめ防止対策推進法を踏まえた本市のいじめ対応



7 学校再編について

高崎市では「高崎市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会条例」が昭和47年6月24日に施行されており、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として「高崎市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会」（以下、「審議会」という。）がおかれている。

高崎市では平成23年4月に倉渕東小学校、倉渕中央小学校、倉渕川浦小学校が統合され倉渕小学校となった。以降学校再編は行われていない。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条において、小学校の同学年の児童で編成する1学級の人数上限は35人とされている。

また、児童数が少ない場合は2つの学年の児童を1学級に編制することができ、その場合の人数上限は16人（第1学年の児童を含む学級にあっては8人）とされている。また、中学校の同学年の生徒で編成する1学級の人数上限は40人とされ、2つの学年を編成した1学級の人数は8人とされている。

令和3年度において、複式学級となっている学校は次表のとおりである。

番号	学校名	学年
1	城山小学校	3年・4年
2	中室田小学校	3年・4年
3	上室田小学校	1年・2年
4	宮沢小学校	1年・2年
5	多胡小学校	2年・3年

「第4章 学校の概要 4学校の状況 (1) 小学校の規模について」において、複式学級となる可能性がある1学級当たり平均児童数が16名以下の小学校は上記の5校を含めて15校存在している。当該15校の平成23年度から令和3年度までの5年ごとの児童数の推移は次表のとおりである。

番号	学校名	平成23年度	平成28年度	令和3年度
1	城山小学校	135	96	39
2	鼻高小学校	203	133	66
3	倉渕小学校	143	119	105
4	車郷小学校	150	159	104
5	下室田小学校	165	108	87
6	中室田小学校	86	63	38

番号	学校名	平成 23 年度	平成 28 年度	令和 3 年度
7	上室田小学校	61	39	30
8	久留馬小学校	312	256	228
9	下里見小学校	279	254	190
10	宮沢小学校	65	46	31
11	多胡小学校	93	90	56
12	入野小学校	179	139	122
13	馬庭小学校	112	132	107
14	南陽台小学校	144	130	107
15	岩平小学校	78	67	51

いずれも非常に高い割合で児童が減少しており、複式学級は既存校 5 校以上に拡大する可能性が高く、既存校 5 校においても学年が増加する可能性がある。

なお、中学校においては、1 学級当たり平均生徒数が 8 人以下となっている学校は存在していない。

教育委員会へ学校再編についての取り組みについてヒアリングを行ったところ、高崎市は現在小学校及び中学校の学校再編については検討中とのことだが、行政主導の学校編成ではなく、保護者及び地域住民からの要望があった場合に本格的に取り組む意向であるとのことであった。

意見 6 学校再編について

小学校は特に児童数の減少が顕著な学校が多数みられることや小規模学校における教員の担当する児童数に大規模学校と格差があること、学校の維持コストの問題、教員の配置など多くの問題や課題が見られることから、学校再編について検討されることが望まれる。

第6章 教員の労働状況と働き方改革について

1 教育職員の労働環境を巡る全国的な状況

(1) 日本の教育職員の長時間労働の実態

平成30年に実施されたOECD国際教員指導環境調査（TALIS：Teaching and Learning International Survey）（令和元年6月公表）によれば、日本の教育職員の1週間あたりの労働時間は、中学校教員56.0時間、小学校教員54.4時間であり、いずれも参加国の中で最長である（調査参加国は中学校48か国、小学校15か国）。中学校教員の1週間あたりの労働時間は、前回調査時（平成25年）の53.9時間を上回っている（前回調査時は小学校に関する調査は実施されていない。）。

教育職員について、「通常の1週間」において従事したと報告された時間数の平均は次表のとおりである。日本は、1週間あたりの労働時間は小学校・中学校ともに参加国中最長であるが、指導（授業）にかける時間に限れば、中学校の教育職員の平均時間は参加国平均を下回っている。他方で、一般的な事務連絡にかかる時間は小学校・中学校ともに中学校の参加国平均を上回っている。また、中学校の教育職員が課外活動の指導にかける時間は、参加国平均を大きく上回っている。

（単位：時間）

	日本		OECD 31か国平均 (中学校)	TALIS 参加国平均 (中学校)
	中学校	小学校		
仕事時間の合計	56.0	54.4	38.8	38.3
指導（授業）	18.0	23.0	20.6	20.3
学校内外で個人で行う授業の計画や準備	8.5	8.6	6.5	6.8
学校内での同僚との共同作業や話し合い	3.6	4.1	2.7	2.8
生徒の課題の採点や添削	4.4	4.9	4.2	4.5
生徒に対する教育相談（監督指導、進路指導等）	2.3	1.3	2.2	2.4
学校運營業務への参画	2.9	3.2	1.4	1.6
一般的な事務連絡（教師として行う連絡事務、書類作成その他の事務業務を含む）	5.6	5.2	2.7	2.7
職能開発活動	0.6	0.7	1.7	2.0
保護者との連絡や連携	1.2	1.2	1.4	1.6
課外活動の指導（放課後のスポーツ・文化活動など）	7.5	0.6	1.7	1.9
その他の業務	2.8	2.0	2.0	2.1

平成30年9月に公表された教員勤務実態調査（平成28年度）の分析結果及び確定値（文部科学省の委託調査研究「教育政策に関する実証研究」の一つとして、「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」を実施。平成29年4月に速報値を公表。）によれば、教育職員の学内勤務時間は次表のとおりである。教育職員の学内勤務時間は、平成18年度よりも増加している。

【教員の1日あたりの学内勤務時間】

平日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
	校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
講師	10:54	10:29	+0:25	11:16	11:04	+0:12
養護教諭	10:07	9:38	+0:29	10:18	10:01	+0:17

土日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
	校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49
講師	0:57	0:17	+0:40	3:10	1:25	+1:45
養護教諭	0:46	0:07	+0:39	1:10	0:19	+0:51

（平成30年9月27日文部科学省公表「教員勤務実態調査（平成28年度）の分析結果及び確定値の公表について（概要）」より）

【教員の1週間あたりの学内総勤務時間】

	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
	校長	55:03	52:19	+2:44	56:00	53:23
副校長・教頭	63:38	59:05	+4:33	63:40	61:09	+2:31
教諭	57:29	53:16	+4:13	63:20	58:06	+5:14
講師	55:21	52:59	+2:22	61:36	58:10	+3:26
養護教諭	51:07	48:24	+2:43	52:48	50:43	+2:05

（平成30年9月27日文部科学省公表「教員勤務実態調査（平成28年度）の分析結果及び確定値の公表について（概要）」より）

なお、平成18年度の調査に比べて学内勤務時間が増加した理由について、文部科学省は、①若年教員の増加、②総授業時数の増加（小学校1.3コマ（58.5分）増、中学校1コマ（50分）増）、③中学校における部活動時間の増加（平日7分増、土日1時間3分増）にあると分析している（文部科学省公表「教員勤務実態調査（平成28年度）の分析結果について」参照。）。

(2) 教育職員の時間外労働に関する法令等

日本の教育職員の労働時間の長時間化は、極めて深刻となっており、昨今、社会問題ともなっている事項である。この問題の背景にあるのが、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）の存在である。

給特法は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、昭和46年に制定された法律である。

同法には、次の規定がある。

(教育職員の教職調整額の支給等)

第3条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

そして、教育職員に関しては、給特法第5条による地方公務員法第58条の3本文の読み替えにより、労働基準法（以下、「労基法」という。）第37条の時間外、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は適用が除外されることとなっている。

また、教育職員の時間外労働に関しては、給特法上、「教育職員…を正規の勤務時間…を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。」と規定されており（同法第6条第1項）、同規定を受けて定められた「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」には、次のとおり規定されている。

- 1 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとすること。
- 2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとすること。
 - イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
 - ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
 - ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

このような法律及び政令の内容を踏まえ、群馬県では、「群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」において、次のとおり定めている。

(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員・・・には、その者の給料月額・・・の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

(義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第7条 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する正規の勤務時間をいう。以下この項及び次条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として正規の勤務時間を超える勤務及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務（以下「時間外勤務」という。）は命じないものとする。

- 一 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日
- 二 給与条例第21条の規定により休日勤務手当が一般の学校職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。
 - 一 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - 二 学校行事に関する業務
 - 三 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
 - 四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

以上をまとめると、公立の義務教育諸学校等の教育職員の時間外勤務に関しては、次のとおり定められているということになる。

- 原則：教育職員に対し、時間外労働を命ずることはできない。
- 例外：以下の4項目に該当するときは、時間外労働を命じられる。
 - ①校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - ②修学旅行その他学校の行事に関する業務

- ③職員会議に関する業務
 - ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務
- 例外的な時間外労働に対しては、基本給の4%に相当する「教職調整額」を支給する。時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

言い換えれば、教育職員に対しては、どれだけ長時間働いたとしても、基本給の4%に相当する「教職調整額」以上に時間外勤務手当等が支払われることはないということである。

この点、給特法により、労基法第37条の適用を除外して教職調整額の支給の対象とされているのは、時間外労働を命ずることが可能な4項目（以下、「超勤4項目」という。）だけであり、それ以外の業務に係る時間外勤務を行った場合には労基法第37条が適用され、同条に基づく時間外割増賃金が発生するとの考えも成り立ちうる。

しかしながら、この点に関しては、最近の裁判例において、「教員の業務は、教員の自主的で自律的な判断に基づく業務と校長の指揮命令に基づく業務とが日常的に混然一体となって行われているため、これを正確に峻別することは極めて困難であって、管理者たる校長において、その指揮命令に基づく業務に従事した時間だけを特定して厳密に時間管理し、それに応じた給与を支給することは現行制度下では事実上不可能である」、「給特法は、教員の職務の特殊性を踏まえ、一般労働者と同じ定量的な労働時間の管理にはなじまないとの判断を基礎として、労基法37条の適用を排除した上で、時間外で行われるその職務を包括的に評価した結果として、教職調整額を支払うとともに、時間外勤務命令を発することのできる場合を超勤4項目に限定することで、同条の適用排除に伴い教員の勤務時間の長期化を防止しようとしたものである。」、「このような給特法の構造からすると、同法の下では、超勤4項目にかかわらず、教員のあらゆる時間外での業務に関し、労基法37条の適用を排除していると解することができる。」との判断がなされている（東京高裁令和3年10月1日判決）。

（3）教育職員の働き方改革推進のための取組み状況

平成30年6月29日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立（同年7月6日公布）したことを受け、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一環として、国は、平成31年1月25日付で「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、「上限ガイドライン」という。）を策定した。

上限ガイドラインの主な内容は、以下のとおりである。

1. ガイドランの対象者

給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員

2. 勤務時間の上限の目安時間

(1) 対象となる「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するため、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。テレワーク等によるものについても合算する。

これらを総称して「在校等時間」とし、ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限の目安時間

① 1か月の在校等時間 超過勤務が45時間を超えないようにすること

② 1年間の在校等時間 超過勤務が360時間を超えないようにすること

※ 臨時的な特別の事情により勤務せざるをえない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内（連続する複数月の時超過勤務80時間以内かつ超過勤務45時間超の月は年間6か月まで）。

3. 留意事項

在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。

上限の目安時間を守るために自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは避けること。

さらに、令和元年12月4日には給特法の一部を改正する法律が成立（同月11日公布）し、以下の各事項が新たに定められた。

① 1年単位の变形労働時間制の適用（令和3年4月1日施行）

長期休暇中に集中して休日確保すること等が可能となるよう、地方公共団体の判断により、1年単位の变形労働時間制の適用を可能とする。

② 業務量の適切な管理等に関する指針の策定（令和2年4月1日施行）

文部科学大臣は、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定める。

同法改正に伴い、上限ガイドラインの内容は、給特法第7条第1項に規定する「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に格上げされることとなった。

2 高崎市における教育職員の労働環境を巡る状況

(1) 教育職員の勤務条件について

市町村立の小学校、中学校、高等学校等の教職員の給与等は、市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に基づき、都道府県が負担することとされている。

このような県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第5項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定められる（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条）。

そして、群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例によれば、学校職員の労働時間については、次のとおり定められている。

項目	内容
1週間あたりの勤務時間	38時間45分（同条例第3条第1項）
週休日	日曜日及び土曜日（同条例第4条第1項）
1日あたりの勤務時間	7時間45分（同条例第4条第2項）

高崎市における教育職員の原則的な始業・終業時刻は、各学校によって多少の前後はあるが、おおむね次のとおりである。

項目	内容
始業時刻	午前8時15分
終業時刻	午後4時45分
休憩時間	45分

なお、原則的な終業時刻は午後4時45分であるが、中学校における部活動の平日の実施時間は午後4時から午後6時までとされている。

(2) 教育職員の勤務時間の上限に関する指針等

給特法の一部改正を受けて定められた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理
その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図る
ために講ずべき措置に関する指針」を受け、高崎市においては、令和2年2月6日
に、「高崎市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する指針」（以下、「本市指針」
という。）を策定した。

本市指針の概要は、以下のとおりである。

<p>1. 対象者</p> <p>高崎市立学校の教育職員</p> <p>2. 勤務時間等</p> <p>(1) 本指針において対象となる「勤務時間」</p> <p>「国の上限ガイドライン」に示されている「在校等時間」を基本とする。</p> <p>具体的には、以下①+②-③-④の時間とする。</p> <p>①「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教員等が校内に在校している 時間であって、外形的に把握することができる時間</p> <p>②校外における勤務で、職務として行う研修への参加や、児童生徒の引率等の 職務に従事している時間等、超勤4項目以外の業務に従事する場合も含め、 外形的に把握できる時間</p> <p>③所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高める ために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間か ら除くべき時間</p> <p>④上記の他、在校等時間として、合算しないことが適当であると校長が判断し た業務に従事した時間</p> <p>(2) 勤務時間の記録方法</p> <p>「在校等時間記録ファイル」を使用する。</p> <p>3. 上限の目安</p> <p>① 1か月の在校等時間 超過勤務が45時間を超えないようにすること</p> <p>② 1年間の在校等時間 超過勤務が360時間を超えないようにすること</p>

* 臨時的な特別の事情により勤務せざるをえない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過外勤務720時間以内（連続する複数月の超過勤務80時間以内かつ超過勤務45時間超の月は年間6か月まで）。

4. 実効性の確保

○以下の取組を推進する。

- ・業務に専念できる環境の確保
- ・部活動の負担軽減
- ・長時間労働という働き方の改善
- ・労働安全衛生管理体制の整備促進
- ・その他

○本指針で定める上限の目安時間を超えた教員等がいる場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、以降目安時間を超えることのないようすみやかに必要な措置を講ずる。

5. 留意事項

○教育委員会及び校長は、以下の点に留意して取組を推進する。

- ・休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守すること。
- ・教員等の在校等時間を把握し、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までに一定時間を確保すること。
- ・産業医等と連携しながら、長時間労働等による健康障害の防止及び長時間労働の解消に努めること。
- ・1か月当たりの時間外勤務が80時間を超えた教員等に対して、当該超えた時間に関する情報を通知し、面接指導医（産業医等）の面接による保健指導の申出を勧奨すること。
- ・専門医によるメンタルヘルス相談や面接指導医（産業医等）による健康相談、ストレスチェック事業における医師の面接指導等、教員等の心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。

○上限の目安時間を守るために自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは避けること。

また、本市指針に基づく長時間勤務を行った教育職員に対する面接指導に関しては、別途「高崎市教育職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱」（以下、「本市面接指導要綱」という。）が定められている。

その概要は、以下のとおりである。

- 校長は、1か月当たりの在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、労働時間に関する情報を通知し、必要と認められる場合には産業医による面接指導を受けることを勧奨する（本市面接指導要綱第3条）。
- 校長は、以下のいずれかに該当する教育職員がいるときは、校長による面接指導を実施する（本市面接指導要綱第4条第1項）。
 - ・1か月当たりの在校等時間が100時間を超えた者
 - ・連続する2か月、3か月、4か月、5か月または6か月の間の在校等時間が月平均80時間を超えた者
- 校長は、産業医による面接指導の勧奨又は校長による面接指導を行った場合において、①教育職員が産業医による面接を希望しているとき、②校長が産業医との面接が必要と判断したときは、産業医による面接指導を実施する（本市面接指導要綱第5条第1項）。
- 教育職員が産業医の面接指導を受けるときは、職務専念義務を免除する（本市面接指導要綱第5条第3項）。

高崎市教育職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱は、高崎市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する指針に基づき、教育職員の長時間勤務に係る面接指導の実施について必要な事項を定めるものである。

そして、同指針上、面接指導医（産業医等）の面接による保健指導の申出の勧奨の対象とされている教育職員は「1か月当たりの時間外勤務が80時間を超えた者」であることからすれば、同要綱に基づき、産業医等の面接指導等の対象とされる教育職員は、1か月当たりの超過勤務時間が80時間を超えている者と考えられる。

しかし、現在の要綱上、面接指導の勧奨の対象とされている教育職員は「1か月当たりの在校等時間が80時間を超えた者」と、校長面接の実施の対象とされている教育職員は「1か月当たりの在校等時間が100時間を超えた者」または「連続する2か月、3か月、4か月、5か月又は6か月の間の在校等時間が月平均80時間を超えた者」と規定されている。

このような要綱の規定では、全ての教育職員が対象者ということとなってしまう。

意見7 高崎市教育職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱に定める対象者の明確化について

現在の要綱上、面接指導の勸奨の対象とされている教育職員は「1か月当たりの在校等時間が80時間を超えた者」等とされており、超過勤務時間を対象としていないため、全ての教員が対象となってしまっている。

本来の趣旨に基づいて、高崎市教育職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱に定める面接指導の勸奨、校長面接実施の対象となる教育職員に関する規定を、「1か月当たりの在校等時間」ではなく、「1か月当たりの超過勤務時間」を基準とする旨、改めるべきである。

(3) 高崎市における教育職員の超過労働時間の現状

高崎市においては、本市指針に基づき、教育職員の勤務時間の把握に努めている。

なお、各教員の勤務時間は、各教員が職員室等で使用している公用パソコンの電源 on・off を利用した、県教育委員会作成の「在校等時間記録ファイル」(Excel ファイル) を使用し、把握している。

過労死の認定の基準ともなる「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(令和3年9月14日付基発0914第1号厚生労働省労働基準局長通達)では、過重負荷の有無の判断の一つとなる労働時間について、その概要が次のとおり定められている。

- ①1 か月あたりの時間外労働時間が 45 時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まると評価できる。
 - ②発症前 1 か月間の時間外労働時間が 100 時間、又は、発症前 2~6 か月間にわたって 1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できる。
- ※ここでいう時間外労働時間数は、1 週間当たり 40 時間を超えて労働した時間数のこと。

令和3年度において、本市指針により、面接指導医(産業医等)の面接による保健指導の申出を勧奨することとされている「1 か月当たりの時間外勤務が 80 時間を超えた教育職員」は、延べ 543 人も存在したが、同年度においては、面接指導医(産業医等)による面談等の実施は、1 件もなされなかった。

本市面接指導要綱上、産業医による面接指導を実施するのは、①教育職員が産業医による面接を希望しているとき、または、②校長が産業医との面接が必要と判断したときとされているところ、該当する教育職員自体が産業医との面接を拒んだ場合には、面接を実施することが困難であることは否定できない。

しかしながら、長時間労働に従事した者が、体調不良を自覚しないままに脳・心臓疾患を発症し、最悪の場合には死に至るケースも実際に存在している。

産業医との面接を積極的に望まない教育職員に対し、医師との面談の機会を設けるべき必要性はあるものと考えられる。

意見 8 産業医による面談について

令和3年度において、本市指針により、面接指導医（産業医等）の面接による保健指導の申出を勧奨することとされている「1か月当たりの時間外勤務が80時間を超えた教育職員」は、延べ543人も存在したが、同年度においては、面接指導医（産業医等）による面談等の実施は、1件もなされなかった。

本市指針及び本市面接指導要綱に、面接指導医（産業医等）の面接による保健指導に関する定めが置かれている趣旨、医師の面談を受けることにより得られる利益等を長時間労働に従事した教育職員によく説明するなど、面談の実施の推進を図るべきである。

また、該当する教育職員が産業医との面談を受けやすくするため、代替職員の配置等も積極的に行うべきである。

（4）高崎市における教育職員の長時間勤務を改善するための取組について

ア 学校・教育職員が担う業務について

中央教育審議会は、平成31年1月25日、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を行った。

その中で、これまで学校や教育職員が担ってきた代表的な14の業務を、以下のとおり、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに分類した（以下、「3分類」という。）。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

（平成31年1月25日中央教育審議会公表「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」【概要】より。）

なお、文部科学省は、各教育委員会・学校における働き方改革の進捗状況を把握等するため、全国すべての教育委員会や事務組合等に対し、学校の働き方改革のための取組状況調査を毎年実施し、その結果をホームページ等で公表している。

イ 高崎市における取組の状況

文部科学省公表の「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」によれば、令和3年9月1日時点における、「3分類」に関する高崎市の取組状況は、次表のとおりである。

なお、「実施」は「すでに実施または実施中」、「未実施」は「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」を表す。

番号	業務	実施状況
①	登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している。	未実施
②	放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導されたときの対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している。	未実施
③	学校徴収金の徴収・管理は教職員が関与しない方法で徴収・管理又は地方公共団体や教育委員会で徴収・管理を行っている。	実施 (口座振替)
④	地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう地方公共団体において必要な取り組みを実施している。	未実施
⑤	学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している。	実施
⑥	児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている。	未実施
⑦	校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている。	未実施
⑧	部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている。	実施
⑨	給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材等の協力を得ている。	未実施
⑩	授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている。	実施
⑪	学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている。	実施
⑫	学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している。	未実施
⑬	進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている。	実施
⑭	支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	実施

中央教育審議会は、平成31年1月25日、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において、これまで学校や教育職員が担ってきた代表的な14の業務のうち、4つの業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」に、4つの業務を「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」に、残りの6つの業務を「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに分類した。

高崎市においては、14業務のうち7つの業務については業務の役割分担・適正化のための必要な取組を実施しているが、残りの7つに関しては特に取組はされておらず、かつ、取組の検討もなされていない状況にある。その中には、3分類上、「基本的には学校以外が担うべき業務」に該当する業務も3つある。

意見9 学校における業務の適正化について

教育職員の長時間労働の改善を図るため、基本的には学校以外が担うべきと考えられる業務については、学校以外の主体が中心に対応する取組を推進すべきである。

また、取組の推進にあたっては、無償のボランティアを前提とするのではなく、適切な金銭を支払う形での外部委託、新たな人材の採用・配置等も検討すべきである。

⑧部活動に関しては、高崎市においては、次のような取り組みが行われている。なお、中学校の教育職員の課外活動（部活動）の指導にかかる時間は、平成30年OECD国際教員指導環境調査上、日本が参加国平均を大きく上回っている事項である。

○部活動指導員の配置 平成31年度から

○外部指導協力者の配置 平成14年度から

※平成14年度から28年度までは県の事業として実施。平成29年度以降は市単事業として実施中。

○令和3年度における外部人材の配置実績

・部活動指導員 : 58人

・外部指導協力者 : 43人

ただし、高崎市に設置されている中学校が25校であること、学校ごとに10前後の部が設けられていることからすれば、部活動指導員や外部指導協力者が配置されている部活動の数は、未だ少ない。

高崎市の中学校における部活動の原則的な活動時間は、平日は午後6時までと教育職員の原則的な終業時刻である午後4時45分よりも1時間15分遅い。また、土

日のいずれか1日に3時間程度の活動を実施する部活動も存在している。さらに、各中学校の定める「部活動に関するガイドライン」上、教育職員の原則的な始業時刻である午前8時15分までに終了することを条件に30分程度の朝練習を認めている学校もある。

このような事情からすれば、部活動の顧問や担当等を務める教育職員は、部活動の指導等を完全に任せることが可能な代替人材等がない限り、部活動の指導のためには、超過勤務を行うことが前提とされているものと考えられる。

そのため、教育職員の長時間労働の実態を改善するためには、部活動の在り方を見直す必要がある。

意見10 部活動における外部指導員のさらなる配置促進について

高崎市の中学校における部活動の原則的な活動時間は、平日は午後6時までと教育職員の原則的な終業時刻である午後4時45分よりも1時間15分遅い。また、土日のいずれか1日に3時間程度の活動を実施する部活動も存在している。

このような事情からすれば、部活動の顧問や担当等を務める教育職員は、部活動の指導のためには、超過勤務を行うことが前提とされているものと考えられる。

そのため、教育職員の長時間労働の実態を改善するためには、部活動の在り方を見直す必要がある。

中学校毎ではなく、高崎市として部活動に関する外部人材の発掘・募集・採用を行うなど、部活動における外部指導員のさらなる配置促進を図るべきである。

また、教育職員の働き方改革の観点からすれば、部活動を完全に外部に委託する、顧問制度を廃止するなどの抜本的な改革が検討されることが望まれる。

高崎市においては、高崎市として定める部活動に関するガイドラインは策定していない。部活動に関するガイドラインは、学校毎に策定され、適宜改定等が行われている。

教育委員会は、各学校が平成31年度に定めた部活動に関するガイドラインは把握しているが、それ以降の改定状況等は確認していないため、現在の各学校のガイドラインを把握できていない状況にある。

部活動の設置・運営は、各学校に任されているものではあるが、教育委員会として統一的に把握しておく必要があるものと考えられる。

意見 1 1 中学校における部活動ガイドラインの把握について

教育委員会は、各学校が定めた部活動に関するガイドラインについて、令和2年度以降の改定状況等は確認していないため、現在の各学校の最新のガイドラインを把握できていない状況にある。

各学校に対して毎年度定期的に部活動ガイドラインの提出を求めるなど、教育委員会として、各学校における部活動ガイドラインを把握できる体制を整えるべきである。

(5) 有給休暇について

一般的な教育職員の有給休暇に関しては、「群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」により、原則として、以下のとおり定められている。

○1の年度において20日

○年次有給休暇は、教育委員会規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越し可能。

高崎市における令和3年度の教育職員の年次有給休暇の取得状況確認したところ、年間の年次有給休暇の取得日数が5日以下である教育職員は159人であり、総数1,651人の9.6%に及んでいる。

なお、平成30年6月29日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立したことにより、労働基準法第39条第7項に基づき、民間企業においては、平成31年4月以降、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対しては年5日の年休を取得させることが使用者の義務となったが、地方公務員については、同規定は地方公務員法第58条第3項により適用除外とされている。

地方公務員については、年5日の年休の取得を使用者に義務付ける旨の労働基準法第39条第7項の規定は適用されないが、働き方改革の観点、教育職員の心身の疲労回復等の観点からすれば、年次有給休暇の取得の促進を図る必要がある。

意見 1 2 有給休暇の取得の促進について

令和3年度において、年間の年次有給休暇の取得日数が5日以下である教育職員は159人であり、総数1,651人の9.6%に及んでいる。

教育委員会職員や各学校の校長・副校長等の管理職が率先して年次有給休暇を取得し、他の教育職員にも取得を促すなど、年次有給休暇の取得の促進を図るための対策を講ずべきである。

第7章 学校アンケートについて

1 アンケート質問項目について

市内の小学校及び中学校の全校を対象に、教育委員会の回答集計システムを利用してアンケート調査を実施した。

アンケートは、次の9つのテーマについて、学校ごとに課題と改善要望を自由に記載する形式とした。

- 1 学力向上及び教育の質について
- 2 いじめについて
- 3 保護者との連携について
- 4 英語教育及び英語力について
- 5 体力及び健康について
- 6 ICT環境の整備及び活用について
- 7 教員、職員について（働き方改革含む）
- 8 学校給食について
- 9 その他

2 回答件数について

回答結果の項目別回答件数を集計すると次表のとおりである。

番号	テーマ	小学校		中学校	
		課題	改善要望	課題	改善要望
1	学力向上及び教育の質について	35	23	11	6
2	いじめについて	12	4	6	4
3	保護者との連携について	11	5	6	2
4	英語教育及び英語力について	9	9	6	4
5	体力及び健康について	16	2	6	2
6	ICT環境の整備及び活用について	25	26	13	11
7	教員、職員について（働き方改革含む）	29	29	15	16
8	学校給食について	17	16	5	7
9	その他	9	9	1	2

(1) 小学校（課題）

小学校の課題では、【1 学力向上及び教員の質について】が最も多く、次いで【7 教員、職員について（働き方改革含む）】、その次に【6 ICT環境の整備及び活用について】となっている。

【7 教員、職員について（働き方改革含む）】では児童の個別教育への対応や保護者への時間外対応等により時間外労働が削減できない問題について等の意見が寄せられた。

(2) 小学校（改善要望）

小学校の改善要望では、【7 教員、職員について（働き方改革含む）】が最も多く、次いで【6 ICT環境の整備及び活用について】が多く、次に【1 学力向上及び教員の質について】となっている。

【7 教員、職員について（働き方改革含む）】では臨時職員、支援員、助手の増加など業務の負担をサポートする職員の増加に関する要望が数多く回答が寄せられた。

(3) 中学校（課題）

中学校の課題では、【7 教員、職員について（働き方改革含む）】が最も多く、次いで【6 ICT環境の整備及び活用について】、次に【1 学力向上及び教員の質について】となっている。

【7 教員、職員について（働き方改革含む）】では部活動の負担についての回答が多く寄せられた。【6 ICT環境の整備及び活用について】は教職員のICTへの習熟度についての回答が複数寄せられた。

(4) 中学校（改善要望）

中学校の改善要望では、【7 教員、職員について（働き方改革含む）】が最も多く、次いで【6 ICT環境の整備及び活用について】、次に【8 学校給食について】となっている。

【7 教員、職員について（働き方改革含む）】では教職員の部活動の負担の軽減などの回答が複数寄せられた。

3 回答について

学校アンケートで寄せられた主な内容を集約すると次のとおりである。

(1) 小学校（課題）

No	1 学力向上及び教員の質について【課題】
1	タブレット端末の有効活用を一層進めていく。その際、学校間や教師間で差のないようにする必要がある。
2	学力向上に向けて、校内研修を一層工夫・充実させる必要がある。
3	主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を学校全体で進め、教員1人1人の指導力をアップする必要がある。
4	個に応じた指導や、学級集団等の課題や特性に応じた学力向上対策及び学習規律を身に付けさせるための指導が必要であり、それらに対応できる教師力や学校の体制づくりが求められている。
5	不登校や虐待対応等、学力向上以外に学校が対応すべき課題は多岐にわたっており、それらに適切かつ丁寧に対応する必要がある。
6	家庭学習や読書の習慣を身に付けさせるための指導を充実させる必要がある。
7	保護者や地域の協力を得て実施している「学力アップ大作戦」（放課後学習会）について、教職員の関心を高めるとともに、ボランティアの確保や内容の充実に努める必要がある。

No	2 いじめについて【課題】
1	「いじめ防止対策推進法」に基づき、児童が感じる被害性に着目した対応を行う中で、被害者と加害者、また保護者によって捉え方や認識に違いがあり、解決に向けて粘り強い対応が必要となっている。
2	未然防止、早期発見、早期解決に向けて、温かい教室の雰囲気づくりを進めるとともに、教員が児童に向き合う時間を確保する必要がある。
3	SNS上のトラブルを防止するために、保護者との連携を進める必要がある。

No	3 保護者との連携について【課題】
1	コロナ禍により学校行事やPTA活動等が停滞し、保護者と会う機会が減少した。児童の健全育成や保護者の不安軽減のためには、保護者とのつながりや連携を強化する必要がある。
2	様々な立場の保護者がいるが、児童のよりよい成長に向けて、連携・協力できる関係づくりが必要である。
3	働く保護者への配慮から連絡が遅い時間になってしまうことが多い。

No	4 英語教育及び英語力について【課題】
1	ホームルームティーチャーとALTがともに授業力を高めるとともに、連携して教材研究や授業づくりを進め、質の高い授業につなげる必要がある。
2	英語教育の指定校の成果を市内全小学校に普及させる必要がある。

No	5 体力及び健康について【課題】
1	コロナ禍により運動量が減り、全体的に体力が低下している。体力向上に向け、休み時間や体育の授業における運動量を確保する必要がある。
2	タブレット端末等の使用に伴う姿勢や視力への影響を児童自身に理解させ、正しい使用方法を身に付けさせる必要がある。
3	家庭でのメディアとの関わりが就寝時間等に影響を与えている。望ましい生活習慣を身に付けさせるために、家庭と連携した取組が必要である。

No	6 ICT環境の整備及び活用について【課題】
1	タブレット端末を有効活用するために、全教員に配布するとともに、周辺機器の充実等校内環境を整備する必要がある。

2	教員間の差がないようにタブレット端末の活用を進めていく必要がある。
---	-----------------------------------

No	7 教員、職員について（働き方改革含む）【課題】
1	小学校は、担任外の教員が少ないため、出張や特休等により教員が欠ける場合や個別の対応が必要な場合に人手が不足する。
2	勤務時間への意識は高まっているが、持ち帰りの仕事が増えている教員もいる。教育の質を保障しつつ、仕事量の適正化が必要である。
3	会議の精選や行事の工夫、ICT化等を進めているが、実質の業務はなかなか軽減されていない。業務改善を一層進めていく必要がある。
4	保護者対応は、多くの場合勤務時間外になることが多い。保護者との連携を図りつつ勤務時間の適正化も進めていきたい。

No	8 学校給食について【課題】
1	食材費が高騰しており、献立に工夫が必要である。
2	施設の老朽化や暑さ等、厳しい作業環境である。
3	アレルギーへの対応については、個々の要望に応えたいが、施設等の理由により限界がある。
4	給食費未納者への対応については、個々の事情を踏まえつつ、粘り強い対応を続ける必要がある。

No	9 その他【課題】
1	敷地内の樹木が高木となっており、枝の落下に伴う安全面の課題や、落ち葉等敷地外への影響もある。計画的な剪定や適切な管理が必要である。

2	コロナ禍により地域との連携が停滞している。児童の健全育成に向けて、地域との協力が不可欠である。
3	校舎の老朽化に伴い、水漏れやひび割れ等がある。適切な管理や修繕が必要である。

(2) 小学校（改善要望）

No	1 学力向上及び教員の質について【改善要望】
1	個に応じた支援を充実させるため、学校の実情に応じ、教科指導助手や学校支援員、ゆうあい助手の増員や勤務時間の延長を望む。
2	小学校6年生までの30人学級の実現及び教員の増員を望む。
3	地域と学校の連携を進めるコーディネーターが雇用されるとよい。
4	タブレット端末の活用に関する研修や、様々な立場に応じた研修を充実させてほしい。

No	2 いじめについて【改善要望】
1	今後も、いじめ防止をテーマとした講演会が実施されるとよい。
2	「保護者の責務」を含む「いじめ防止対策推進法」の趣旨について、行政から保護者への毎年の周知を望む。

No	3 保護者との連携について【改善要望】
1	不登校の児童や保護者に寄り添うため、学校以外の居場所が必要である。国の施策として整備拡充を進めてほしい。
2	中学校区や地域に1名のスクールロイヤーの配置を望む。
3	市P連や県P連の活動や研修会の縮小を望む。

No	4 英語教育及び英語力について【改善要望】
1	英語免許所有者や英語専科教員の配置を望む。
2	ALTの質的向上を望む。
3	ホームルームティーチャアの授業力向上に向けた研修会を充実させてほしい。

No	5 体力及び健康について【改善要望】
1	遊具修繕や体育の授業に必要な備品に係る予算面での支援をお願いしたい。

No	6 ICT環境の整備及び活用について【改善要望】
1	校内全ての場所でタブレット端末が有効活用できるよう、通信環境の整備を一層進めてほしい。
2	ICT環境の充実のため、プロジェクターやスクリーン等の周辺機器の整備を一層進めてほしい。
3	タブレット端末配布の全教員配布を望む。
4	タブレット端末の活用における学校間格差が生まれないよう、研修の充実、活用レベルの提示、ICT支援員の配置を望む。
5	市内転出入に伴うタブレット端末登録等の手続きをできるだけ簡易にしてほしい。
6	年度移行に伴う作業の外部委託を望む。
7	今後、タブレット端末の整備をどのように継続していくのか、数年先までの見通しを示してほしい。

No	7 教員、職員について（働き方改革含む）【改善要望】
1	業務の大半を勤務時間に行うことができるよう、教員の増員を望む。
2	教員をサポートする学校支援員等の増員を望む。
3	小学校6年生までの30人学級実現及び小学校での副担任導入を望む。
4	産休や育休補助教員等の安定的確保を望む。
5	理科や音楽の専科教員の配置を望む。
6	教員が行うべき仕事や勤務時間等について、社会全体での意識改革が必要である。そのために、学校、保護者、地域を含めた意識改革につながる行政の施策をお願いしたい。
7	教職員が使用するパソコンは性能が低いため、業務に支障をきたしている。業務の効率化のために、パソコンの入れ替えをお願いしたい。
8	教員の志望者が増えるような施策を望む。

No	8 学校給食について【改善要望】
1	エアコンの設置等、給食室の作業環境改善を望む。
2	食材費高騰に対応するための予算措置をお願いしたい。
3	給食技士の増員を望む。
4	市内全ての学校が自校給食になるとよい。

No	9 その他【改善要望】
1	施設の修繕や樹木の剪定に係る予算措置の充実を望む。また、児童の安全確保のために素早い修繕をお願いしたい。
2	不登校の子どもたちに対応する職員の配置を望む。

3	トイレの洋式化を一層進めてほしい。
4	正確な情報把握や組織的な対応のために、学校への電話全てに録音システムを導入してほしい。

(3) 中学校 (課題)

No	1 学力向上及び教員の質について【課題】
1	生徒指導や教育相談等、対応すべき課題は多いが、学力向上に向けて校内の研修を充実させ、授業の質を上げる必要がある。
2	ベテランや経験の浅い教員がともに学び、学校全体で授業力向上に向けた取組を推進する必要がある。
3	主体的・対話的で深い学びの視点に基づいた授業改善や新観点に基づいた適切な評価を実施する必要がある。
4	生徒の特性が多様化しており、それぞれの特性に応じた指導を充実させる必要がある。
5	家庭でのインターネット利用が家庭学習に与える影響は大きい。これらを踏まえた上で、家庭学習の定着に向けた指導を行う必要がある。

No	2 いじめについて【課題】
1	家庭で使用する SNS 上のトラブルが増えている。これらのトラブルは、表面化しにくく、事実確認が難しいため、深刻化しやすい。
2	小さなトラブルも含めて、いじめを「0」にしていく。

No	3 保護者との連携について【課題】
----	-------------------

1	コロナ禍により、保護者同士、保護者と学校との連携が図りにくい状況が続いた。コロナ後の連携の在り方について考える必要がある。
2	様々な立場の保護者がいるが、生徒のよりよい成長に向けて、連携・協力できる関係づくりが必要である。
3	働く保護者への配慮から連絡が遅い時間になってしまうことが多い。

No	4 英語教育及び英語力について【課題】
1	ALT が毎年代わったり複数校兼務したりする状況が続き、英語担当教諭との連携が十分とはいえない状況であった。ALT と英語担当教諭が連携・協力できる環境が必要である。
2	単語の習得など基本的な内容を身に付けさせるとともに、話す力や書く力を高めるための指導を充実させる必要がある。
3	小中連携を進める上で、英語担当教諭の持ち時数や小学校との打合せ時間が課題となっている。

No	5 体力及び健康について【課題】
1	コロナ禍により運動量が減り、全体的に体力が低下している。運動の機会を増やす必要がある。
2	コロナ禍により歯磨きの啓発機会が減った。また、生徒同士のコミュニケーションの機会も制限された。生徒の体と心への影響を軽減するための対応が必要である。

No	6 ICT 環境の整備及び活用について【課題】
1	タブレット端末の活用について教員 1 人 1 人がスキルアップを図り、授業における有効活用を学校全体で進める必要がある。

2	タブレット端末を有効活用するために、全教員に配布するとともに、周辺機器の充実等校内環境を整備する必要がある。
3	タブレット端末の活用と共に、学習規律や情報モラルに関する継続した指導が必要である。
4	タブレット端末の持ち帰りにあたっては、破損や使用方法等の心配があり、家庭と連携した取組が必要である。

No	7 教員、職員について（働き方改革含む）【課題】
1	教育の質を保障しつつ仕事量の適正化を図ることが難しい。会議の精選や行事の工夫、ICT化等を進めているが、これ以上の業務改善は難しい状況である。
2	部活指導のため、休日の勤務も含めて時間外の勤務はやむを得ない状況である。
3	勤務時間を意識した働き方に個人差があるため、管理職からの継続した働きかけが必要である。

No	8 学校給食について【課題】
1	食材費が高騰しており、献立に工夫が必要である。
2	夏の暑さ対策が必要である。
3	給食費未納者への対応については、個々の事情を踏まえつつ、粘り強い対応を続けていく必要がある。

No	9 その他【課題】
1	校舎に余剰スペースがなく、不登校傾向や教室に行きづらい生徒が安心して過ごせる居場所の確保が難しい。

(4) 中学校 (改善要望)

No	1 学力向上及び教員の質について【改善要望】
1	学力向上に向けて、教員や学校支援員等の増員を望む。
2	授業におけるタブレットの有効活用が進むよう、活用方法を一層周知してほしい。
3	タブレットを活用した自学が充実するよう AI ドリルの導入を望む。
4	学習指導要領が求める「学力」や「生きる力」を、社会全体で共有する必要がある。国や県、市からの広報があるとよい。

No	2 いじめについて【改善要望】
1	保護者や生徒向けの啓発動画を増やし、様々な場面で活用できるようになるとよい。
2	スクールカウンセラーや生徒指導支援員等、よりよい人間関係の構築に向けた取組について生徒を指導支援する人材を常駐させてほしい。

No	3 保護者との連携について【改善要望】
1	家庭が生徒に与える影響は大きく、家庭や保護者の状況を改善するために、関係行政機関や医療機関等と学校との連携強化は必須である。連携強化に向けて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、生徒指導嘱託員等の人材確保を望む。
2	部活動の地域移行について、今後の見通しを家庭と共有できるようにしてほしい。その上で、関係者の理解や協力が得られるとよい。

No	4 英語教育及び英語力について【改善要望】
1	ALT の質的向上や複数年配置を望む。

2	小中連携のための加配を望む。
---	----------------

No	5 体力及び健康について【改善要望】
1	中学校だけでなく、小学校においても全学年体育専科教員による授業を望む。
2	新たな部活動や中体連については、学校独自の対応が難しい。改革の方針や学校を単位としない部活動の在り方等について、行政的な対応を望む。

No	6 ICT 環境の整備及び活用について【改善要望】
1	校内全ての場所でタブレット端末が有効活用できるよう、通信環境の整備を一層進めてほしい。
2	ICT 環境の充実のため、周辺機器の整備を一層進めてほしい。
3	タブレット端末の初期設定は業者等に行ってほしい。

No	7 教員、職員について（働き方改革含む）【改善要望】
1	それぞれの役割を勤務時間に丁寧に行うことができるよう、教員定数の是正等抜本的な見直しを行い、教員を増員してほしい。
2	教員のサポートをする学校支援員等の増員を望む。
3	不登校対応専門職員の配置を望む。
4	部活動の地域移行について、市の方針を示してほしい。また、予算面も含めた計画的な移行を求める。
5	部活動の地域移行については、部活動を頑張りたい生徒と教員の活躍の場も残しつつ、行政主導の下、よりよい形の折衷案を考えてほしい。

No	8 学校給食について【改善要望】
1	エアコンの設置等、給食室の作業環境改善を望む。
2	食材費高騰に対応するための予算措置をお願いしたい。

No	9 その他【改善要望】
1	教育の質を保障するために、採用の工夫とともに研修等採用後のサポートを充実させるなど働きやすい職場環境を整えてほしい。
2	学校が取り組みたいことを、予算的措置も含め教育委員会が後押しするような仕組みがあるとよい。

第8章 個別事業について

1 監査対象事業の選定について

監査対象事業の選定に対しては、令和3年度の高崎市歳入歳出決算書の歳出の10款（教育費）1項（教育総務費）から6項（特別支援学校費）まで、8項（保健体育費）から9項（大学費）までの事業を対象としている。

以下は監査の結果により、意見または指摘の対象となった事業である。

(単位：千円)

項目	事業名等		No	決算額	単独/補助
学校教育費				907,988	
	一般経費	奨学資金貸付金	1	9,000	市単独事業
		奨学基金積立金	1	11,329	市単独事業
	学校教育指導事業		2	398,597	市単独事業
	英語教育指導事業		3	363,569	市単独事業
	やるベンチャーウィーク推進事業		4	1,999	市単独事業
	学力アップ推進事業		5	28,821	補助事業
教育センター費				49,704	
	教育調査研究・研修事業		6	31,514	市単独事業
	教育相談事業		7	3,613	市単独事業
	適応指導教室事業		8	2,165	市単独事業
小学校費				2,080,952	
	小学校教育振興事業	準要保護児童就学援助費	9	82,141	市単独事業
		特別支援教育就学奨励費	10	12,353	補助事業

中学校費				1,339,413	
	中学校管理経費	需用費	11	308,198	市単独事業
		消防設備保守点検委託料	12	8,478	市単独事業
		スクールバス運行管理委託料	13	5,316	市単独事業
		タブレット保守委託料	14	12,020	市単独事業
		仮設校舎借上料	15	20,843	市単独事業
	中学校教育振興事業	教材用備品購入費	16	24,466	市単独事業
		教師用指導書等購入費	17	42,313	市単独事業
		楽器購入費	18	3,876	市単独事業
		準要保護生徒就学援助費	19	84,781	市単独事業
高等学校費				605,901	
	高等学校管理経費	年会費負担金	20	46	市単独事業
		研修・大会参加負担金	20	8	市単独事業
		日本スポーツ振興センター掛金	20	1,816	市単独事業
		タブレット端末活用推進補助金	20	15,953	市単独事業
幼稚園費				1,012,402	
	幼稚園教育振興事業	子育てのための施設等利用給付費	21	169,903	補助事業
		幼稚園型一時預かり事業費補助金	22	6,237	補助事業

		気になる子対策補助金	23	7,080	市単独事業
保健体育費				3,798,557	
	小学校給食事業 中学校給食事業 幼稚園給食事業 特別支援学校給食事業 給食センター事業 給食費収納対策事業		24	2,001,600	市単独事業
	林間学校管理経費		25	66,819	市単独事業
大学費				420,077	
	大学運営経費	運営費交付金	26	420,000	市単独事業

2 個別の事業について

(1) 個別の事業について

選定した監査対象事業については、事業区分と事業種別で分類した。

事業区分については、国等の制度を含めた補助事業と、市の予算のみで実施する市単独事業の2つである。

事業種別については、補助金・負担金事業、委託事業及びその他の3事業に分類した。その他を除く2事業には、それぞれ以下のとおり監査要点と監査手続を設定し監査を行った。

なお、その他については事業に合わせて監査要点及び監査手続を設定したため、個々の項目において説明する。

(2) 補助金・負担金事業

① 監査要点

- ア 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- イ 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- ウ 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- エ 補助事業の実績報告は適切か。
- オ 補助交付団体への指導・監督は適切か。
- カ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。

② 監査手続

- ア 交付（変更）申請、交付決定及び事業実績報告書の審査等の事務が、関係諸法令等に従い適正に行われているかを検証するため、補助金関係書類を閲覧する。
- イ 支出負担行為書等の資料を閲覧し、支出が適正に行われているか確認する。
- ウ 補助金の支出額の実在性・正確性を確認するため、事業実績報告書の検証や関連する証書類との突合を行う。
- エ 事業の詳細、事業による効果の検証等を行うため、担当部署に対するヒアリングを実施する。

（3）委託事業

① 監査要点

- ア 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- イ 委託理由に合理性があるか。
- ウ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- エ 委託料の算定方法は適正か。
- オ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- カ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
- キ 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
- ク 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

② 監査手続

- ア 委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払いなどの事務が適正に行われているか検証するため、関連資料を閲覧する。
- イ 事業の詳細、事業による効果の検証等を行うため、担当部署に対するヒアリングを実施する。
- ウ 管理事業については、関連資料を閲覧するとともに、関係者への聴取や視察を行う。

No 1 一般経費（奨学資金貸付金・奨学基金積立金）

1	事業の名称	一般経費（奨学資金貸付金・奨学基金積立金）														
2	所管部課等	教育部 教職員課 学事担当														
3	根拠例規等	高崎市奨学基金条例 高崎市奨学資金貸与条例 高崎市奨学資金貸与規則														
4	事業目的	本市に住所を有し、進学の意欲と能力がありながら経済的な理由により就学困難な者に対し、奨学資金を貸与し、有用な人材を育成する。														
5	事業の概要	<p>【貸付額】 高等学校又は高等専門学校に在学する者 : 1人月額 20,000 円（年額 240,000 円） 短期大学、専修学校又は大学に在学する者 : 1人月額 50,000 円（年額 600,000 円）</p> <p>【貸与期間】 在学又は入学する学校の正規の修業年限</p> <p>【利息】 無利子</p>														
6	事業区分	市単独事業														
7	事業種別	その他														
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">実績額</th> </tr> <tr> <th>奨学資金貸付金</th> <th>奨学基金積立金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">14,940</td> <td style="text-align: center;">11,428</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">9,000</td> <td style="text-align: center;">12,569</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">9,000</td> <td style="text-align: center;">11,329</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額		奨学資金貸付金	奨学基金積立金	令和元年度	14,940	11,428	令和2年度	9,000	12,569	令和3年度	9,000	11,329
年度	実績額															
	奨学資金貸付金	奨学基金積立金														
令和元年度	14,940	11,428														
令和2年度	9,000	12,569														
令和3年度	9,000	11,329														
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市奨学資金貸与申請書 ・令和3年度高崎市奨学資金奨学生の募集について 														
10	課題	近年は辞退を除けば応募者＝採用者となっており、直近では応募者が減少しているため新規貸付予算が減額となった。回収面においては、収納率が9割を切っており、年々滞納額が増加している状況にある。														

1.1 監査結果

高崎市の設ける奨学資金貸与制度は、篤志家からの寄附をもとに高崎市奨学基金が設けられたことに始まり、昭和42年度から当該基金を基に奨学資金の貸付を行っている。

「令和3年度高崎市奨学資金奨学生の募集について」にて案内された奨学生の資格は以下のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市に住所を有し、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び専修学校に入学予定又は在学中であること ・学力優秀、品行方正であること ・経済的な理由により就学が困難であること ・日本学生支援機構等の奨学金を受けていないこと ・市税の滞納がない世帯であること ・高崎市内在住で独立して生計を立てている連帯保証人が2名いること <p>※ 連帯保証人は奨学生本人と連帯してその返還の責任を負います。償還終了予定(9～15年後)まで返済能力のある別生計の人とします。</p>

(1) 貸付の状況

令和3年度末時点において過去5年における、応募人数、採用人数をまとめると次表のとおりである。

新規貸与応募状況及び採用状況

年度別	応募人数					採用人数					応募 — 採用
	大学	短大	専修 学校	高校	計	大学	短大	専修 学校	高校	計	
令和3年度	4		1		5	4		1		5	0
令和2年度	5		1		6	3				3	3
令和元年度	6				6	6				6	0
平成30年度	6		2		8	6				6	2
平成29年度	4	1		2	7	3	1		1	5	2

※ 応募人数より採用人数が少ない理由は、全て応募後に辞退したためである。

※ 高等専門学校（高専）への進学及び在學生も対象であるが、応募者がいないため表から除いている。

上記のとおり、高校進学及び在学生対象の貸付金は高等学校等就学支援金もあることから過去4年にわたって発生しておらず、また、全体の応募人数自体も一桁にとどまっている。令和3年度になって予算上、新規貸付予定人数を大学生10人から8人に減少し、さらに令和4年度は5人に減少している。

年度別の貸付額を新規採用及び継続分別にまとめると次のとおりである。

年度別貸付人数及び貸付額

(単位：件、千円)

奨学金額	大学		短大		専修学校		高校		合計	
	50千円/月 600千円/年				20千円/月 240千円/年					
令和3年度	14	8,400			1	600			15	9,000
新規	4	2,400			1	600			5	3,000
継続	10	6,000							10	6,000
令和2年度	14	8,400	1	600					15	9,000
新規	3	1,800							3	1,800
継続	11	6,600	1	600					12	7,200
令和元年度	24	14,100			1	600	1	240	26	14,940
新規	6	3,300							6	3,300
継続	18	10,800			1	600	1	240	20	11,640
平成30年度	20	12,000	1	600	1	600	1	240	23	13,440
新規	6	3,600	1	600					7	4,200
継続	14	8,400			1	600	1	240	16	9,240
平成29年度	15	9,000	2	1,200	2	1,200	4	960	23	12,360
新規	3	1,800	1	600	1	600	1	240	6	3,240
継続	12	7,200	1	600	1	600	3	720	17	9,120

※ 令和元年度は新規の大学生で前期のみ貸出し（前期で退学）があった。

(2) 連帯保証人の要件について

市の奨学金においては、高崎市内在住で独立して生計を立てている連帯保証人2名が必須となっており、「令和3年度高崎市奨学資金奨学生の募集について」の案内文書中でも「※提出期限までに連帯保証人が2名そろわない場合は不採用となります。」との文が黒字で強調して示されているところである。

令和3年度の高崎市奨学資金貸与申請書を確認したところ、うち奨学生1名の連帯保証人が2名とも昭和10年代の生まれで80歳代であった。返還期間が長いと、償還終了までの保証能力に不安な面もある。また、新たに連帯保証人を設定することも難しいことから、連帯保証人に年齢等の要件を設けることが必要と考える。

意見13 連帯保証人の要件について

令和3年度の新規応募者で、連帯保証人が2名とも80歳代であるものが見られた。返還期間も長く新たに連帯保証人を設定することも難しいことから、連帯保証人に年齢等の要件を定めることが必要と考える。

(3) 申請時の書類について

令和3年度の新規応募者で、必要書類が未徴求のものがあった。高崎市奨学資金貸与規則第5条1項において、奨学資金を受けようとする者は、「在籍学校の…(略)…指導要録の写し又は学業成績証明書」を申請書に添付し、教育委員会に提出しなければならないとされているが、令和3年度の新規応募者の申請書全てに、これらの書類が添付されていなかった。

指摘1 奨学金申請時における必要書類について

高崎市奨学資金貸与規則において添付が必要とされている「在籍学校の指導要録の写し又は学業成績証明書」について、令和3年度の申請書全てに、これらの書類は添付されていなかった。

規則に定める書類は徴求しなければならない。

(4) 貸付残高及び回収の状況

令和3年度出納整理期間後の貸付残高及び年度別調定額は以下のとおりである。なお、奨学金の返還は卒業後から開始となる。

(単位：円、人)

	金額	人数
貸付残高	108,332,180	130
返還開始前	31,020,000	21
返還開始後	77,312,180	109

年度別調定額

(単位：円)

年度	現年度			滞納繰越額		
	調定額	収入額	未納額 (収納率)	調定額	収入額	未納額 (収納率)
令和3年度	11,907,400	10,311,000	1,596,400 (86.6%)	14,073,300	426,600	13,646,700 (3.0%)
令和2年度	13,258,000	11,774,700	1,483,300 (88.8%)	13,199,600	609,600	12,590,000 (4.6%)
令和元年度	11,371,800	9,861,300	1,510,500 (86.7%)	12,303,700	614,600	11,689,100 (5.0%)
平成30年度	12,515,800	11,332,000	1,183,800 (90.5%)	11,494,800	374,900	11,119,900 (3.3%)
平成29年度	13,996,000	12,014,500	1,981,500 (85.8%)	10,895,000	1,381,700	9,513,300 (12.7%)

(5) 滞納繰越額の増加について

各年度の調定額に対する収納率（収入額/調定額）はおよそ90%を下回る水準で推移している。また、毎年発生する未納額は滞納繰越額の収納額を上回っているため、滞納繰越額は一貫して増加している。一度滞納が発生するとその収納率は5%を下回るようになり、回収は現実的にかなり困難となる。

もとより奨学金であり、経済的な理由で就学が困難な生徒に対するものとはいえ、滞納繰越額が増加すると奨学制度の維持・存立にも関わる問題にもなってくることから、早急にその対策が必要となる。

意見14 奨学資金貸付金滞納者の連帯保証人への督促について

奨学資金貸付金滞納金について、債務者のみに督促し、連帯保証人に対する督促は実施していないが、滞納額は年々増加し、債権全体に対する比率も高まっているため、連帯保証人にも弁済を求めるべきである。

近年は各学校においても各種奨学金制度が整えられ、また、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）においては、平成29年度から無利子奨学金について貸与基準を満たす希望者全員が貸与を受けられるよう拡充するとともに、所得連動返還方式を導入している。このように、社会情勢として奨学金は充実してきているとあっていい状況にある。一方で、国立大学にあっても学費の高騰が指摘され、JASSOによれば、ここ10年間、大学生の約半数が奨学金を受給しているという調査結果となっており、奨学金の需要は高止まりしている。

高崎市の奨学金を、大学生向け JASSO の第一種奨学金（無利子）と比較すると次表のとおりである。

大学生向け無利子奨学金の比較（JASSOは給付型との併用ではない場合）

項目	JASSO（第一種奨学金（無利子））		高崎市	
奨学金 最高月額		自宅	50,000円 (定額)	
	国公立	45,000円		自宅外 51,000円
	私立	54,000円		64,000円
家計基準	給与所得の4人世帯 (年収の目安) 747万円以下		JASSOに準じる	
学力基準	高校の全履修科目の評定平均値 (5段階評価) 3.5以上		特に明確な数値基準なし	
保証人	機関保証 人的保証) 選択制 (連帯保証人と保証人)		高崎市内で独立して生計を 立てている連帯保証人2名	
返還方法	定額返還方式 所得連動返還方式) 選択制		定額返還方式のみ	

上記を比較すると、次表のとおりである。

項目	比較結果
奨学金額	自宅から国公立大学に通う場合は高崎市の方が貸付額が高い。 ※ ただし、JASSOは申込時の家計収入が一定額以上の場合は、各区分の最高月額以外の月額から選択することになり、自宅から国公立大学に通う場合以外でも高崎市の方が貸付額が高くなることもありうる。
家計基準	基本的に両者同等。
学力基準	JASSOは基準があるが、高崎市は明確な基準はない。
保証人	JASSOは連帯保証人が1名だが、高崎市は連帯保証人が2名必要である。
返還方法	高崎市は定額返還方式のみだが、JASSOは定額返還方式と所得連動返還方式から選択できる。

意見 15 奨学金の返還方法について

JASSO の奨学金の返還方法は定額返還方式と所得連動返還方式から選択が可能となっているが、高崎市の奨学金は定額返還方式のみである。

一般に若い社会人が高額所得を得ることは困難であることから、所得連動返還方式も選択ができることが望ましい。

意見 16 奨学金の連帯保証人の要件について

高崎市の奨学金は「日本学生支援機構等の奨学金を受けていないこと」を要件としているのに加え「高崎市内在住で独立して生計を立てている連帯保証人が2名いること」も要件としている。

貸付金であることから何らかの保証は得る必要があるが、「市外在住者は連帯保証人になれない」、「連帯保証人は2名必要」という点で、他の自治体の奨学金に比べ要件が厳しくなっている。

機関保証または人的保証（1名）との選択制など、連帯保証人の要件の緩和が望まれる。

No 2 学校教育指導事業

1	事業の名称	学校教育指導事業								
2	所管部課等	教育部 学校教育課 指導担当								
3	根拠例規等	学校支援員の職務等に関する取扱要領 学校図書館指導員の職務等に関する取扱要領 介助手配置に係る規程 高崎市音楽関係大会に係わる参加補助金交付要領								
4	事業目的	学習指導要領の下、生涯学び続け、心豊かにたくましく生きぬく子どもの育成という高崎市教育大綱の施策を実行すべく、児童生徒にきめ細かな指導を行い、学校教育に係る基礎的な事業を行う。								
5	事業の概要	特に支援の必要な子どもに対して学校支援員・介助手・ゆうあい助手を配置し、個に応じたきめ細やかな指導を展開するほか、全校に学校図書館指導員を配置し、図書館教育の充実を図る。また、高崎市の学校教育上必要と認められる教科書に準ずる副読本を市費で購入するほか、音楽（楽器購入は含めず）・言語関係の諸経費を当事業で負担している。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	委託事業、その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">409,435</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">413,658</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">398,597</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	409,435	令和2年度	413,658	令和3年度	398,597
年度	実績額									
令和元年度	409,435									
令和2年度	413,658									
令和3年度	398,597									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・執行伺 ・物品購入請求書 ・契約書 								
10	課題	支援員等をいかに確保していくかが今後の課題となる。								

1.1 監査結果

(1) 臨時職員報酬について

学校教育指導事業のうち、多くを占めるのが臨時職員報酬 302,794 千円であり、その内訳は次表のとおりである。

(単位：千円)

事業の内容	金額	業務内容
学校支援員報酬	127,515	普通学級等において、支援を必要とする子どもの学習や生活について、教師の補助
介助手報酬	39,057	車椅子や装具の使用等、移動に危険や配慮を伴う子どもの補助
ゆうあい助手報酬	49,912	特別支援学級に在籍する子どもの学習や生活について、教師の補助
学校図書館指導員報酬	86,310	学校図書室の運営

これら臨時職員は、教員のように定数はなく、市独自の施策として配置しているものである。

臨時職員報酬以外には、楽器演奏指導講師謝金や言語・生活指導報償金の支出がある他、群馬交響楽団の行う移動音楽教室に対する報償金、教育上必要な副読本を市費にて負担する経費といったものがある。

(2) ネット見守りサポーター事業委託料について

学校教育指導事業では、ネット見守りサポーター事業委託料として、NPO 法人に 1,500 千円を支出している。当事業の目的としては、高崎市の小中高生におけるインターネット等を使った Web サイトへの書き込み等が原因や手段となる問題行動の未然防止を図ったり、児童生徒に対しネットいじめ関連の啓発活動を行ったりするものである。また、ネットモニタリングやアンケート等から情報収集をするとともに、学校の児童生徒指導に生かせるよう情報提供を行うとしている。

ネット見守りサポーター事業委託業務仕様書では、高崎市の小中高生が発信する Web サイト (SNS、プロフ、掲示板等) の内容について 1 日 3 時間の情報収集を行うとされている。しかしながら、委託先の NPO 法人から提出された令和 3 年度の見積書によると、1 日 2.5 時間しか行わないこととなっている。そのため、見積り段階で仕様書より少ない作業時間となっている。

指摘 2 業務仕様書と見積書の作業時間の相違について

ネット見守りサポーター事業委託業務仕様書では、高崎市の小中高生が発信する Web サイト (SNS、プロフ、掲示板等) の内容について 1 日 3 時間の情報収集を行うとされているが、委託先の NPO 法人から提出された令和 3 年度の見積書では、1 日 2.5 時間しか行わないこととされ、仕様書より少ない作業時間となっている。

仕様書どおりに発注がなされるべきである。

また、見積書では、常勤雇用給与の額が時給 850 円にて計算され、収支決算報告書も見積額と同じ額となっているため、年間を通じて時給 850 円で雇用されていることが推認される。

しかしながら、群馬県の最低賃金は令和 3 年 1 0 月 2 日から時給 865 円に引き上げられており、時給 850 円では最低賃金を下回っている状況にある。すなわち、市は、最低賃金を下回った状況で雇用している団体に業務委託していることとなる。

指摘 3 事業委託先の人件費単価について

ネット見守りサポーター事業委託業務の収支決算報告書では、常勤雇用給与の額が時給 850 円で計算された見積額と同額となっている。

群馬県の最低賃金は令和 3 年 1 0 月 2 日から時給 865 円に引き上げられていることから、最低賃金を下回っている状況にあるため、最低賃金の動向に留意されたい。

(3) バス借上料について

学校教育指導事業では、移動音楽教室に係るバス代と、主に 4 年生(一部 3 年生)の小学校社会科で地域学習の一環として行われる社会科見学のバス代を支出している。移動音楽教室と社会科見学で別々に契約を締結し、市が一括してバスを借り上げているものである。

契約書の名称は「賃貸借契約書」となっているが、契約書綴じの状況から、単にバスそのものを賃借するのではなく、運転手付きでバスを借りていることから、運送契約を締結しているものと認められる。したがって、印紙税法上の第 1 号の 4 文書(運送に関する契約書)であり、印紙が必要となる。

印紙税法第 4 条第 5 項において、市の作成する文書は非課税となるが、市の保管する契約書は民間業者の作成したものとみなされるため、印紙が貼付されていて然るべきであるが、貼付されていなかった。印紙税の納付義務はバス事業者にあるとはいえ、通常、契約書作成に際し収入印紙が必要な場合、印紙貼付枠をあらかじめ記載しておくものであるのに、そのような記載もなかった。

印紙税について正しい理解をする必要がある。

指摘 4 バス借上契約書の収入印紙について

バス借上げに関する契約書の名称は「賃貸借契約書」となっているが、契約内容から、単にバスそのものを賃借するのではなく、運転手付きでバスを借りていることから、運送契約を締結しているものと認められる。

したがって、印紙税法上の第 1 号の 4 文書(運送に関する契約書)であり、印紙が必要となると考えられる。

(4) 各種音楽コンクール等出場補助金について

高崎市は、高崎市立小中学校の児童生徒が市または県代表として、音楽関係大会に参加する場合、その参加経費を補助金として支出している。当該補助金において「高崎市音楽関係大会に係わる参加補助金交付要領」及びそれを受けて「高崎市音楽関係大会に係わる参加補助金交付基準」を内部の規定として設けている。

高崎市音楽関係大会に係わる参加補助金交付基準では、補助金額について次のとおり規定されている。

高崎市音楽関係大会に係わる参加補助金交付基準

3、各種音楽コンクール等出場補助金について大会参加のための宿泊日数は、必要最小限度の日数とする。補助の上限は1人1泊12,500円(但し小学生は9,000円)とする。

…(中略)…

5、貸し切りバスを使用する場合もしくは宿泊をする場合は、2者以上から見積書を取り寄せ、料金を吟味した上で業者を決定する。

市内の中学校が県代表として大阪市内で行われた全国大会に出場を果たし、2泊3日の行程となったコンテストの必要経費につき補助金を支出しているが、その補助金の交付申請に添付されていた旅行会社の請求明細書は宿泊費1泊3食代の単価が14,850円となっており、その額を基に補助金の支出が行われている。

そのため、補助金交付基準である1人1泊12,500円を超えた額を補助金として交付していることとなる。なお、同大会は市内で別の中学校も出場しているが、その宿泊費は1泊12,500円以内であった。

また、補助金交付基準では2者以上から見積書を取り寄せることとなっているが、令和3年度に支出した各種音楽コンクール等出場補助金の書類には、見積書は添付されておらず、2者以上から見積書を取り寄せているか確認することができなかった。

指摘5 各種音楽コンクール等出場補助金について

高崎市音楽関係大会に係わる参加補助金交付基準では補助金の上限について1人12,500円とされているが、当該上限を超過して1人14,850円を補助している事例があった。

補助金交付基準に定められた上限の範囲で補助金が支出されるよう是正されたい。

No 3 英語教育指導事業

1	事業の名称	英語教育指導事業												
2	所管部課等	教育部 学校教育課 指導担当												
3	根拠例規等	高崎市教育委員会英語指導助手に関する取扱要綱 高崎市教育委員会「JET プログラム英語指導助手」に関する取扱要綱												
4	事業目的	英語指導助手（ALT）を各校に配置することや、評価テストを実施することにより、児童生徒の英語力の向上を図る。												
5	事業の概要	高崎市立全小中学校及び市立高校に ALT を配置し、英語教育を実践するとともに、中学校 2 年生が外部試験である GTEC を受検することで英語 4 技能（リーディング、リスニング、ライティング、スピーキング）の能力を測定する。												
6	事業区分	市単独事業												
7	事業種別	その他												
8	過去 3 年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績額</th> <th>うち英語指導助手報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>396,221</td> <td>311,573</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>346,649</td> <td>276,127</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>363,569</td> <td>286,551</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	うち英語指導助手報酬	令和元年度	396,221	311,573	令和2年度	346,649	276,127	令和3年度	363,569	286,551
年度	実績額	うち英語指導助手報酬												
令和元年度	396,221	311,573												
令和2年度	346,649	276,127												
令和3年度	363,569	286,551												
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・執行伺 ・契約締結伺 ・役務契約書 												
10	課題	着任 1 年目の ALT に対して教育の質の確保をいかにするかが課題であり、研修を施すことによって対応している。												

1.1 監査結果

英語教育指導事業のうち、多くを占めるのが英語指導助手（ALT）の報酬である。また、JET プログラム（Japan Exchange and Teaching Programme：語学指導等を行う外国青年招致事業）の窓口となっている一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）への負担金や、ALT の住居費のうちアパートの仲介手数料及び更新料は市で負担している。

ALT は全小中学校及び市立高校に配置されており、総勢 84 人いる中、57 人は JET プログラムによるものであり、27 人は市の単独雇用となっている。JET であれば、地方交付税交付金の算定で加算措置があることから、財源を考えたベストミックスな配置を取っているとのことである。

学習指導要領上、ALT の配置が必ずしも求められているわけではないが、市では英語教育に力を入れるべく、平成 29 年度から ALT を全校配置し、小学校 1 年生から ALT を活用した英語教育を行い、中学校では週に 1 回は ALT が授業に加わっている。

以下は令和 3 年度の ALT の状況である。

(1) ALT の採用状況 (単位：人)

	JET	市単独雇用	計
小学校	30	28	58
中学校	10	15	25
高等学校	0	1	1

※ JET の人数は、定員が 57 人であるが、新型コロナウイルス感染症により来日できなかったため 40 人となっている。

(2) ALT の平均勤続年数 (単位：年)

	平均勤続年数
JET	3.1
市単独雇用	5.8

市単独で雇用した ALT は JET プログラムで採用した ALT の約 2 倍の勤続年数となっており、市単独雇用が定着化に寄与していると言える。

(3) ALT を活用した英語授業数の割合

	ALT 活用事業率
小学校	100%
中学校	21%

小学校では全ての授業を ALT と行っており、中学校では英語の授業数が週 4 時間と多いため、少なくとも週 1 時間は ALT と授業が組めるよう配置しているとのことである。また、コロナ禍により ALT が入国できず中学校の割合はコロナ禍以前より低い数値となっている。

こういった英語教育の成果を測るべく、令和元年度から「高崎英語 4 技能 Power Up Project」として中学校 2 年生を対象に外部のテストである GTEC を実施している。このことで、英語運用力の実態、また学校の個別の課題を教育委員会として適切に把握し、分析したデータに基づき、各校が指導内容・方法の工夫改善を行うようにしている。

これらの取組により、全国的な比較で見ても高崎市の中学生の英語の成績は上位に位置している。

一定程度のコストは掛かっているものの、JET の地方交付税交付金の加算措置などの財源を有効利用しつつ、成果を上げている事業と言える。

No 4 やるベンチャーウィーク推進事業

1	事業の名称	やるベンチャーウィーク推進事業								
2	所管部課等	教育部 学校教育課 指導担当								
3	根拠例規等	高崎市やるベンチャーウィーク実施要項								
4	事業目的	地域や自然の中で、生徒が主体性を発揮して様々な体験活動を行うことによって、豊かな人間性や社会性、望ましい勤労観や職業観の育成を推進する。								
5	事業の概要	対象 高崎市立全中学校の第2学年に在籍する生徒全員 実施期間 原則として月曜日から金曜日までの連続する5日間 活動内容 職場体験、農林業体験、文化・芸術創作体験、福祉体験、ボランティア体験、その他								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	その他								
8	過去3年間の決算の状況	(単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2,765</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,245</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,999</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	2,765	令和2年度	2,245	令和3年度	1,999
年度	実績額									
令和元年度	2,765									
令和2年度	2,245									
令和3年度	1,999									
9	閲覧資料	・やるベンチャーウィーク リーフレット								
10	課題	有意義な事業であるがコロナ禍において特に介護福祉関係先の受け入れが難しくなっていた。事業所の確保が課題となる。								

1.1 監査結果

「やるベンチャーウィーク」は、1学期または2学期に行われる職場体験や福祉・ボランティア体験、地域の文化体験等である。各班1人から多くて10人程度で市内の事業所に出向き体験学習を行う。商工会のバックアップも得て、市内全体で1,000を超える事業所が協力している。

令和3年度はコロナ禍にあつて事業所に訪問することが難しいこともあったため、各中学校の実情に合わせ、講演、ボランティア活動などが行われた。

支出としては活動に係る保険料や消耗品費などであり、事業所に対して協力金等は支払っておらず、各事業所の無償の協力のもと行われている事業である。実施後に行

われるアンケートでは9割以上の事業所が肯定的な評価をしており、地域にとっても根付いた事業と言える。

事業所の無償の協力によりコストを抑制し、事業所の評価も高く中学生の社会教育について効果的な事業と言える。

No 5 学力アップ推進事業

1	事業の名称	学力アップ推進事業								
2	所管部課等	教育部 学校教育課 指導担当								
3	根拠例規等	地域運営委員会による学習会「学力アップ大作戦」運営の手引き								
4	事業目的	各学校区において、地域運営委員会による学習会や9地区での中学生休日学習相談ステーションを開催し、保護者や地域、学生など地域の教育力を活用して、放課後や休日を利用した児童生徒の学力向上に向けた取組を推進する。								
5	事業の概要	<p>放課後や土曜日等に学習の時間と場所を提供し、各学校区で学力向上対策の学習会（学力アップ大作戦）を実施。</p> <p>毎週日曜日の午後1時30分～4時30分の間、市内9つの公民館等を利用し、5月から2月末まで市内中学在校生ならだれでも参加できる学習の場である中学生休日学習相談ステーションを実施。</p> <p>2学期中の日曜日に、中学生を対象に数学の発展的な学習に取り組む「チャレンジ・ザ・日本ジュニア数学オリンピック in Takasaki」を計6回開講。</p> <p>夏季休業を利用して英語に慣れ親しむとともに、英語力の向上を目的に、小学生を対象とした「イングリッシュフェスタ」、中学生を対象とした「イングリッシュサマースクール」を実施。（令和3年度はコロナ禍で中止）</p>								
6	事業区分	補助事業								
7	事業種別	委託事業、その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>42,329</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>29,713</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>28,821</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	42,329	令和2年度	29,713	令和3年度	28,821
年度	実績額									
令和元年度	42,329									
令和2年度	29,713									
令和3年度	28,821									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・執行伺 ・物品購入請求書 ・業務委託契約書 ・戻入書 								
10	課題	ボランティアや講師をいかに確保していくかが今後の課題となる。								

1.1 監査結果

令和3年度の決算中、学力アップ大作戦学習会委託料が20,883千円、そこで用いる学力向上システム使用料が5,673千円となっており、これが大部分を占める。学力アップ大作戦に係る事業は各校に設置された地域運営委員会に高崎市が業務委託する形となっている。

地域運営委員会は学校、地域住民、保護者が連携し組織され、10人（学校運営協議会を設置している場合は15人）以内で、うち3人（学校運営協議会を設置している場合は2人）は学校の職員とし、その他にあっては校長が地域住民、保護者等の中から推薦する。

また、学校関係者、地域の団体、保護者等との良好な関係を保ち定期的に連絡調整を行うことが可能であり、かつ、信頼できる者をコーディネーターとして選任している。コーディネーターは本事業の総合的な調整、本事業に従事する学習ボランティアの配置、ボランティアの参加状況のとりまとめ、その他、本事業の実施に関し必要な事項を実施する。

児童生徒の指導は、事業に賛同した地域の人材や保護者、学生等のボランティアが行う。

ボランティアの数は地域運営委員会が、参加が見込まれる児童生徒数、実施教科等により決定し、その謝金は1時間1,000円である。

当事業で使われている教材が、プリント学習システムであるStudy Planets（スタディプラネット：スタプラ）である。具体的な実施内容や回数は各地域運営委員会に委ねられているが、事前に児童生徒の参加希望者を募り、決まった曜日の放課後に学校の教室で、科目は算数を中心に45分から60分でスタプラのプリント学習を行うといったことが代表的な例である。他にも、学校によっては休日を中心に行ったり、中学校であれば定期テスト前に集中的に行ったりしているところもある。

令和3年度においては、コロナ禍にあって当初予定よりも実施回数が少なくなったところが多くなった。

高崎市は、当事業の実施主体である各学校の地域運営委員会に業務委託をしている。年度が始まる前に見積依頼を行い、その見積額を年度初めに概算払いし、業務終了後に業務委託完成（完了）届、その他報告書を提出させている。その中に、次の様式の収支報告書も添付させている。

収支報告書（ある小学校の例）

（単位：円）

経 費 区 分	予算額 ①	流用額 ②	支出額 ③	残額 ①+②-③	摘要
地域運営委員会	26,000		17,000	9,000	
コーディネーター	100,000		60,000	40,000	
ボランティア	300,000		87,000	213,000	
高校生記念品	0		0	0	
消耗品	302,000		125,219	176,781	
合計	728,000		289,219	438,781	

当初予定していた実施回数から変更があり、ボランティア謝金が予算よりも少なくなった場合は、戻入がされている。（上記例の場合、438,781円が高崎市に戻入されている。）

各地域運営委員会の収支報告書を確認したところ、複数の地域運営委員会で予算費目の流用が見られた。コロナ禍で予算時の実施予定回数より実際の開催回数が少なかったため、ボランティア謝金が当初予算よりも支出額が少なかった場合に、消耗品に流用している。

仮の例を挙げると、次のとおりである。

収支報告書（仮の例）

（単位：円）

経 費 区 分	予算額 ①	流用額 ②	支出額 ③	残額 ①+②-③	摘要
地域運営委員会	30,000		30,000	0	
コーディネーター	100,000	△20,000	80,000	0	
ボランティア	250,000	△100,000	150,000	0	
高校生記念品	0		0	0	
消耗品	100,000	120,000	220,000	0	
合計	480,000	0	480,000	0	

上記は仮の例であるが、このように、消耗品費の支出額が当初予算の倍以上となっている例が散見された。

収支報告書の内訳書を見ると、消耗品としてコピー用紙やプリンタのインクを購入しており、事業と関係のない物品を購入しているものではないが、1月になってからの購入が多く、予算全体を消化しようとする意図も推認される。また、消耗品を予め購入することでいわば消耗品のストックができるが、翌年度の予算においてそのスト

ック分は加味（減額）されないため、予算には反映されず、消耗品費の予算計上が過大に行われている可能性も存在する。

その結果、これら消耗品は汎用性が高いため、当事業ではなく通常の授業に流用、利用されている可能性も存在する。

指摘6 地域運営委員会の予算の費目の流用について

地域運営委員会の収支報告書においてコロナ禍で実行されなかったボランティア謝金が消耗品費へ流用されていた。消耗品は他の事業にも使用可能な物品であることから、予算流用は認められるべきではない。

No 6 教育調査研究・研修事業

1	事業の名称	教育調査研究・研修事業								
2	所管部課等	教育部 高崎市教育センター								
3	根拠例規等	高崎市教育センター条例 高崎市教育センター規則								
4	事業目的	学校園組織と学び続ける教員を支援するために、教育シンクタンクとしての機能を発揮し、調査・研究機能、人材育成の研修機能、資料収集・発信機能、教育相談機能、不登校児童生徒への支援機能を5つの柱とする。 その中で、高崎市立小・中学校学力調査業務は、高崎市の小・中学生の学力の実態を把握するとともに、課題を明確化し授業改善に役立てるための調査を目的とする。								
5	事業の概要	小学校3年生から6年生、中学校各学年に学力調査を実施する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	委託事業、その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>31,835</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,849</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>31,514</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年度は学力調査業務を実施しなかった。</p>	年度	実績額	令和元年度	31,835	令和2年度	2,849	令和3年度	31,514
年度	実績額									
令和元年度	31,835									
令和2年度	2,849									
令和3年度	31,514									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・契約締結伺 ・随意契約理由書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

学力調査研究・研修事業の決算額の大部分が高崎市立小・中学校学力調査業務である。

文部科学省（国）主導で、「全国学力・学習状況調査」を小学校6年生に国語・算数、中学校3年生に国語・数学（令和3年度実施分。実施科目は年によって異なる）を行っているが、当学力調査業務は高崎市が独自に行っているものである。外部の出版系の試験業者が作成した標準学力調査を用い、児童生徒の成績には一切関係しない。経年変化を重視しているため、問題は毎年ほぼ同じ内容となっており、調査用紙は回収している。令和3年度は次のとおり実施した。

学校区分	実施時期	学年	国語	算数 (数学)	理科	社会	英語
小学校	12月上旬	3	○	○	-	-	-
		4	○	○	-	-	-
		5	○	○	○	○	-
		6	○	○	○	○	-
中学校	4月上旬	1	○	○	○	○	-
		2	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	-

学力調査は現在の試験業者から提供される問題で平成23年度から開始し、以後、経年比較をする上でも同じ業者を用いている。

高崎市は、当業務を行うにあたり、市内の1業者と随意契約を締結している。当該業者は、試験業者である出版社の販売代理資格を市内で唯一有していることが随意契約の理由となっている。

他の自治体では、独自の学力試験を実施するに際し公募型プロポーザル方式で契約締結しているところも見受けられるが、高崎市の場合、調査の性質上毎年ほぼ同一問題を用い、経年比較をすることが重要と思われることから試験業者が同一である必要があり、出版業界の流通ルートの制約下でその販売代理店に限られることから随意契約とならざるを得ないことは理解できることである。

また、業務委託単価契約約款では、再委託について次のとおり規定されている。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。

市が契約を締結しているのは販売代理資格を有する市内業者、つまり、販売代理店である。販売代理店は各校に試験問題の配布を行うことが主たる業務となり、実際の試験の採点やデータ集計等の結果報告資料作成は、試験業者が担っているため、業務の主たる部分は試験業者が行っている。

指摘7 業務委託契約における再委託時の書面による承諾について

高崎市が独自で実施している学力試験について、試験業者である出版社の販売代理資格を有する市内の業者と契約している。販売代理店は試験の配布及び回答の回収を行うものの、試験問題の作成から回答の採点、回答結果の報告資料の作成などの業務を試験業者である出版社へ再委託している。業務委託単価契約約款においては業務の一部を再委託する場合には発注者の書面による承諾を得る必要があるとされているが、販売代理店からそのような書面を得ていないということであった。

約款に従って、契約者から書面を得る必要がある。

No 7 教育相談事業

1	事業の名称	教育相談事業								
2	所管部課等	教育部 高崎市教育センター								
3	根拠例規等	特になし								
4	事業目的	教育相談担当者がいじめの悩みを聞き、解決への方法などを一緒に考える。								
5	事業の概要	専用電話番号にて、月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後10時（祝祭日と年末・年始を除く）の間、電話相談を受け付ける。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">3,618</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">3,582</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">3,613</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	3,618	令和2年度	3,582	令和3年度	3,613
年度	実績額									
令和元年度	3,618									
令和2年度	3,582									
令和3年度	3,613									
9	閲覧資料	・いじめ・SNS 電話相談のご案内								
10	課題	相談件数がそれほど多くないが、真に助けを必要としている児童生徒にアプローチできているかは課題である。								

1.1 監査結果

教育センターではいじめられて困っている子どもやその保護者からの相談を受けるいじめ・SNS 電話相談室を独自で設けている。専用電話番号が書かれた名刺サイズのカードを市内の小・中・特別支援学校の全児童生徒に配布し、匿名での相談の他、いじめや SNS に関するトラブルに悩む子の家族からの相談も受けている。

電話相談への対応は、8時30分から17時までは教育センターの相談員が対応し、夜間の17時から22時までは本庁（学校教育課）の相談員が対応している。この夜間5時間の報酬が教育センターでの教育相談事業として計上されている。令和3年度においてその報酬額は2,662千円だった。

当電話相談事業の年間の利用件数は、令和3年度で月に1件か2件程度となっている。また、電話相談窓口は、文部科学省が主体となって全都道府県に設置を求めている「24時間子供 SOS ダイアル」があり、群馬県にも設置されているところである。

意見 17 電話相談事業の見直しについて

電話相談事業は、事業の性質上利用件数に関わらず電話相談窓口を設置しているということ自体が有用であるとも考えられる。しかし、月に1件程度の相談であれば、事業の必要性、費用対効果に乏しいと考えられる。

群馬県にも電話相談窓口は設置されていることから、事業の見直しを検討されたい。

No 8 適応指導教室事業

1	事業の名称	適応指導教室事業								
2	所管部課等	教育部 高崎市教育センター								
3	根拠例規等	不登校児童生徒への支援の在り方について（通知） 高崎市教育支援センター設置要綱								
4	事業目的	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。								
5	事業の概要	市内8か所に教室を設け、経験豊かな指導員と相談員が、それぞれの児童生徒に合った支援を行い、スポーツやレクリエーション、野外活動などで、自主性、社会性を培うとともに、興味・関心に沿った指導で学習意欲を高める。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	その他								
8	過去3年間の決算の状況	(単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2,734</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,335</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,165</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	2,734	令和2年度	2,335	令和3年度	2,165
年度	実績額									
令和元年度	2,734									
令和2年度	2,335									
令和3年度	2,165									
9	閲覧資料	・高崎市教育支援センター								
10	課題	設立当初よりも不登校の児童生徒が増え、利用する児童生徒が増えており、人員不足、スタッフ不足が課題となっている。								

1.1 監査結果

高崎市の教育支援センター（令和4年度に適応指導教室から名称変更）は次のとおりである。

教室名	住所	摘要
パブリック末広教室	末広町 115-1	高崎市総合福祉センター内 1階南側
ユース台新田教室	台新田町 314	高崎市青年センター内
アクティブ並榎教室	並榎町 123	高崎市勤労青少年ホーム 3階
さわやか箕郷教室	箕郷町西明屋 702-4	箕郷支所 3階
フレッシュ群馬教室	足門町 1678-1	高崎市教育センター内

ふれあい榛名教室	下室田町 900-1	榛名支所 4 階
すこやか新町教室	新町 3131-2	旧新町教育会館内
うしぶせの家吉井教室	吉井町塩 577	多胡小学校近隣

各教室は、退職した校長先生を中心とした嘱託職員が運営している。9時から最長16時まで開設しているが、特に通室時間に制約はなく、カリキュラムが決まっているわけでもなく、児童生徒はいつ来ても良い。

適応指導教室事業のうち、多くを占めるのが消耗品等であり、賃金等はここには含まれない。

適応指導教室の設立時よりも不登校の児童生徒が増え、利用する児童生徒が増加しているため、人員不足が課題としてあげられている。

不登校児童生徒数の推移を確認したところ、コロナ禍の前である平成29年度から令和3年度にかけて小学校は2.5倍、中学校は1.2倍と急増している。

意見 18 適応指導教室の数の増加について

不登校の児童及び生徒はコロナ禍の前である平成29年度から令和3年度にかけて小学校は2.5倍、中学校は1.2倍と急増している。

急増する不登校児童生徒に対応すべく、臨時の適応指導教室の増加などの対策の検討が望まれる。

No 9 小学校教育振興事業（準要保護児童就学援助費）

1	事業の名称	小学校教育振興事業（準要保護児童就学援助費）								
2	所管部課等	教育部 教職員課 学事担当								
3	根拠例規等	高崎市就学援助実施要綱								
4	事業目的	保護者等の経済的理由によって、就学が困難な児童に対し就学の援助を行う。								
5	事業の概要	学用品費（通学用品）・校外活動（日帰り・宿泊）・新入学学用品（入学前支給含む）・修学旅行・給食費を支給する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	補助金・負担金事業								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実績額 (入学前含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">81,070</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">75,843</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">82,141</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額 (入学前含む)	令和元年度	81,070	令和2年度	75,843	令和3年度	82,141
年度	実績額 (入学前含む)									
令和元年度	81,070									
令和2年度	75,843									
令和3年度	82,141									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費の支給について ・支出負担行為書 ・就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状 ・就学援助を必要とする理由書 ・認定基準計算書 ・援助費支給計画通知書 ・就学援助費受領（領収）証 ・振込内容一覧 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

就学援助費の交付を希望する者は、就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状を記入し提出する。申請書・調書には、経済状況を確認するため、月々の家計状況を記載させているが、預貯金等の金融資産の保有状況に関する確認項目はない。

経済状況はフローだけでなくストックについても検討されるべきであるため、判断に当たっては、フローとしての月々の家計状況だけでなく、ストックとして預貯金等の金融資産の保有状況等も合わせて確認を行う必要がある。

意見 19 就学援助費交付申請に関する金融資産の確認について

就学援助費の交付にあたり、月々の家計状況は確認しているが、預貯金等の金融資産の保有状況は確認していない。

経済状況の把握にはフローだけでなくストックの把握も必要であるため、ストックとしての預貯金等の金融資産の保有状況等も合わせて確認を行う必要がある。

・個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護に関する法律第2条第1項では、「個人情報」を生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれるものと定義している。

申込書に記載される情報は、個人に関する情報であり、かつ、特定の個人を識別できるものであり、個人情報保護法が定める「個人情報」に該当する。

また、高崎市個人情報保護条例では、「個人情報」の取得及び保有の制限として以下の規定を設けている。

（収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにして、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）本人の同意があるとき。

（2）法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

（3）出版、報道等により公にされているとき。

（4）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めるとき。

（5）他の実施機関、国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人（市が設立したものを除く。）（以下「他の実施機関等」という。）から提供を受ける場合において、法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で提供に

係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第4号の規定により個人情報を収集したときは、その事実を本人に通知しなければならない。
- 4 本人又は代理人による法令等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第2項の規定による収集がなされたものとみなす。
- 5 実施機関は、個人情報の保護に関する法律第17条第2項に掲げる場合又は審議会の意見を聴いて公益上特に必要と認めた場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を収集してはならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、収集の目的の範囲を超えて個人情報(特定個人情報を除く。

以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めたとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。
- (5) 実施機関が所掌する事務の遂行に必要な限度で個人情報を実施機関の内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (6) 他の実施機関等に個人情報を提供する場合であって、個人情報の提供を受けるものが、所掌する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。
- 2 実施機関は、前項第3号の規定により個人情報を利用したとき又は提供したときは、その事実を本人に通知しなければならない。

就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状により、個人情報を取得しているが、「世帯員全員の所得課税状況・児童扶養手当受給状況などについて調査することに同意します」という一文が記載されているのみで、個人情報の取り扱いに関する注意書きはない。

高崎市個人情報保護条例第6条及び第7条の規定に基づき、市が申請者から個人情報を取得する場合、まず、事務を遂行するために必要な場合にその利用目的を具体的、個別的に特定することが必要である。

また、原則として直接本人に対しあらかじめ、個人情報を使用する具体的、個別的に特定された業務の内容、目的等を明示し取得しなければならない。

就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状において、申請者から個人情報を取得する業務の内容や取得の目的等を記載するとともに、個人情報の提供に同意することを申込資格要件として追記すべきである。また、就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状においては、個人情報の提供に同意することの証跡としてチェックマークを記載する欄を設けることなどの改善が必要である。

指摘8 就学援助費交付申請に関する個人情報の取扱説明について

就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状において、個人情報を取得しているにもかかわらず、個人情報の取り扱いに関する注意書きがなされていない。

高崎市個人情報保護条例第6条及び第7条の規定により市が申請者から個人情報を取得する場合、その利用目的を具体的、個別的に特定することが必要である。また、原則として直接本人に対し、あらかじめ個人情報を使用する具体的、個別的に特定された業務の内容、取得の目的等を明示し取得しなければならない。

よって、就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状には、申請者から個人情報を取得する業務の内容や取得の目的等を記載するとともに、個人情報の提供に同意することを申込資格要件として追記すべきである。また、個人情報の提供に同意することの証跡としてチェックマークを記載する欄を設けることなどの改善が必要である。

No 1 0 小学校教育振興事業（特別支援教育就学奨励費）

1	事業の名称	小学校教育振興事業（特別支援教育就学奨励費）								
2	所管部課等	教育部 教職員課 学事担当								
3	根拠例規等	学校教育法施行令 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱								
4	事業目的	特別支援学級（ゆうあい学級）に在籍する児童の保護者等の経済的負担を軽減するため、その世帯の所得額等に応じ、就学のために必要な経費の援助を行う。								
5	事業の概要	学用品費（通学用品）・校外活動（日帰り・宿泊）・新入学学用品・修学旅行・給食費・通学費を支給する。								
6	事業区分	補助事業								
7	事業種別	補助金・負担金事業								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">8,678</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">9,397</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">12,353</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	8,678	令和2年度	9,397	令和3年度	12,353
年度	実績額									
令和元年度	8,678									
令和2年度	9,397									
令和3年度	12,353									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・特別支援教育就学奨励費補助金の額の決定通知 ・振込内容一覧 ・特別支援教育就学奨励費支給通知書 ・特別支援教育就学奨励費申請書兼委任状 ・特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書 ・認定基準計算書(算定表) 								
1 0	課題	特になし								

1 1 監査結果

特別支援教育就学奨励費を希望する者は、特別支援教育就学奨励費申請書兼委任状、及び特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書を記入し提出する。申請書・調書には、経済状況を確認するため、月々の家計状況を記載させているが、預貯金等の金融資産の保有状況に関する確認項目はない。

経済状況はフローだけでなくストックについても検討されるべきであるため、判断に当たっては、フローとしての月々の家計状況だけでなく、ストックとして預貯金等の金融資産の保有状況等も合わせて確認を行う必要がある。

意見 20 特別支援教育就学奨励費の申請に関する金融資産の確認について

特別支援教育就学奨励費の支給にあたり、月々の家計状況は確認しているが、預貯金等の金融資産の保有状況は確認していない。

経済状況の把握にはフローだけでなくストックの把握も必要であるため、ストックとしての預貯金等の金融資産の保有状況等も合わせて確認を行う必要がある。

特別支援教育就学奨励費申請書兼委任状により個人情報を取得しているが、「世帯員全員の所得課税状況について調査することに同意します」という一文が記載されているのみで、個人情報の取り扱いに関する注意書きはない。(個人情報の取り扱いについては、「No9 小学校教育振興事業(準要保護児童就学援助費)」を参照。)

高崎市個人情報保護条例第6条及び第7条の規定に基づき、市が申請者から「個人情報」を取得する場合、まず、事務を遂行するために必要な場合にその利用目的を具体的、個別的に特定することが必要である。

また、原則として直接本人に対しあらかじめ、「個人情報」を使用する具体的、個別的に特定された業務の内容、目的等を明示し取得しなければならない。

特別支援教育就学奨励費申請書兼委任状において、申請者から「個人情報」を取得する業務の内容や取得の目的等を記載するとともに、「個人情報」の提供に同意することを申込資格要件として追記すべきである。また、特別支援教育就学奨励費申請書兼委任状においては、「個人情報」の提供に同意することの証跡としてチェックマークを記載する欄を設けることなどの改善が必要である。

指摘 9 特別支援教育就学奨励費申請に関する個人情報の取扱説明について

特別支援教育就学奨励費申請書兼委任状において、個人情報を取得しているにもかかわらず、個人情報の取り扱いに関する注意書きがなされていない。

高崎市個人情報保護条例第6条及び第7条の規定により市が申請者から個人情報を取得する場合、その利用目的を具体的、個別的に特定することが必要である。また、原則として直接本人に対し、あらかじめ個人情報を使用する具体的、個別的に特定された業務の内容、取得の目的等を明示し取得しなければならない。

よって、特別支援教育就学奨励費申請書兼委任状には、申請者から個人情報を取得する業務の内容や取得の目的等を記載するとともに、個人情報の提供に同意することを申込資格要件として追記すべきである。また、個人情報の提供に同意することの証跡としてチェックマークを記載する欄を設けることなどの改善が必要である。

No 1 1 中学校管理経費（需用費）

1	事業の名称	中学校管理経費（需用費）								
2	所管部課等	教育部 教育総務課 経理担当								
3	根拠例規等	特になし								
4	事業目的	学校の運営及び維持管理を行う。								
5	事業の概要	消耗品購入や修繕・光熱水費等を支出する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>289,328</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>268,744</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>308,198</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実額	令和元年度	289,328	令和2年度	268,744	令和3年度	308,198
年度	実額									
令和元年度	289,328									
令和2年度	268,744									
令和3年度	308,198									
9	閲覧した資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 決定通知書兼検査調書 ・ 納品書 ・ 物品購入請求書 ・ 見積書 ・ 随意契約理由書 ・ 契約書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

需用費の中でも資料として提出された消耗品費、印刷製本費、修繕料、電気料、水道料について内容を確認した。その中で、特に金額が大きい電気料及び水道料について以下の確認を行った。

(1) 電気料について

各月の使用料と請求金額の関係から、金額÷使用量（KW）で単純なキロワット当たり単価を算出し、使用量や料金に異常値が含まれてないかどうかの検証を行った。その結果、使用量（KW）の増減は請求のタイミングや学校稼働の関係によるものであった。また、KW 当たり単価についてはほぼ年度を通して一定の金額となっていた。

(単位：KW、円)

月	使用量 ①	金額 ②	単価 ②/①
4	※1 166,904	3,526,491	21.12
5	337,223	7,404,353	21.95
6	394,698	8,406,995	21.29
7	537,602	11,059,047	20.57
8	478,627	10,319,514	21.56
9	※2 333,321	7,982,596	23.94
10	375,828	8,690,012	23.12
11	409,294	9,253,226	22.60
12	606,061	12,888,390	21.26
1	640,928	13,841,516	21.59
2	845,363	18,615,451	22.02
3	563,337	13,490,769	23.94

※1 計算期間が4月1日から中旬まであり、約半月分の使用量

※2 計算期間はおおむね8月中であり、夏休み期間で使用量は減少

(2) 水道料について

以下の中学校2校の水道料金の年間推移による確認を行った。

片岡中学校については金額が他の中学校に比べ大きかったため理由を確認したところ、下水道使用料を含んでいることその他、漏水が発生していることによるものであった。適宜漏水箇所を特定し、修繕を行っているが、全ての漏水箇所を特定できていないわけではないため、金額は高止まりしている。

(単位：円)

月	大類中学校 請求額	片岡中学校 請求額 ※2
4、5	245,476	1,745,383
6、7	※1 1,189,144	2,082,148
8、9	557,920	1,719,214
10、11	437,734	1,499,995
12、1	315,766	1,528,309
2、3	321,112	1,375,156

※1 プール利用により料金が增加している。

※2 他の中学校と比べ金額が明らかに多い。

指摘 10 漏水による高額水道料金の負担について

片岡中学校において高額な水道料金が発生している。高額な理由は下水道料金を含んでいることその他、漏水による要因も含んでいるとのことであった。修繕を実施しているが、全ての漏水箇所の修繕には至っていないため、漏水による水道料金の請求は高額で推移している。

全ての漏水箇所について修繕を実施し、無駄な水道料金を抑制すべきである。

(3) 各学校に配分される予算について

学校へ予算が配分される費用についてその配分の基準の検討を行った。現状の配分の基準方法に問題があるわけではないが、各学校にて消費している内容については適宜確認を行い、現状の配分基準にそぐわない状況が生じていることが確認できれば、配分の基準についての見直しが必要である。

項目	配分基準		配分基準に関する検討
消耗品費	均等割	児童生徒割	消耗品に関しては活動量に比例してその費用の発生額が多額になると想定されるが、規模に関係なく発生する費用も存在することから現状の配分方法は妥当。
燃料費	過去実績		生活環境に関わるものであり、各学校の実情ごとに費用の発生額は様々であると想定されるため、現状の配分方法は妥当。
会議費	均等割		主に来客用の飲物等で消費されるものであり、一定程度は学校の規模にも関係する考えられるため、配分方法の見直しを検討しても良いと考える。
印刷製本費	均等割	児童生徒割	各学校の支出明細を見る限り、固定費用の要素はあまりないと考えられるため、児童生徒割の比重を高くしても良いと考える。
修繕費	均等割	学級割	規模に関係なく一定金額は発生するものもあり、一方で規模が大きくなればその金額が増加するものもあり、現状の配分基準の方法は妥当。

意見 21 経費予算の配分基準について

会議費や印刷製本費など、配分基準について児童生徒割の比準を高めた方が適切と考えられる項目があるため、配分基準の見直しが望まれる。

No 1 2 中学校管理経費（消防設備保守点検委託料）

1	事業の名称	中学校管理経費（消防設備保守点検委託料）								
2	所管部課等	教育部 教育総務課 施設担当								
3	根拠例規等	消防法								
4	事業目的	各中学校に設置されている下記の防火設備等が常に正常に作動するよう、年間保守と定期点検を行う。								
5	事業の概要	自動火災報知機等の年間保守と、消防法第17条の3の3の規定に基づく定期点検（総合点検及び外観・機器点検）及びその他必要な点検を必要な資格を有する者が実施する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	委託事業								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: right;">8,378</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: right;">8,478</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: right;">8,478</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実額	令和元年度	8,378	令和2年度	8,478	令和3年度	8,478
年度	実額									
令和元年度	8,378									
令和2年度	8,478									
令和3年度	8,478									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 変更契約書 ・ 検査調書 ・ 業務完了届 ・ 契約締結伺兼支出負担行為書 ・ 業務委託長期継続契約書 ・ 入札結果報告書 ・ 執行伺 ・ 委託契約事務チェックリスト ・ 検査調書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

委託業務は高崎市をいくつかのブロックに分け、見積り合わせにて行われている。契約金額の妥当性について委託業者ごとの契約単価を比較した結果、業者ごとの1中学校当たりの金額に大きな金額の差はないことから、契約金額は適切な範囲内で決定されている。

ブロック	契約金額	対象 中学校数	1校あたり金額	委託業者
消防第1	2,302,300	7	328,900	関東企業(株)
消防第2	2,248,400	6	374,733	関東ホーチキ(株)
消防第3	1,809,500	5	361,900	三ケイ電機産業(株)
消防第4	2,117,500	7	302,500	瀬間防災設備(株)

委託業者の保守点検業務については、それぞれの学校ごとに報告書が作成されており、修繕等の必要性の有無について記載が行われているが、現状は、当該報告書から担当者が修繕の要否などの判断を行っており、組織的に判断や管理が実施されていない。本来であれば、報告書にて報告された修繕の要否結果について、どのような対応を行ったかについて、組織的に管理、対応が図られるべきである。

指摘 1 1 委託業務の報告結果の管理について

保守点検委託業務において報告された修繕の要否結果について、修繕の実施などの対応を担当者が判断しており、組織的な管理がなされていない。保守点検委託業務は修繕の必要性を判断するための業務委託であるため、報告結果について、取り纏めてその後の対応方針などの組織的な管理、対応が図られるべきである。

No 1 3 中学校管理経費（スクールバス運行管理委託料）

1	事業の名称	中学校管理経費（スクールバス運行管理委託料）								
2	所管部課等	榛名支所 地域振興課 教育担当								
3	根拠例規等	特になし								
4	事業目的	高崎市の生徒に対し、遠距離通学にかかる困難を解消する。								
5	事業の概要	榛名地域で遠距離通学をしている生徒に対して、登下校時バスを運行する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	委託事業								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: right;">5,073</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: right;">5,043</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: right;">5,316</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実額	令和元年度	5,073	令和2年度	5,043	令和3年度	5,316
年度	実額									
令和元年度	5,073									
令和2年度	5,043									
令和3年度	5,316									
9	閲覧した資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結伺兼支出負担行為書 ・ 業務委託契約書 ・ 見積書 ・ 随意契約理由書 ・ 執行伺 ・ 委託契約事務チェックリスト ・ スクールバス日報統計表 ・ 日常点検表（通学バス） ・ 運転日誌 ・ 乗車確認表 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

スクールバス運行管理委託料について、資料を確認した結果、特記すべき事項は見受けられなかった。スクールバスの運行に関しては、運行時間、乗車生徒の確認、運行距離について日々の確認資料が毎月提出されており、委託業者側の報告が適切に実施されていることが確認できた。

意見 2 2 スクールバス運行委託管理の業者からの報告資料について

委託業者からの提出資料について、生徒の送迎に関して委託者側としてより安全安心できる運行を委託業者にしてもらおうという観点から、以下のような点検項目について追加的に資料を提出してもらうことを検討されることが望まれる。

ドライバー自身の健康管理リスクや昨今の新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを抑えるために、ドライバーの検温に関する資料の徴収や日々のアルコールチェック結果などの項目等を追加することにより、安全な運行状況が確保されていることを確認し、有事の事態が発生しないことを管理監督することも必要になってくる。

No 1 4 中学校管理経費（タブレット保守委託料）

1	事業の名称	中学校管理経費（タブレット保守委託料）								
2	所管部課等	教育部 教育総務課 経理担当								
3	根拠例規等	特になし								
4	事業目的	GIGA スクール構想に基づき配備したタブレット端末を、円滑に運用するため、保守を行う。								
5	事業の概要	学校ヘルプデスクを開設し、端末故障対応やアプリの障害対応、必要に応じ研修を実施する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	委託事業								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">12,020</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実額	令和元年度	-	令和2年度	-	令和3年度	12,020
年度	実額									
令和元年度	-									
令和2年度	-									
令和3年度	12,020									
9	閲覧した資料	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結伺兼支出負担行為書」 ・業務委託契約書 ・見積書 ・執行伺 ・随意契約理由書 ・委託契約事務チェックリスト ・検査調書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

タブレット保守委託料について確認した結果、毎月作成している検査調書の日付が月末で統一されていた。検査調書は、委託業者の業務内容やそれに伴う請求書等の資料が添付されており、業務委託契約どおりの業務の遂行と契約どおりの金額が請求されたか等の確認を行っているため、検査調書の日付については、実際に確認を行った日付にすることが必要である。

指摘 1 2 検査調書の日付について

毎月作成している検査調書の日付が月末で統一されていた。検査調書の日付については、実際に確認を行った日付にすることが必要である。

また、検査調書の最終確認者は、確認日と氏名が記入された部分に押印するのみになっているが、日付については実際に確認を行った日付を自ら記入する必要がある。

No 1 5 中学校管理経費（仮設校舎借上料）

1	事業の名称	中学校管理経費（仮設校舎借上料）								
2	所管部課等	教育部 教育総務課 施設担当								
3	根拠例規等	特になし								
4	事業目的	生徒数増加により教室不足が見込まれるため、学校敷地内に民間事業者が建設した仮設校舎を賃借し、安全でゆとりある学校環境を維持する。								
5	事業の概要	賃貸借契約書に基づき、賃借している仮設校舎の借上料を毎月賃貸人へ支払う。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">1,737</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">20,842</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	-	令和2年度	1,737	令和3年度	20,842
年度	実績額									
令和元年度	-									
令和2年度	1,737									
令和3年度	20,842									
9	閲覧した資料	<ul style="list-style-type: none"> ・概算見積書 ・入札結果報告書 ・賃貸借契約書 ・支出負担行為書 ・賃貸借に関する変更契約書 ・契約変更伺 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

仮校舎借上料については、生徒の数が増加している中学校1校に関して、教室不足を解消するためのものであり、高崎市の仕様による仮校舎をリース会社が建設し、これを高崎市が賃借しているものである。

賃貸借契約書の賃貸借契約の期間が終了した際の物件の取扱いについて、協議により決定すると記載されていた。その理由としては、リース期間契約終了時に実際の生徒数がどのように推移するかは現時点で明確に推測することが不可能であることから、契約終了の時点で教室が不足している状況が継続していれば、引き続き建物を賃借することもあり、その逆もあるとのことであった。

意見 2 3 仮校舎借上料の賃貸借契約書について

賃貸借契約書において、契約期間が終了した際の取り扱いについて、協議によって決定するとされている。

将来において賃借ができなくなるという不測の事態を避けるために、契約期間終了後においても引き続き当該物件を使用したい旨の申し出があれば契約期間の延長ができる等の内容を契約書に記載することが望ましい。

No 1 6 中学校教育振興事業（教材用備品購入費）

1	事業の名称	中学校教育振興事業（教材用備品購入費）								
2	所管部課等	教育部 学校教育課 指導担当								
3	根拠例規等	特になし								
4	事業目的	授業に必要な備品の充実を図る。								
5	事業の概要	中学校での教育活動に必要な教材用備品を購入する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: right;">35,065</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: right;">29,196</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: right;">24,466</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実額	令和元年度	35,065	令和2年度	29,196	令和3年度	24,466
年度	実額									
令和元年度	35,065									
令和2年度	29,196									
令和3年度	24,466									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品購入請求書 ・ 納品書 ・ 仕様書 ・ 決定通知書兼検査調書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

教材用備品は一定の予算が各学校へ配分され、各学校で必要な備品を購入している。学校ごとの伝票について内容を確認した結果、伝票記載項目の件名について「教材用備品購入費」とだけ記載され、購入備品の内容の記載がない中学校が一定数（5校）あった。

備品購入は、一定のルールの下でその支出行為が行われているものではあるが、学校側にその決裁権限があり、費用の支出については学校教育課で伝票を確認している。少額多数の項目から構成されるため、後日の伝票検索の容易性について担保しておく必要がある。そのため、購入備品の内容について伝票への記載を行う必要がある。

意見 2 4 伝票の記載内容について

教材用備品について、伝票記載項目の件名が「教材用備品購入費」とだけ記載され、購入備品の内容について記載のない中学校が一定数あった。

購入備品の内容について伝票への記載が行われるべきである。

No 1 7 中学校教育振興事業（教師用指導書等購入費）

1	事業の名称	中学校教育振興事業（教師用指導書等購入費）								
2	所管部課等	教育部 学校教育課 指導担当								
3	根拠例規等	特になし								
4	事業目的	市立中学校において教師が使用する指導書を購入する。								
5	事業の概要	指導資料及び教師用指導書を購入する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>6,070</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>5,701</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>42,313</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実額	令和元年度	6,070	令和2年度	5,701	令和3年度	42,313
年度	実額									
令和元年度	6,070									
令和2年度	5,701									
令和3年度	42,313									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・物品購入伺兼契約締結伺 ・物品売買契約書 ・見積書 ・執行伺 								
10	課題	<p>教科書の採択が4年に1度あり、全ての中学校の教師用指導書を購入するため、歳出が多くなる。</p> <p>デジタル教師用指導書は費用が毎年必要になるので予算が必要になる。</p>								

1 1 監査結果

各中学校に納品された教師用指導書について、各中学校の受領書の有無と、受領日と納品日の整合性を確認した結果、納品業者からの納品日付は4月6日であったが、市内中学校のうち、6校について受領書の日付が4月1日となっていた。その他の中学校は4月6日で納品業者の納品日と一致していた。

納品日と受領日の日付不一致の理由は、実際の納品が4月1日と4月6日で行われていたが、納品業者に対して教師用指導書の納品期限を4月6日までと依頼していたことから、納品業者側で納品書の日付を期限である4月6日と記載してしまったためである。

意見 2 5 教師用指導書納品書の納品日と受領書の受領日の不一致について

教師用指導書の納品書における納品日付と受領書の受領日が相違している事例があった。

納品日と受領日は物品の引き渡しの重要な情報であることから、納品書を納入場所ごとに発行してもらい、または一括して納品書が発行されるのであれば、納品場所ごとに納品内容、納品日が記載された内訳書を求めることが望まれる。

No 1 8 中学校教育振興事業（楽器購入費）

1	事業の名称	中学校教育振興事業（楽器購入費）								
2	所管部課等	教育部 教育総務課 経理担当								
3	根拠例規等	特になし								
4	事業目的	学校の授業に必要な楽器の充実を図る。								
5	事業の概要	授業及び学校行事で使用するための楽器を購入する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: right;">4,080</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: right;">3,672</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: right;">3,876</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実額	令和元年度	4,080	令和2年度	3,672	令和3年度	3,876
年度	実額									
令和元年度	4,080									
令和2年度	3,672									
令和3年度	3,876									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決定通知書兼検査調書 ・ 納品書 ・ 仕様書（備品） ・ 物品購入請求書 ・ 見積書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

楽器購入について、各種資料を確認した結果、発注は予算の範囲内で行われており、仕様書に基づき納品が適切に行われたことを確認した。

楽器の購入は年度ごとに対象の学校が割り振られており、購入対象学校ごとに購入リストを作成し、入札または見積合わせを行い、業者を選定して購入を行っている。予算超過の場合は、購入リストの見直しを行うことで予算の範囲内で収まるように対応をしている。

意見 26 楽器の購入予算について

楽器は単価が高いため常に買換えや新しいものが購入できるものではなく、各学校は楽器購入費の予算が数年に一度に割当てられた際に購入を行っている。昨今の物価高や、海外から輸入される楽器は為替相場の影響により、購入価格の上昇も想定される。

そのため、数年に一度予算が割り当てられるような性格を有し、楽器のように単価が高いものは、予算策定に際して価格変動に関する影響を一定程度考慮して予算を策定し、予算割当ての年により有利不利が生じないようにすることが望まれる。

No 1 9 中学校教育振興事業（準要保護生徒就学援助費）

1	事業の名称	中学校教育振興事業（準要保護生徒就学援助費）								
2	所管部課等	教育部 教職員課 学事担当								
3	根拠例規等	高崎市就学援助実施要綱								
4	事業目的	保護者の経済的理由によって、修学が困難な生徒に対し就学の援助を行う。								
5	事業の概要	学用品費（通学用品）・校外活動（日帰り・宿泊）・新入学学用品（入学前支給含む）・修学旅行・給食費を支給する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	補助金・負担金事業								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">88,432</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">73,868</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">84,781</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実額	令和元年度	88,432	令和2年度	73,868	令和3年度	84,781
年度	実額									
令和元年度	88,432									
令和2年度	73,868									
令和3年度	84,781									
9	閲覧した資料	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状（世帯票） ・委任状（世帯票） ・申請書チェックリスト兼世帯票 ・認定基準計算書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

準要保護就学援助費の支給については収入基準が設けられており、当該基準の算定は、収入額÷需要額となっている。基準の算定には、収入額については確定申告等のデータにより集計を行い、需要額については申請書に基づいた内容を需用費の算定要素ごとに当てはめて算定している。実際に準要保護就学援助費の対象となっている生徒について、ランダムに25件の資料を徴収し、算定された基準と準要保護就学援助費の認定非認定が適切に判定されているかについて確認した結果、すべて適切に判定されていることが確認できた。

サンプルNo.	収入基準	結果	判定
1	基準内	認定	適切
2	基準超過	非認定（※1）	適切
3	基準内	認定	適切
4	基準内	認定	適切

サンプルNo.	収入基準	結果	判定
5	基準内	認定	適切
6	基準超過	非認定	適切
7	基準内	認定	適切
8	基準内	認定	適切
9	基準内	認定	適切
10	基準超過	非認定	適切
11	基準内	認定	適切
12	基準内	認定	適切
13	基準内	認定	適切
14	基準内	認定	適切
15	基準内	認定	適切
16	基準内	認定	適切
17	基準内	認定	適切
18	基準内	認定	適切
19	基準超過	非認定	適切
20	基準内	認定	適切
21	基準内	認定	適切
22	基準内	認定	適切
23	基準内	認定	適切
24	基準内	認定	適切
25	基準内	認定	適切

※1 新入学学用品費の入学前支給あり

新入学学用品費の支給は入学前の3月に申請支給が行われており、その支給に関する判定は令和元年度の収入にて判定しているが、準要保護就学援助費の判定は令和2年度の収入での判定となっているため、収入が変動した場合には非認定でも支給されているケースがある。

就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状（世帯票）には、就学援助を必要とする理由を申請者が記入する箇所がある。上記のサンプル25件中に「収入が少なく生活が困難なため」としか記載がないケースがあった。これに関しては記入内容が十分ではない。当該申請者の世帯主は就業しているものの、妻に関しては就業していないことが申請書から読み取れた。就業しているのであればきちんとした記載を求め、就業し

ていないのであれば、していない、できない、もしくはしないことについて申請者本人が記載を行った上で、就学援助費を必要とする理由について記入を求める必要がある。

意見 27 交付申請書の記載内容について

就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状（世帯票）には、就学援助を必要とする理由を申請者が記入する箇所がある。サンプル 25 件の内 1 件に、「収入が少なく生活が困難なため」との記載のみで記入内容が不十分なものがあつた。

申請者の世帯主や妻の就業状況等就学援助費を必要とする理由について記入を求める必要がある。

No 20 高等学校管理経費（負担金補助及び交付金）

1	事業の名称	高等学校管理経費（負担金補助及び交付金）								
2	所管部課等	高崎市立高崎経済大学附属高等学校								
3	根拠例規等	高崎市立学校設置条例 高崎市立高等学校入学料等徴収条例								
4	事業目的	高等学校の運営								
5	事業の概要	タブレット端末活用推進補助金（R3～）、日本スポーツ振興センター掛金（健康教育課執行）、年会費負担金（校長会等）、研修負担金								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	補助金・負担金事業、その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">1,865</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">1,918</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">17,824</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	1,865	令和2年度	1,918	令和3年度	17,824
年度	実績額									
令和元年度	1,865									
令和2年度	1,918									
令和3年度	17,824									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度タブレット端末活用推進補助金（予算） ・事業計画書 ・補助金等交付申請書 ・補助金を必要とする理由書 ・補助金等交付決定通知書 ・支出負担行為書 ・事業報告（収支報告書、監査報告書、実施報告書（執行簿）） ・戻入書 ・支出負担行為兼支出命令書 ・利用料金明細書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

(1) 実績額の増加について

令和3年度よりタブレット端末活用推進補助金の実績額に追加されたため、前年、前々年と比較して大幅に増加している。

(2) タブレット端末活用推進補助金

・事業概要

文部科学省が推進する GIGA スクール構想の実現のため、生徒 1 人 1 台端末を整備し、授業等で活用するもの。

・事業内容

1 学年：利用期間は 12 か月であるが 2 か月無料適用で 10 か月分

1 学年のみ初期費用が必要

(初期費用 4,400 円 + (月額 1,600 円 × 10 か月)) × 278 人 = 5,671,200 円

2 学年：12 か月分 月額 1,600 円 × 12 か月 × 284 人 = 5,452,800 円

3 学年：11 か月分 月額 1,600 円 × 11 か月 × 277 人 = 4,875,200 円

(3) タブレット端末の活用方法について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が活用の幅を広げたきっかけではあるが、オンライン授業の実施や授業・行事の分散に伴う映像配信、学校からの連絡事項・アンケート等、様々な場面で活用が進んでいる。教員についても使用方法等について特に問題なく活用が進んでおり非常に有用な手段となっている。

(4) タブレット端末の導入方法について

令和 3 年度より補助金によるタブレット端末の導入を行っているが、3 年間のリース契約となっており、同一の生徒が 3 年間同一のタブレットを使用する形式となっている。一方、群馬県の県立高校については一括購入し、5 年間の使用ライセンスという形式を採用している。高崎市と異なる調達方法となっており、コスト等への影響について比較検討を行う必要があると思われる。

意見 28 タブレット端末活用推進補助金について

高崎経済大学附属高等学校ではタブレットの調達は同一の生徒が 3 年間同一のタブレットを使用できるよう 3 年間のリース契約となっている。一方、群馬県の県立高校は一括購入し、5 年間の使用ライセンスという形式を採用しており、高崎市と異なる調達方法となっている。

今後は、調達コスト等を検証し、補助を行う必要があると思われる。

No 2 1 幼稚園教育振興事業（子育てのための施設等利用給付）

1	事業の名称	幼稚園教育振興事業（子育てのための施設等利用給付）								
2	所管部課等	教育部 教職員課 幼稚園担当								
3	根拠例規等	子ども・子育て支援法								
4	事業目的	幼児教育における保護者の経済的な負担軽減を図る。								
5	事業の概要	子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、給付認定保護者に対して保育料（子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園のみ）及び預かり保育の利用料を施設等利用給付費として支給するもの。保護者の負担軽減のため、当該園に支払うこととしている（法定代理受領）。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、開始された。								
6	事業区分	補助事業								
7	事業種別	補助金・負担金事業								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>152,719</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>178,549</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>169,903</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	152,719	令和2年度	178,549	令和3年度	169,903
年度	実績額									
令和元年度	152,719									
令和2年度	178,549									
令和3年度	169,903									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 預かり保育児童一覧（請求額内訳） 								
10	課題	共働き世帯の増加に伴い、少子化により園児数は減少しているにも関わらず預かり保育に対する需要は高まっている。								

1 1 監査結果

(1) 請求関連書類について

保育料については園則により確認しており、請求内訳に記載された在籍園児（認定者）の実在性については請求ごとにシステムによるチェックを行い該当者の確認をしている。一方で、請求された金額を支給しているが、請求内訳の利用日数、利用時間については、検証などの確認をしていない。

意見 2 9 施設等利用給付費の請求項目の検証について

施設等利用給付費について、請求された金額を支給しているが、請求内訳の利用日数、利用時間については検証されていないため、検証がなされることが望まれる。

No 2 2 幼稚園教育振興事業（幼稚園型一時預かり事業費補助金）

1	事業の名称	幼稚園教育振興事業（幼稚園型一時預かり事業費補助金）								
2	所管部課等	教育部 教職員課 幼稚園担当								
3	根拠例規等	子ども・子育て支援交付金交付要綱 高崎市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱								
4	事業目的	幼稚園において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。								
5	事業の概要	子ども・子育て支援法第59条に定める地域子ども・子育て支援事業として、教育時間前後に家庭において保育を受けることが困難な在園児を一時的に預かる事業を実施する私立幼稚園に対し、同事業に要する経費に充てるための補助金を交付する。								
6	事業区分	補助事業								
7	事業種別	補助金・負担金事業								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">5,061</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">4,989</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">6,237</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	5,061	令和2年度	4,989	令和3年度	6,237
年度	実績額									
令和元年度	5,061									
令和2年度	4,989									
令和3年度	6,237									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・ 支出負担行為書 ・ 補助金交付決定通知書 ・ 高崎市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付申請書 （幼稚園型一時預かり事業計画書、収支予算書、理由書） ・ 高崎市幼稚園型一時預かり事業実績報告書 （月例報告書・利用者名簿・利用契約等の証拠書類） 								
10	課題	共働き世帯の増加に伴い、少子化により園児数は減少しているにも関わらず預かり保育に対する需要は高まっており、預かり保育に係る幼稚園教諭や保育士等の確保が今後の課題になると思われる。								

1 1 監査結果

(1) 申請書の内容について

申請書には、施設において一時預かりを行う場所が面積基準を満たしていることを確認するため図面等を添付させているが、当該場所が実際に一時預かりができる状況

か判断するために、図面だけでなく一時預かりが行われている場所をデジタル写真データ等により確認することが望まれる。

意見 30 申請書における状況確認のための資料の徴求について

幼稚園型一時預かり事業費補助金において、申請書の添付資料として、一時預かりを行う場所が面積基準を満たしていることを確認するため図面等を添付させているが、当該場所の実在性を確認するために、図面だけでなく一時預かりが行われている場所をデジタル写真データ等により確認することが望まれる。

(2) 預かり保育料の確認方法

申請された預かり保育料について、金額を確認するための資料が添付されていなかった。

指摘 13 預かり保育料についての確認資料について

預かり保育料について、金額のわかるものを添付することとされているが、申請された預かり保育料について、金額を確認するための資料が添付されていなかったため、園の規則など、預かり保育料を確認するための客観的な資料の添付を求めるべきである。

No 2 3 幼稚園教育振興事業（気になる子対策補助金）

1	事業の名称	幼稚園教育振興事業（気になる子対策補助金）								
2	所管部課等	教育部 教職員課 幼稚園担当								
3	根拠例規等	高崎市私立幼稚園運営費補助金交付要綱								
4	事業目的	障害の診断や判定の有無に関わらず、特別な支援を要する幼児に対する教育環境の充実、向上を図るための私立幼稚園の取組みを支援する。								
5	事業の概要	当該年度5月1日現在の学校基本調査に基づく園児数（当該園児数が認可定員を超える場合は、認可定員）の100分の5に相当する数（その数に小数点以下の端数があるときは、切り上げ）に120,000円を乗じて得た額を限度として、気になる子対策事業に要する経費に対し補助金を交付する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	補助金・負担金事業								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">9,960</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">8,280</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">7,080</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	9,960	令和2年度	8,280	令和3年度	7,080
年度	実績額									
令和元年度	9,960									
令和2年度	8,280									
令和3年度	7,080									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市私立幼稚園運営費補助金交付要綱 ・高崎市私立幼稚園運営補助金交付申請書 （理由書、事業計画に関する書類、予算に関する書類、障害児名簿及び障害児である旨の理由書） ・補助金交付決定通知書 ・支出負担行為書 ・前払金確認報告書 ・高崎市私立幼稚園運営補助金事業実績報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

(1) 各学校法人の事業に要する額と補助額の乖離について (単位：円)

法人名	園児数/障害児数	補助教諭数	事業に要する額 ①	補助額 ②	補助割合 (②/①)
清水学園	176/1	11	11,364,233	1,080,000	9.8%
聖フランシスコ学園	109/4	1	3,265,275	720,000	22.1%
南学園	62/0	1	1,153,291	480,000	41.6%
丸山学園	223/0	2	6,152,357	1,440,000	23.4%
高崎健康福祉大学	298/1	7	6,437,500	1,800,000	28.0%
松山学園	32/0	1	240,000	240,000	100%
飯塚学園	146/1	1	2,197,500	960,000	43.7%
長年寺学園	45/0	3	805,000	360,000	44.7%

意見3.1 補助金の算定基準の見直しについて

支給額の算定基準は「園児数×5%×120,000円」となっており、事業に要する額は考慮されていないため、事業費が大規模な学校法人ほど事業費に対する補助割合が小さくなるという不平等が生じている。

補助割合が事業費一定割合となるよう、補助金の算定基準の見直しが望まれる。

No 2 4 給食事業

1	事業の名称	小学校給食事業 中学校給食事業 幼稚園給食事業 特別支援学校給食事業 給食センター事業 給食費収納対策事業								
2	所管部課等	教育部 健康教育課 学校給食担当								
3	根拠例規等	高崎市学校給食費等徴収規程 学校等における財務会計及び契約事務手続き								
4	事業目的	完全給食の実施のため								
5	事業の概要	詳細は下記参照								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	委託事業、その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">1,933,689</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">1,852,421</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">2,001,600</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	1,933,689	令和2年度	1,852,421	令和3年度	2,001,600
年度	実績額									
令和元年度	1,933,689									
令和2年度	1,852,421									
令和3年度	2,001,600									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市学校給食費等徴収規程 ・学校等における財務会計及び契約事務手続き ・保護者への配布資料 (給食提供開始に当たってのお願い) (学校給食費の口座振替について(お知らせ)) ・給食費変更内訳報告書 ・執行伺 ・契約締結伺 								
10	課題	<p>合併前の給食費のまま統一されずにきている。 給食費の滞納は一時期に比べてようやく減少してきたところであり、中身を精査する段階に入ってきている。 提供方法として自校単独方式が中心であるため、高コストな傾向となるのは否めない。</p>								

1.1 監査結果

(1) 概要

高崎市の学校給食は、自校単独方式の学校及び学校給食センターの全てに栄養教諭・栄養士を配置し、完全給食を実施しており、それぞれの学校が掲げる教育目標や給食目標の具現化を目指した特色ある学校給食を行っている。

学校給食の歳入と歳出は次表のとおりである。

(単位：千円)

	給食事業収入 (収入済額) ①	学校給食費 ②	収入率 (①/②)
令和3年度	1,692,449	2,001,600	84.6%
令和2年度	1,507,586	1,852,421	81.4%
令和元年度	1,599,811	1,933,689	82.7%

令和3年度はウクライナ情勢による物価上昇の影響は限定的であったこと、また収入未済額の減少などにより収入率は上昇している。

給食の提供方式の概要は次表のとおりである。

(単位：校(園)、人)

		小学校		中学校		幼稚園		特別支援学校	
自校単独方式(自校完結)		36	14,143	20	8,391	4	187	1	111
親子方式	親	3	505	1	69	-	-	-	-
	子	5	365	-	-	-	-	-	-
共同調理場方式									
箕郷学校給食センター		2	564	-	-	-	-	-	-
群馬学校給食センター		5	2,186	1	715	-	-	-	-
吉井学校給食センター		7	1,020	3	589	3	117	-	-
合計		58	18,783	25	9,764	7	304	1	111

※ 校数、児童生徒園児数は令和3年5月1日現在。

※ 親子方式とは、ある学校(親)で調理した給食を他の学校(子)に配送する方式である。

※ くらぶちこども園は福祉部管轄のため除く。

給食の提供方式としては大きく自校単独方式と共同調理場方式とで分かれているところであり、それぞれのメリット・デメリットは以下のとおりである。

- ・「自校単独方式」については、児童生徒が調理員との交流を通じて食に対する感謝の念や理解を深めやすいなどのメリットがある一方で、施設整備費や人件費等の財政負担が大きいなどのデメリットがあり、「共同調理場方式」については、施設整備費や人件費等の財政負担が小さいなどのメリットがある一方で、児童生徒にとって調理員の姿が見えにくいなどのデメリットがある。
- ・メリット及びデメリットがあり、そのいずれかを選択するかについては、…(略) …学校給食の役割も考慮しつつ、財政状況や学校の立地状況等を踏まえ、各学校の設置者が適切に判断すべきと考えている。

(平成22年11月24日 内閣衆質176第159号 「学校給食の調理方式に関する質問に対する答弁書」)

群馬県内においては、市部でいえば太田市の大部分と安中市の多く、渋川市やみどり市の合併前町村部を引き継いでいるところが自校単独方式を採用しているが、県内全体で見れば前橋市をはじめ、共同調理場方式を採用している自治体が多い。

もともと、合併前の旧高崎市は自校単独方式で提供しており、それ以外の合併前町村は共同調理場方式で提供していた。合併後当初は、榛名・新町の共同調理場を廃止し自校単独方式へ転換した。現在は、校舎自体の改築等があった際に考えるという方針となっている。

各校及び共同調理場には栄養士1人が配置され、各校及び共同調理場でそれぞれ独自に献立を作成し、提供している。各校共同企画として地域別に同じ献立を提供することもあるが、基本的には各校オリジナルの献立となっている。

(2) 給食（収納）

給食費は公会計である。給食費の管理のために学校給食費収納システムを利用しており、口座振替となった金額（データ）は財務システムに入力されるとともに、給食費収納システムにも当該データを入力し、財務システムと学校給食費収納システム上で齟齬がないように確認している。

高崎市では、内部的に「高崎市学校給食費等徴収規程」を設け、給食費の額及び納付方法、日割り計算方法を定めている。保護者に対しては新入学に際して「給食提供開始に当たってのお願い」を配布し、給食費の額を示すとともに、原則口座振替払いでの支払いとなることを示した上でその口座振替予定日を通知している。また、在校生・転入生に際して「令和〇年度の学校給食費の口座振替について（お知らせ）」の文書を配布し、口座振替予定日を通知している。

給食費（年額）の内訳は次表のとおりである。

(単位：円)

		小学校		中学校		幼稚園	
		年額	日額	年額	日額	年額	日額
①	下記以外 (自校単独方式の学校)	50,930	257	61,600	312	46,640	246
②	倉渕支所管内	51,240	258	61,080	310		
③	箕郷支所管内(※1)	46,310	233	61,600	312		
④	群馬支所管内(※2)	49,170	248	55,990	284		
⑤	吉井支所管内	45,540	230	54,450	276	40,920	216

※1 箕輪小学校及び箕郷中学校(箕郷支所管内で唯一の中学校)は自校単独方式

※2 群馬中央中学校は自校単独方式

上記表のとおり学校給食費は基本的には年間額が決まっている。高崎市の学校は夏休みが8月末までであるため、給食の提供は8月を除き11か月あることとなる。それを次表のとおり収納している。

納期限についても統一されていないが、未納の際の事務処理を効率化すべく、年度の最終納期は2月末に設定されている。

小学校における給食費の納期(振替日)及び月額徴収金額 (単位：円)

		自校単独 方式	倉渕支所 管内	箕郷支所 管内	群馬支所 管内	吉井支所 管内
納付期限回数 (口座振替回数)		10回	11回	10回	10回	11回
実質分割回数		11回	12回	11回	11回	11回
月額 徴収 金額	4月分	4,630	4,270	4,210	4,470	4,140
	5月分	4,630	4,270	4,210	4,470	4,140
	6月分	4,630	4,270	4,210	4,470	4,140
	7月分	4,630	4,270	4,210	4,470	4,140
	8月分	-	4,270	-	-	4,140
	9月分	4,630	4,270	4,210	4,470	4,140
	10月分	4,630	4,270	4,210	4,470	4,140
	11月分	4,630	4,270	4,210	4,470	4,140
	12月分	4,630	4,270	4,210	4,470	4,140
	1月分	4,630	4,270	4,210	4,470	4,140

	2月分	9,260 (2回)	8,540 (2回)	8,420 (2回)	8,940 (2回)	4,140
	3月分					- (※)
	合計	50,930	51,240	46,310	49,170	45,540

※ 振替日は毎月末日。但し、12月は25日。(納期限が金融機関休業日の場合、翌営業日)

※ 中学校は小学校と金額は異なるが納期は同じ。

※ 吉井支所管内向け(お知らせ)には、3月分としての振替日が記載されていないが、他の地域が2月に2回分振替となる代わりに、8月分として1回分を納付している形となっている。このため、例えば1月初めに転入してきた場合、3回分の給食費を納付することとなる。

上記表のとおり、給食費の額及び納期は各支所で異なり統一されていない。旧吉井町が合併したのは平成21年、それ以外の旧町村が合併したのは平成18年であるが、以後、消費税率の上昇以外は、旧合併町村の給食費をベースにして変更はされていない。

学校給食に係る経費のうち材料費のみを給食費として徴収するとされており、材料費以外の設備費等は給食費に反映されないわけであるから、共同調理場方式を採用している支所管内で、合併後10年以上経過する現在に至って給食費の額を異なる水準に据えおいておく合理的な理由はない。そもそも、合併時の協議において、合併後においていずれ給食費は統一する方針であった。

さらに、給食費の額及び納期は各支所で異なっているが、給食費の徴収事務を行っているのは原則的に本庁である。本庁において支所別に多くのパターンを処理することで事務が煩雑となって、業務の効率性を損ねている。

指摘14 給食費の徴収額及び納期の統一について

高崎市内の学校給食費の徴収額及び納期は、市町村合併前の町村の徴収額及び納期を引き継いでおり、市内で一律ではない。給食費の徴収額及び納期について市内で差異があることに合理的な理由はないため、統一されたい。

高崎市では、給食費の収納について、日額ではなく年額をベースにして計算している。一方、以下の事情により異動が発生した場合、日額を用いて日割り計算を行う。

- ① 転出入(月の中途の場合、当該月が日額となる)
- ② 支所内異動で給食費が異なるとき
- ③ 病気、事故その他の理由により給食を受けない日が引き続き5日を超えたとき(長期欠席等)
- ④ 試食を行うとき

このうち、③の長期欠席等については、5日を超えた発注取消が出来た分の日数をもって日額としている。

ここで、吉井学校給食センター管内において、令和3年度の給食提供日数を確認したところ、小学校の場合多くは193日であったが、小学校全体で192日のところもあれば、学年によって192日のところや194日のところもあった。

また、中学校においては、次表のとおりである。

中学校における給食提供日数

(単位：日)

	吉井中央中学校			吉井西中学校			入野中学校		
	年間 ①	3学期 ②	比率 ②/①	年間 ①	3学期 ②	比率 ②/①	年間 ①	3学期 ②	比率 ②/①
1年生	193	49	25.4%	192	49	25.5%	192	49	25.5%
2年生	191	49	25.7%	191	47	24.6%	192	48	25.0%
3年生	184	41	22.3%	183	41	22.4%	181	39	21.5%

以上から、大きく2つの問題がある。

問題点①

たとえば3学期の初日に転入してきた場合であっても、給食費は3か月分を支払うこととなる。3学期は給食提供日数が少ないにもかかわらず、支払額は3か月分であるため、結果として日額でみると割高な給食費となる。

吉井地域の中学校の場合、月額4,950円を11回に分けて年額54,450円を収納することとなっている。仮に吉井中央中学校の2年生が市外から3学期の初めに転校してきた場合、4,950円×3回分=14,850円を収納する。これは、年額54,450円の27.3%(14,850円/54,450円)であり、提供日数の割合25.7%に比べ、割高となる。

問題点②

各学校によって行事实施の裁量があるため、給食提供日数が数日は異なる。

自校単独方式の場合であれば、各校で材料を発注し献立も各校で基本的に異なるので調整の余地があるが、共同調理場方式の場合、管内は同一の献立となる以上、給食提供日数が異なる学校があると、結果的に1食当たりの金額が異なることとなる。

学校給食費は材料費の実費負担を保護者に求めるという性格を持つものであるが、①の場合は実費負担以上の負担となる可能性がある。また②の場合は給食提供日数の少ない学校が多い学校の分も負担することになりうる。

学校給食の場合、牛乳と主食は公定価格となっており、とりわけ牛乳については毎食提供することとされていることを鑑みると、出来る限り提供日数に応じた給食費とすることが望まれる。

意見 3 2 給食費の徴収を月割計算としていることについて

給食費の徴収は年間総額を月割で徴収しているが、学校によって給食の提供日数が異なっているため、日割り計算による徴収額とすることが望ましい。

給食費の異動があった場合は「給食者（人員）変更内訳報告書」を各学校事務が起票し、健康教育課に書面を送付する。健康教育課では内容を確認し、学校給食費収納システムに変更内容を入力する。

口座振替請求締め日は毎月 21 日前後であるところ、1 日から請求締めまでの異動事項を反映させ、毎月末の口座引き落とし額を確定させ、引き落とし依頼をかけることとなる。一方、請求締め日から末日までに発生した異動事項については、いったん全額口座振替をした後に、翌月分の振替額を変更するのではなく、該当金額の返金を行うことで対応している。

異動事項により徴収額が以下の 2 つの計算方法に分かれている。

- ① 1 食単価×喫食日数
- ② 月額－（1 食単価×（欠食日数－1 or 2））

報告書上は給食の支給日数を記載するという様式となっており、①には対応するが、②の場合は欠食日数を算出する必要があるため、事務ミスを誘発している。

意見 3 3 給食費の異動事項による計算方法の統一について

給食費の異動があった場合における計算方法が異動事項によって 2 つの計算方法に分かれているが、各学校が起票する報告書においては 1 つの計算方法についての情報しか記載されない様式となっているため、報告書に情報が記載されない計算方法について学校給食費収納システムへの登録ミスが発生している。

異動事項が発生した場合の給食費の計算方法について、報告書に記載されている情報による計算方法に給食費の計算方法を統一することが望まれる。

「給食者（人員）変更内訳報告書」を確認したところ、学校責任者による確認欄がなく、また欄外において確認をしている様子はなかった。健康教育課では記載内容が真実か否かまでは確認ができていない状況となっている。

迅速な処理が必要なところであるが、学校（園）長の確認を必要としない現状では学校の事務担当者からのみの起票で給食費の異動を行いうる状況にある。そのため、内部統制上は脆弱であるといえるため、責任者の承認欄を設けることが望まれる。

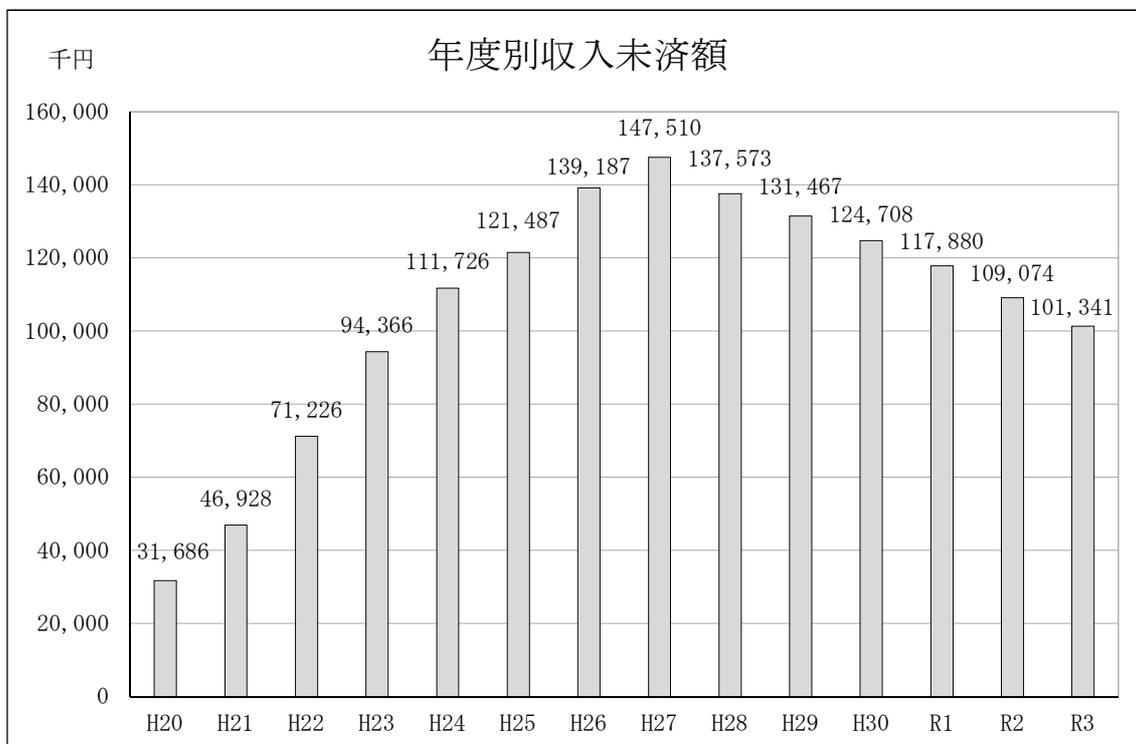
意見 3 4 「給食者（人員）変更内訳報告書」における学校責任者の承認について

給食の異動事項が発生した場合に学校が起票する「給食者（人員）変更内訳報告書」について、責任者の確認がなされているか不明である。現状では学校の事務担当者からのみの起票で給食費の異動を行うことが可能な状況となっており、内部統制上脆弱である。

「給食者（人員）変更内訳報告書」における学校責任者の承認欄を設けるなど、適切な内部統制の構築が望まれる。

(3) 滞納管理

決算における給食費の年度別収入未済額をグラフにすると次の図のとおりである。



高崎市では平成20年度から私会計を公会計に移行した。それまで学校現場で行っていた収納事務を本庁で一括して行うようになったが、当初は年を追うごとに滞納額が増加していく状況にあった。その状況を受け平成28年度から学校給食費の滞納管理担当を新設し、さらに弁護士に催告を委託するようにし、滞納管理体制を強化した。また、悪質と認められる滞納者に対しては個別の事情に応じ支払督促といった法的手続をとっており、訴訟に移行したものもあるが、市側が敗訴したものはない。

滞納額は平成27年度をピークに減少に転じ、ようやく1億円程度となっている。なお、滞納の督促は専門担当部署が中心となって行っているが、学校現場レベルでも声掛け等は行っている。

滞納債権のなかには、事実上徴収不可能なものも存在している。高崎市はこれまで回収に力を入れていたため、不納欠損については消極的な態度であった。しかしながら、徴収不可能な債権についても残存させておくことは管理上望ましいことではない。したがって、回収不能な債権について不納欠損処理を検討することが望まれる。

意見 3 5 回収不能な給食費の不納欠損処理について

給食費の滞納債権のなかには、事実上徴収不可能なものが存在しているが不納欠損処理は行われていない。

徴収不可能な債権についても残存させておくことは管理上望ましいことではないため、回収不能な債権について不納欠損処理を検討することが望まれる。

高崎市では、滞納管理の一環として、随意契約にて市内の弁護士事務所に給食費未納催告業務を委託している。

担当部署としては弁護士名での催告書が届くことの効果は感じているところであり、その点、意義があると思われる。一方で、業務委託費は定額となっている（令和2年度はコロナ禍で学校の休校時期があった関係で減少した）。

最近では督促業務自体減少しているとのことであるから、定額としている業務委託費を見直すことが望まれる。

意見 3 6 弁護士催告業務委託の委託料について

滞納管理の一環として、随意契約にて市内の弁護士事務所に給食費未納催告業務を委託している。最近では督促業務自体減少しているとのことであるが、業務委託費は定額となっていることから、業務委託費を定額ではなく督促業務量に応じた委託料となるように変動料金とし、委託料の削減が望まれる。

(4) 契約及び支出

給食の材料費については次表のとおりである。

区分	提供業者	契約方法
主食（ご飯・パン・麺）	群馬県学校給食会	随意契約
牛乳	市内2業者（供給業者） 公益社団法人学校牛乳協会 （代金清算機関）	随意契約
副食（おかず）	学校・センター毎の発注先	直接購入

牛乳1本当たりの現品の価格は学校給食用牛乳供給事業に基づき群馬県知事が決定した区域毎の価格となる。また、保護者負担額は区域ごとの供給価格から学校給食用牛乳の安定的需要の確保のために交付される補助金額を差し引いて得られた価格を、当該年度の予定数量によって加重平均した県内平均価格となる。高崎市の場合、事情

により牛乳を提供しない児童生徒について給食費の減額はなく、代替飲料で対応している。

副食の購入について、高崎市財務規則第148条において「小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、学校給食センター及び宿泊施設において購入する給食賄材料について」は、「当該部署において直接購入し、これを使用することができる。」と規定されており、これに基づき学校等において直接購入し、使用している。

なお、箕郷学校給食センターでは入札により納入業者を決定している。

各校には共通の献立作成ソフトが導入されており、また、違うソフトではあるが同様に学校給食センターにも献立作成ソフトが導入されている。各所の栄養士はこのソフトを用いて献立作成をするとともに、主食・牛乳以外の副食に必要な材料については、ソフトに発注機能もあることからこのソフトから出力される発注書にて各業者に発注を行っている。発注先は各校において各々異なっており、単価契約を結んでいるわけではない。発注タイミングとしては、前月上旬から中旬にかけて翌月の献立を決めて翌月1か月分を発注するというものである。

また、給食の残渣については、委託業者により回収され、堆肥化による再リサイクルを図っている。

高崎市は、基本的には自校単独方式を採用し、各々の学校で材料を発注している。この方式は、各学校の事情に応じ柔軟に対応できるというメリットがあるが、一方で、ボリュームディスカウントが限られることから、材料費が割高になるというデメリットがある。

ここ最近の材料費の値上がりが著しい状況の中、少しでも給食材料を低廉かつ良質に調達することが求められている。そのため、例えば調味料や加工食品といった汎用性のある食品については、共同で発注する体制を考えていくことが望まれる。

意見37 給食材料の発注方法について

高崎市の給食は基本的に自校単独方式を採用しており、給食の食材は各々の学校で発注している。

近年の食材の値上がりが著しい状況の中、少しでも給食材料を低廉かつ良質に調達することが求められているため、例えば調味料や加工食品といった汎用性のある食品については、共同で発注することで、発注量の増加による調達単価の引き下げを行うことが望まれる。

高崎市では、給食の残渣の堆肥化をするため、市内を大きく2地域（A社：旧榛名町・箕郷町・群馬町、B社：それ以外）に分け、それぞれ別の業者に業務委託してい

る。A社は回収と堆肥・飼料化を行い、B社は堆肥化のみを行い、回収は別業者となっている。ここで、市内に堆肥化に対応できる業者が当該業者しかいないという理由で随意契約となっており、その際に見積書を徴取しているが、その見積額が学校種別（小学校・中学校・幼稚園・特別支援学校・学校給食センター）での単価契約ではなく総額となっている。

市の業務につき市内業者に発注するという方針は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律があるためにある程度理解するところではあるが、随意契約はあくまで契約方式としては例外的な扱いであり、契約締結内容に透明性が確保されるべきである。

この点、堆肥化については、基本料金に加え単価契約となることが一般的であると考えられ、単価が明らかとなっていない一式見積りは適当ではない。

したがって単価契約へと変更されたい。

指摘 15 堆肥化等業務委託料について

給食残渣の堆肥化に関する業務委託契約について、現状は総額による一式見積りとなっている。堆肥化については、単価契約となることが一般的であるため、単価が明らかとなっていない一式見積りは適当ではない。したがって単価契約とすべきである。

高崎市では給食残渣の削減に取り組んでおり、児童生徒1日当たりの給食残渣を目標値として設定しているが、給食残渣は毎日計量しておらず、目標値としている残渣量は、給食残渣を3週間計量したものをもとに、年間の残渣を推定計算により算出している。

残渣回収時において従量単価契約となっておらず、各校に計量器がないため、残渣量を正確に把握するのは難しいとのことであるが、SDGsが叫ばれる昨今、社会的に残渣量について大きな関心を集めていることから、残渣量を各校で把握できるようになることが望まれる。

意見 38 給食残渣量の把握について

高崎市では給食残渣の削減に取り組んでおり、児童生徒1日当たりの給食残渣を目標値として設定しているが、給食残渣は毎日計量しておらず、目標値としている残渣量は、給食残渣を3週間計量したものをもとに、年間の残渣を推定計算により算出している。

給食残渣の削減の対策のために、各校において毎日発生した残渣量を把握する必要があると考えられるため、残渣量を把握できる仕組みが望まれる。

No 2 5 林間学校管理経費

1	事業の名称	林間学校管理経費								
2	所管部課等	教育部 健康教育課 榛名林間学校榛名湖荘								
3	根拠例規等	高崎市林間学校条例								
4	事業目的	榛名山の豊かな自然の中で、集団宿泊体験や、野外活動などを通して、豊かな情操や社会性を培い、心身ともに健康な子どもの育成を図る。								
5	事業の概要	高崎市の所有する「榛名林間学校榛名湖荘」を利用し、全小学校の5年生が榛名山と榛名湖で自然体験学習を行う。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	その他								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">82,293</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">60,505</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">66,819</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	82,293	令和2年度	60,505	令和3年度	66,819
年度	実績額									
令和元年度	82,293									
令和2年度	60,505									
令和3年度	66,819									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 榛名林間学校 利用人数累計報告書 ・高崎市榛名林間学校榛名湖荘 利用の手引き ・執行伺 ・契約締結伺 								
10	課題	榛名林間学校榛名湖荘は、小学校5年生の林間学校用の施設で施設利用期間が限られているが、施設のメンテナンス等の関係でシーズン外を閉鎖させるわけにもいかないため、利活用が課題である。								

1 1 監査結果

高崎市の小学校5年生が行う林間学校の利用施設である榛名湖荘は、標高1,084mにある榛名湖の西側に位置し、行政区画としては高崎市ではなく東吾妻町となる。前身はかつて『国民宿舎榛名吾妻荘』として東吾妻町の施設として設置されていたものである。国民宿舎は旧吾妻町営の施設として昭和39年7月15日に開業後、昭和46年6月増改築、平成7年5月に施設を建て替え後、老朽化や利用客減少等を理由に平成27年1月より休業となった。その後土地と建物を高崎市が取得し、改修を施された後、平成29年度より同市の林間学校施設『榛名湖荘』となっている。高崎市では平成28年度まで新潟県柏崎市で臨海学校を実施していたが、平成29年度からは林間学校に変更し実施している。

平成28年度の10款（教育費）8項（保健体育費）1目（保健体育総務費）の決算に、前年度繰越明許分と合わせ自然体験活動施設整備事業として1億9,362万円余りが計上されており、建物本体改修工事、本館設備改修工事の他、屋外炊飯施設等整備工事、厨房改修工事を行っている。

榛名林間学校榛名湖荘の概要は次表のとおりである。

本来であれば、1泊2日で小学生にとって初めての集団での宿泊体験となるが、令和3年度はコロナ禍にあって日帰りでの活動となっている。日帰りの場合、本館の宿泊部屋及び大浴場は使用されない。

所在地	群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸 2654										
建物階数	本館：地上5階地下1階 屋外に東屋造（壁がなく屋根と柱のみの建物）である調理場棟とかま場棟がある。										
利用対象	高崎市立の小学校										
休館日	土・日曜日、祝日、年末年始										
収容人数	130人程度（定員187人） 〔内訳〕 宿泊室（5人程度）（定員7） …23室 リーダー室（6人程度）（定員10） …1室 リーダー室（3人程度）（定員6） …2室 保健室（2人程度）（定員2） …2室										
施設利用料	市立学校の学校行事として使用する小学生及びその引率者の利用料は無料。食事代、リネン代、薪炭代、クラフト代は別途。										
活動内容例	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初日</th> <th>2日目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊時</td> <td>登山または榛名湖ウォーキングスプーンづくり等のクラフト、キャンプファイヤー</td> <td>野焼きパン作り 火起こし体験</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>ー</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※キャンプファイヤーは日帰りでは実施しない。</p>			初日	2日目	宿泊時	登山または榛名湖ウォーキングスプーンづくり等のクラフト、キャンプファイヤー	野焼きパン作り 火起こし体験	日帰り	ー	-
	初日	2日目									
宿泊時	登山または榛名湖ウォーキングスプーンづくり等のクラフト、キャンプファイヤー	野焼きパン作り 火起こし体験									
日帰り	ー	-									

令和3年度の当初利用予定は次表のとおりである。

	平日日数	利用日数	利用校	利用人数
5月	18日	13日	15校	905人
6月	22日	18日	22校	1,310人
7月	20日	8日	14校	618人
10月	※1 20日	7日	8校	482人
11月	20日	2日	4校	150人
合計	100日	48日	※2 63校	3,465人

※1 10月28日は群馬県民の日で学校が休みとなるため休日扱いとした。

※2 人数の多い学校は2つに分かれるため、全小学校数58校より多い。また、人数の少ない学校は合同で一つのグループとなることもある。



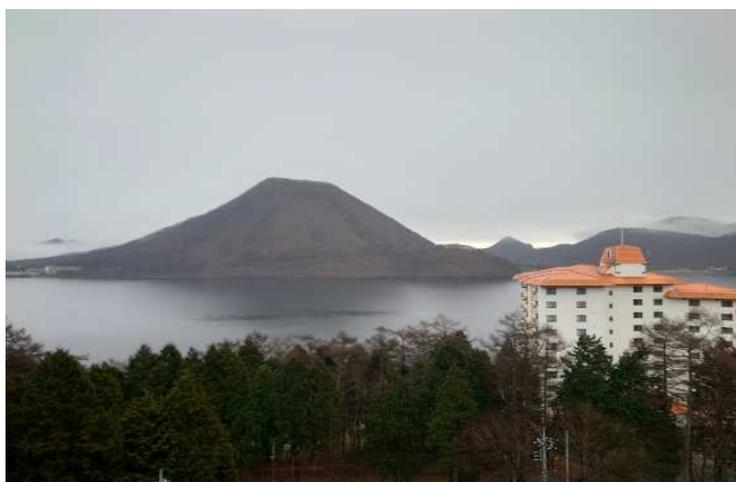
施設入口



施設全体（入口から反対側）



宿泊室



大浴場から見える榛名富士

榛名林間学校榛名湖荘は、市内小学校の林間学校に特化した施設で、利用時期が限られており、令和3年度当初予定において48日の稼働日数しかない。それ以外の時期には施設自体は開所しているが全く利用されていない。一方で、劣化防止のため、設備を稼働させている。現地に視察に行った12月上旬において、ロビー階のみならず、全く使われていない大浴場のある5階においても暖房がついている状況であった。

榛名湖周辺全体がオフシーズンとなる冬季に加え、学校の施設であるため夏休み期間においても利用されておらず、現状において施設の利活用が十分になされているとは言い難い状況にある。

教育施設であり一般開放することは難しいかもしれないが、小学校5年生の林間学校以外にも例えば市内の学童や、市外の教育関係団体に貸し出しを検討するなどの工夫が望まれる。

また、現在は高崎市が直接管理運営しているが、利用の拡大にあたっては、指定管理者の導入も視野に入れることが望まれる。

意見39 榛名林間学校榛名湖荘の施設の活用及び管理体制について

榛名林間学校榛名湖荘は、市内小学校の林間学校に特化した施設で、利用時期が限られており、令和3年度当初予定において48日の稼働日数しかない。それ以外の時期には施設自体は開所しているが全く利用されておらず、施設の活用状況が十分なされていない状況にある。

従って施設を充分活用するため、小学校5年生の林間学校以外にも例えば市内の学童や、市外の教育関係団体に貸し出しを検討するなどの工夫が望まれる。また、利用拡大のため、指定管理者の導入などを検討されたい。

榛名湖荘に付随して、国有林野9,584㎡を令和3年度において年間221,000円にて借り受けている（契約期間は3年であるが、開設当初から借り受けしている。）。内訳は次表のとおりである。

用途	面積	用途	面積
①総合運動場敷	7,476㎡	⑥通路敷	63㎡
②駐車場敷	1,021㎡	⑦艇庫敷、ポンプ小屋敷	593㎡
③給水管路敷	43㎡	⑧道路敷	173㎡
④歩道敷	11㎡	⑨排水路敷	15㎡
⑤歩道敷	189㎡	計	9,584㎡

このうち、①総合運動場敷については、現状でグランドゴルフ場となっており、林間学校では全く利用されていない。そして、②駐車場敷はこの運動場利用のためのものであり、⑤歩道敷は運動場へのアプローチ路である。これら合わせて8,686㎡、賃借面積全体の9割は現状林間学校としては利用されていない土地に係るものとなっている。

当該土地は全て東吾妻町の施設だった頃から借り受けているとのことであり、高崎市の施設となった後も従前の例に倣って借り受けているということである。仮に返還するとなると、当該地に附属させた物件の収去等の原状回復（森林管理署長等が必要ないと認めた場合を除く。）とともに、貸付地等の保全及び災害の防止のための緑化植栽等をする必要があり、返還は容易ではないことが想定される。

しかし、利用されていない施設を借りる必要はないため、当該借り受け地については、返還するか、林間学校としての活用を図るか検討されるべきである。

指摘16 榛名湖荘総合運動場の利用について

榛名湖荘に付随して、国有林野9,584㎡として総合運動場および駐車場を借り受けている。これらは林間学校において利用されていない。

利用されていない施設に賃借料が発生しているため、所有者への返還若しくは林間学校として活用について検討されるべきである。

No 2 6 大学運営経費（運営費交付金）

1	事業の名称	大学運営経費（運営費交付金）								
2	所管部課等	総務部 企画調整課 高崎経済大学担当								
3	根拠例規等	地方独立行政法人法 公立大学法人高崎経済大学運営費交付金交付規則								
4	事業目的	公立大学法人高崎経済大学が業務の財源に充てるために必要な金額の全部または一部に相当する金額を交付する。								
5	事業の概要	公立大学法人高崎経済大学の業務の財源に充てるため、収入・支出の見込みにより不足する事業費相当額を交付する。								
6	事業区分	市単独事業								
7	事業種別	補助金・負担金事業								
8	過去3年間の決算の状況	(単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>322,444</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>359,000</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>420,000</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績額	令和元年度	322,444	令和2年度	359,000	令和3年度	420,000
年度	実績額									
令和元年度	322,444									
令和2年度	359,000									
令和3年度	420,000									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・前金払確認報告書 ・支出負担行為書 ・運営費交付金交付申請書 ・年度計画 ・交付決定通知書 ・交付規則 ・変更交付申請書 ・交付決定通知書 								
10	課題	受験者数、入学者数及び高等教育の修学支援新制度の対象学生数の増減や、新型コロナウイルス感染症対策などの様々な要因による歳入歳出の変動を踏まえた適正な額を算出すること。								

1 1 監査結果

運営費交付金変更交付申請書の添付資料を確認したところ、交付金の令和3年度当初予算と令和3年決算見込みとの差額である交付金精算分について、

- ① 特定分については22,500千円の余剰
- ② 標準分については△17,754千円の不足

となっており、合計で4,746千円の余剰となっているが、当該資料には「精算にあたり市と事前に協議した結果、運営費交付金を積立金として管理し、返還しないこととなったため、特定運営費交付金について当初の額（261,515千円）と令和3年度決算見込額（246,230千円）との差額を減額し、当初の標準運営費交付金（158,485千円）に当該差額を加算することにより、運営費交付金の内訳を変更する。」との記載があった。

意見40 運営費交付金の余剰額の返還について

運営費交付金については、4,746千円の余剰が発生したが、運営費交付金を積立金として管理し、返還を求めている。

運営費交付金はいわゆるフローである単年度予算に基づいて決定されているため、予算の余剰分を積立金にしたとしても翌年度の交付金を削減する効果はないため、余剰分は返還を求めるべきである。

第9章 指摘及び意見

ここまでの外部監査の結果、次表のとおり指摘は16件、意見は40件となった。

詳細については各項目を参照されたい。

区分	番号	項目	ページ
指摘	1	奨学金申請時における必要書類について	123
	2	業務仕様書と見積書の作業時間の相違について	128
	3	事業委託先の人件費単価について	129
	4	バス借上契約書の収入印紙について	129
	5	各種音楽コンクール等出場補助金について	130
	6	地域運営委員会の予算の費目の流用について	139
	7	業務委託契約における再委託時の書面による承諾について	142
	8	就学援助費交付申請に関する個人情報の取扱説明について	150
	9	特別支援教育就学奨励費申請に関する個人情報の取扱説明について	152
	10	漏水による高額水道料金の負担について	155
	11	委託業務の報告結果の管理について	157
	12	検査調書の日付について	161
	13	預かり保育料についての確認資料について	176
	14	給食費の徴収額及び納期の統一について	183
	15	堆肥化等業務委託料について	190
	16	榛名湖荘総合運動場の利用について	195
意見	1	幼稚園・高等学校における校務支援システムの導入について	69
	2	校務支援システムの機能の拡大について	69
	3	タブレット端末の利用に関するモニタリングについて	69
	4	学齢期前の子どもを対象としたいじめ防止のための指針の策定について	77
	5	いじめ防止推進協議会のWEBを利用した会議の開催の検討について	81
	6	学校再編について	84
	7	高崎市教育職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱に定める対象者の明確化について	95
	8	産業医による面談について	97
	9	学校における業務の適正化について	99
	10	部活動における外部指導員のさらなる配置促進について	100
	11	中学校における部活動ガイドラインの把握について	101

区分	番号	項目	ページ
意見	12	有給休暇の取得の促進について	101
	13	連帯保証人の要件について	123
	14	奨学資金貸付金滞納者の連帯保証人への督促について	124
	15	奨学金の返還方法について	126
	16	奨学金の連帯保証人の要件について	126
	17	電話相談事業の見直しについて	144
	18	適応指導教室の数の増加について	146
	19	就学援助費交付申請に関する金融資産の確認について	148
	20	特別支援教育就学奨励費の申請に関する金融資産の確認について	152
	21	経費予算の配分基準について	155
	22	スクールバス運行委託管理の業者からの報告資料について	159
	23	仮校舎借上料の賃貸借契約書について	163
	24	伝票の記載内容について	164
	25	教師用指導書納品書の納品日と受領書の受領日の不一致について	166
	26	楽器の購入予算について	168
	27	交付申請書の記載内容について	171
	28	タブレット端末活用推進補助金について	173
	29	施設等利用給付費の請求項目の検証について	174
	30	申請書における状況確認のための資料の徴求について	176
	31	補助金の算定基準の見直しについて	178
	32	給食費の徴収を月割計算としていることについて	185
	33	給食費の異動事項による計算方法の統一について	185
	34	「給食者（人員）変更内訳報告書」における学校責任者の承認について	186
	35	回収不能な給食費の不納欠損処理について	188
	36	弁護士催告業務委託の委託料について	188
	37	給食材料の発注方法について	189
	38	給食残渣量の把握について	190
	39	榛名林間学校榛名湖荘の施設の活用及び管理体制について	194
	40	運営費交付金の余剰額の返還について	197